

造形学研究所報

二〇一八年十四号

AICHI SANGYO UNIVERSITY

愛知産業大学 造形学部
大学院 造形学研究所

建築学科

デザイン学科

平成 19 年 7 月、文部科学省は「大学設置基準等の一部を改正する省令」を公布し、いわゆる「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的の明確化」を求めました。学位の課程を中心とする考え方にに基づき「学士課程教育」が大学教育のあるべき姿であると規定し、学生本位の教育活動の展開が必要であると指摘しています。

本学では、学園建学の精神に基づいて、学部、大学院の教育研究上の目的を以下のとおりとしています。

造形学部

産業・地域・生活における建築及びデザインという造形行為を通して、社会に貢献できる人材を育成する。

大学院造形学研究科

人間の生活に不可欠な造形活動を、生活を包み容れる建築空間を創り出す「社会造形」と、日常行為を支える用具や生活様式を提案する「生活造形」の面から深く探求し、これらの実務に携わる、高度な倫理観と知識・技能を併せもった実践的な職業人の育成を目的とする。

我が国の大学教育の新しい潮流のなかで、改めて大学が本来果たすべき役割としての教育、研究、地域貢献（学校教育法第 83 条）をふまえれば、本造形学研究所が目指すべき活動は、上記の教育研究上の目的を達成するために、学生の視点にたった造形教育を実践するための教授法の開発研究、研究所員の活発な研究の推進、教育研究の成果の社会提供、という 3 つの大きな柱で構成されるべきこととなります。

本研究所は、建築とデザインの分野における造形を幅広く研究する大学附設機関としての日頃の活動をまとめ、学部及び大学院の教育研究の成果を広く社会に提供するため、毎年所報を発行しており、本年度も第 14 号を発行する運びとなりました。より良い造形学の教育研究を実践していくため、各界のご指導・ご批判を頂きますようお願い申し上げます。

目 次

第 14 号の刊行に際して

研究活動

研究作品

宮下 浩 Hiroshi MIYASHITA (デザイン学科 准教授)

おいしい東北パッケージデザイン展 2017

山口 雅英 Masahide YAMAGUCHI (通信教育部デザイン学科 准教授)

個展 (ギャラリーA・C・S/名古屋市), ビデオインスタレーション「incarnation」(天台宗龍山寺/岡崎市), 紙版画「squair fields」(愛知芸術文化センター/名古屋市), 紙版画「wie aus der ferne '17-XIII」他 (愛知芸術文化センター/名古屋市)

藤枝 秀樹 Hideki FUJIEDA (通信教育部建築学科 教授)

三次元曲面外壁に沿い、壁に柔らかな影の“移ろい”を生む三角メッシュフレームのディテール

研究論文

竹内 孝治 Koji TAKEUCHI

建築史家・関野克の『日本住宅小史』にみられる「國民住宅」論に関する研究——

第9章「國民住宅」ならびに「日本住宅發展模型図」試案を通して ————— 1

堀越 哲美 Tetsumi HORIKOSHI

中部日本の伝統的農家住宅における緩衝空間の構成と形態意匠による風土性 ————— 11

西田 一弘 Kazuhiro NISHIDA

L2 上級学習者と母語話者の抽象名詞の可算化習得の相違 ————— 17

平宮 正志 Masashi HIRAMIYA

良寛に学ぶ教育者としての姿勢 その3——無意識からの教育—— ————— 25

横瀬 浩司 Koji YOKOSE

過失犯の共同正犯 ————— 37

教育活動

平成29年 造形学部 教育活動報告 ————— 43

平成29年度 科学研究費補助金・競争的研究資金 取得研究一覧 ————— 47

造形学研究所の活動について ————— 49

研究活動
研 究 作 品



おいしい東北パッケージデザイン展 2017
東北電力グリーンプラザ アクアホール・プラザギャラリー N・S

「熟成黒にんにく」審査委員賞(福島 治氏)



「熟成黒にんにく」入選



「活き活き発芽&雑穀」入選

山口 雅英



個展「山口雅英 紙版画展」
名古屋市 ギャラリーA・C・S
エンボス版紙版画(オリジナル紙版画技法)

会場風景



「端午の宴」
岡崎市 天台宗瀧山寺



incarnation(ビデオインスタレーション) 生花／雲棲華塾 主宰 清水南文氏



愛知産業大学通信教育部校友会 同好会展
「COLORE展 <再びの生>」
名古屋市 愛知芸術文化センター

squir fields
エンボス版紙版画 3点1組 各500mm×500mm



愛知産業大学造形学部
教員と卒業生による研究・制作展
名古屋市 愛知芸術文化センター

左：wie aus der ferne '17-XIII
エンボス版紙版画 509mm×659mm
中：エンボス版紙版画 技法紹介パネル
右：wie aus der ferne '17-VII
エンボス版紙版画 659mm×509mm

三次元曲面外壁に沿い、壁に柔らかな影の”移ろい”を生む三角メッシュフレームのディテール
Birth of soft shadow "UTSUROI" on the wall, details of the triangular mesh frame along the outer wall of the three-dimensional
グランシップ外壁天然スレート飛散防止安全対策、静岡県静岡市、外壁 8,700 m²、竣工：2016 年 3 月

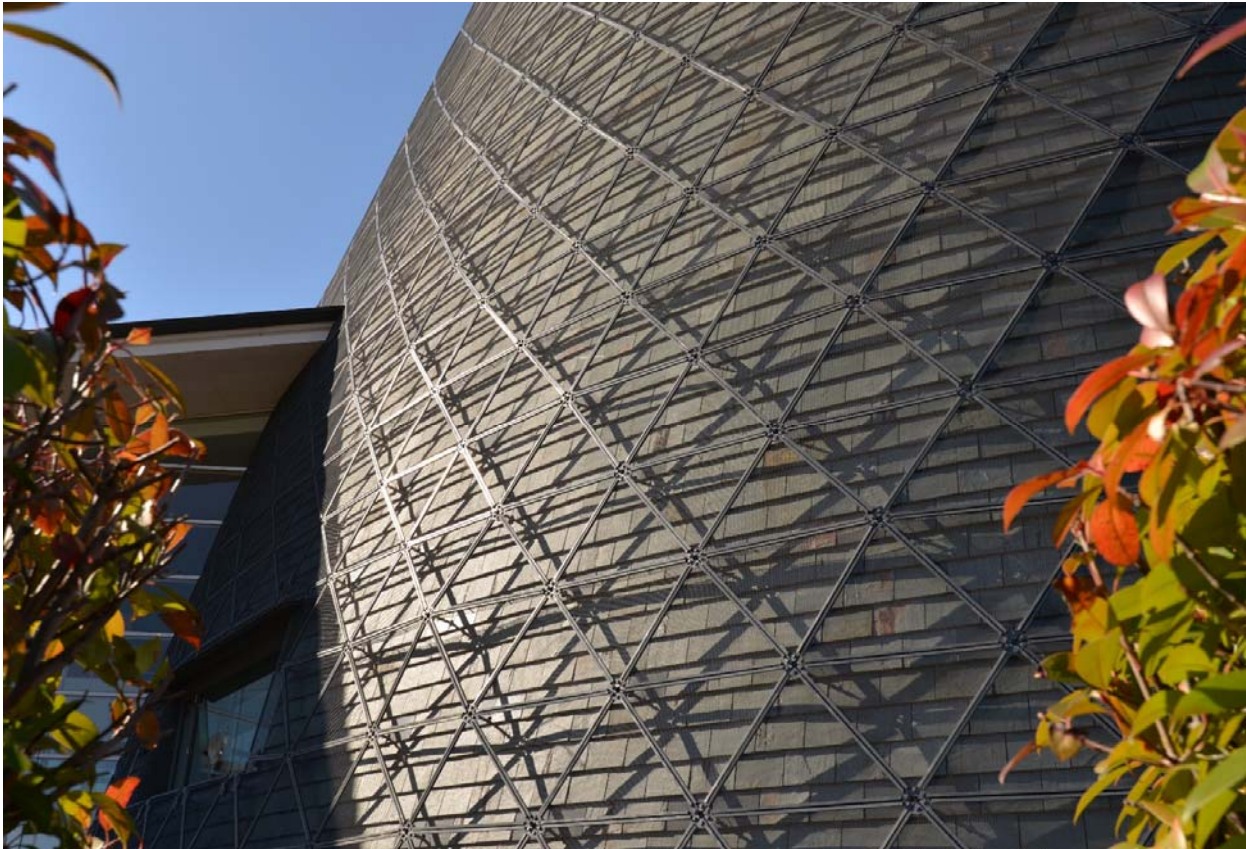


写真1 三角メッシュパネルによる既設外壁の影の移ろい

グランシップは、高さ 30mを超える 3 次曲面の天然スレート材貼り外壁が聳え立つ。竣工後、度重なる天然スレート材割れによる破片落下の問題と落下時の外壁面バウンドによるさらなる破片飛散が懸念された。最初の対策として、落下破片から玄関を守るため地上部に屋根と植栽帯が整備された。その後、飛散破片に対する対策としてこのプロジェクトが生まれた。飛散防止対策のため、恒久的に外壁をネットで覆うことが主な目的である。安全対策に主眼が置かれているが、1 万 m²近くにもなる外壁にネットを張るという、世界でも例を見ないスケールである為に、周辺への風・音・光被害が起これば社会的問題に発展しかねない。また、巨大で目立つ作品であるがゆえに、付加デザインの善し悪しが地域全体の景観に及ぼす影響は計り知れないものがある。第一の環境被害に対しては、風洞実験・熱収縮実験・メッシュの載荷試験・試験施工による色彩・光反射実験を通して検証、対策を施した。デザインに対しては、そもそも、グランシップのデザインは威風堂々とした素晴らしい建築であるが、ヒューマンなスケール感・息づかいのない建築であるように思える。そこで、三角メッシュによるダブルスキン化（図1）する特徴を生かし、季節・時間による外壁へのメッシュ影の移ろいによって空間に生き生きとした表情を加え（写真1、2）、空間デザインに深みをもたらすことを狙った。



写真2 建物南面全景

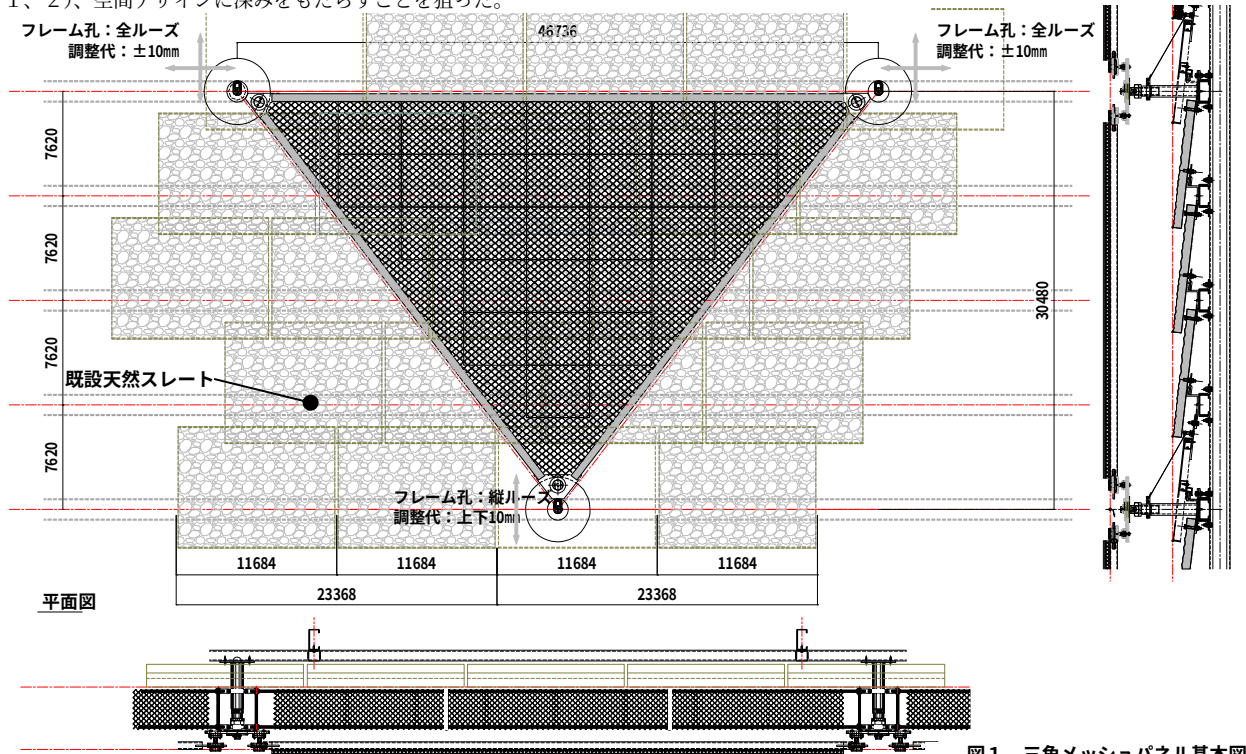


図1 三角メッシュパネル基本図



写真3 施工中：三角メッシュパネル取り付けと東部既設スレート取り外し状況

各頂点が集まる束材取り合いは見付け面積を抑え円盤状とし、そこに、新たに開発した、さまざまな角度に回転できるアタッチメントを取り付ける（図2・4・5、写真5）。また、アタッチメント受け皿部及び各頂点固定部には、メッシュパネルの熱収縮に追随するルーズ加工を施す。このアタッチメントはもう一つの効果として、三角形の1点を簡単に外し、パネルを開け、外壁の補修を容易にする（写真4）。

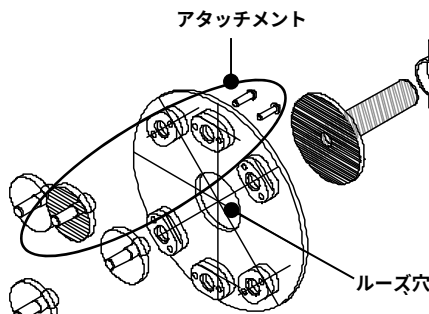
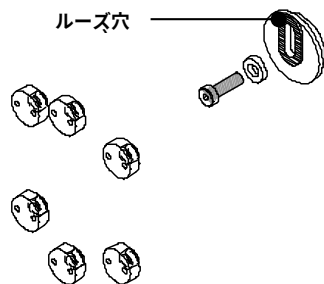


図2 束フリージョイント部品構成図

メッシュパネルは、3角形状として3次元曲面に追随させる。メッシュは3角形パイプフレームに貼る。メッシュ端部は、ゴム型材・押縁材により挟み込みメッシュのたわみ・垂れを防ぐ（図3）。パイプフレームは細くすることで、外壁へのフレーム影が強調されないようにする（図3）。3角形メッシュパネルのパイプ・メッシュの色は、影の移ろいを顕著に浮きだたせる為、外壁天然スレート材に合わせた近似色とした（写真4）。

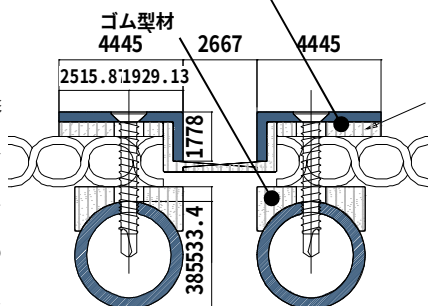


図3 三角メッシュパネルパイプフレームのディテール

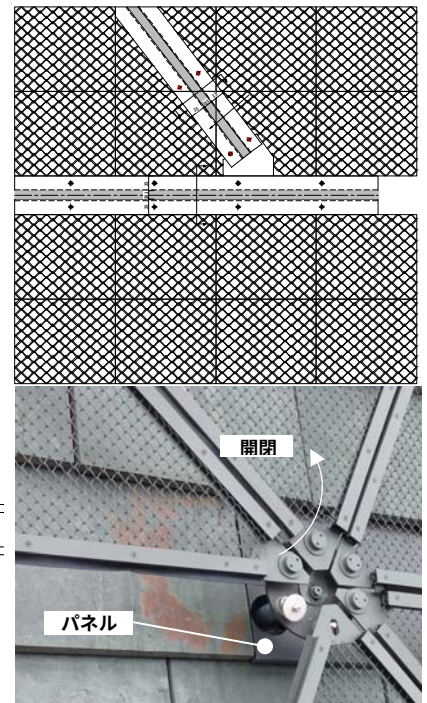


写真4 三角メッシュパネル 東ジョイント部

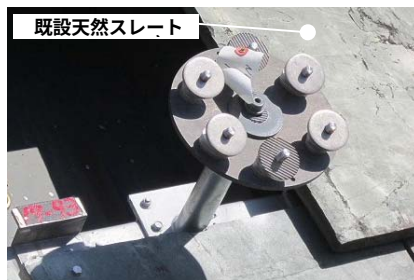


写真5 東部詳細

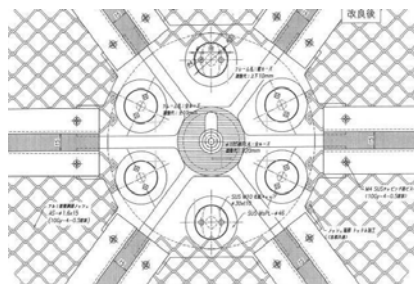


図4 東部平面詳細

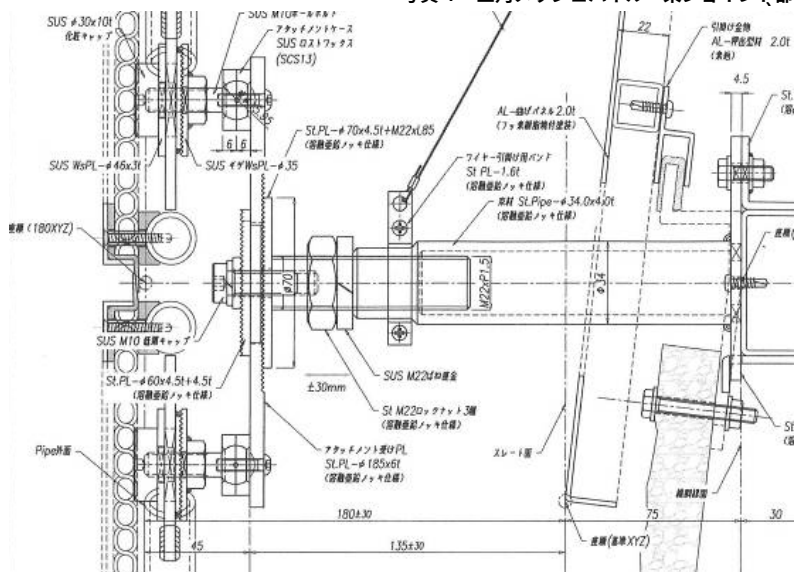


図5 ジョイント部束材断面詳細図

実現させるには、メッシュの影が美しく外壁面に映し出されることが肝要である。そこで、メッシュは、束材により外壁面より極力均一に15cm浮かす。束は三角メッシュパネルの各頂点に配置する。位置は、レーザー光波計により測定し3次元座標を割り出す（写真3）。次に束位置の天然スレートを取り除き、束本体を、既設天然スレートパネルを支持する胴縁に固定する（図2）。取り除いた天然スレート部分にはフッ素樹脂焼付アルミパネルを取り付ける（写真4）。

既設天然スレートパネル支持胴縁

研究活動
研究論文

建築史家・関野克の『日本住宅小史』にみられる「国民住宅」論に関する研究

第9章「国民住宅」ならびに「日本住宅発展模型図」試案を通して

The Theory of National Housing in "A Short History of Japanese Houses" by Masaru Sekino

Through the case study of the nine chapter and proposals for "Development Model of House in Japan"

竹内 孝治*

Kohji TAKEUCHI

Keywords: National Housing, Masaru Sekino, A Short History of Japanese Houses, Development of House, New Order Movement

国民住宅, 関野克, 日本住宅小史, 住宅発展, 新体制運動

1. はじめに

1.1 研究の背景と目的

1940年代前半の日本において積極的な議論がなされた「国民住宅」¹⁾は、いわゆる新体制宣揚の機運と歩調を合わせ、厚生省や建築学会、住宅営団等の諸機関のみならず数多くの建築家等によっても提言・提案・研究がなされた²⁾。そうした「国民住宅」は、住宅革新の契機と目されながらも、結果的に住宅の国民生活最低基準を定め、総動員態勢を扶翼するに至った国策的住宅と見なされもする。あるいは、ナショナリズムを声高に叫ぶ非現実的な伝統礼賛とも評される³⁾。

しかしながら、「国民住宅」を創出すべく模索された諸成果は、戦時下ゆえに十分な成果をもたらすことはなかったものの、住宅の公的供給の理念や、設計基準・規格設計・型計画といった住宅計画の方法をわが国に定着させたほか、近隣住区理論や住宅の不燃化・プレハブ化技術の受容促進に寄与した。それらの成果は戦後の住宅計画・生産・供給の基礎形成に多大な影響を与えたとされている⁴⁾。

実際、戦時における「国民住宅」論を具に見ていくと、そこにみられる主張や提案は、非現実的な理想を描いたものから現実に即したもので多岐にわたっていることがわかる。また、主張・提案が拠って立つ理念や思想も保守・進歩両極の立場に及んでおり、多様な課題に対して、解決策や方向性もまた多様に模索されたものと思われる。しかしながら、そうした「国民住宅」論の多様な全体像の内実については、未だ十分には明らかにされていないのが現状である。

そこで本研究は、1940年代前半において模索された「国民住宅」論の全貌を明らかにする研究視座のもと、その研究の端緒として、建築史家・関野克(1909-2001)の「国民住宅」論に着目し、その内容を明らかにする。具体的には、関野⁵⁾の著書『日本住宅小史』の特に第9章、そして、結尾に示された「日本住宅発展模型図」を対象に、そこで示された「国民住宅」の位置づけについて考察することで、戦時期日本における「国民住宅」論の一端を明らかにする。

1.2 既往研究と本研究との関係

1940年代前半の「国民住宅」に関する既往研究としては、西山卯三⁶⁾や鈴木成文⁷⁾、山口廣⁸⁾などの論考が挙げられる。西山は戦時下の「国民住宅」論や建築学会等による住宅基準について、その意義を認めつつも「空想論」に止まったと評し、自ら住宅営団技師として進めていた庶民住宅研究との差異と共通点を指摘しつつ当時を回顧している。一方、鈴木は「国民住宅」に関する主立った提言・提案や、住宅営団による住宅供給を概観し、それら試みが戦後へ与えた影響を「戦後の復興と発展の基礎を形成した」と評価している。また、山口は日本近代建築に関する通史の終章として戦時下の「国民住宅」についても概説し、特に住宅営団による平面計画について言及している。

これら論考は共通して、日本近代建築史ないしは住宅史に関する通史的記述のなかで「国民住宅」を取り上げるものであり、当時の状況を概観するにとどまる。また、本研究が取り上げる関野克の「国民住宅」論についても言及されていない。

* 愛知産業大学造形学部建築学科 講師・修士(建築学) Assist. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Architecture and design, Aichi Sangyo Univ., M.Arch.

表 1 1942 年版と 1951 年版にみられる本文の異同

1942 年版	1951 年版
第 9 章第 1 節 (p. 141) 斯くの如く日本住宅建築の近年に於ける新しい技術や意匠は世界にあつても相當高い水準を示し得たのであつたが、それは經濟的に餘裕ある極めて一部の住宅に示されたに過ぎず、庶民の住宅建築は適當の指導機關もなく、貸家業者の心なき營利主義と舊手法を徒に墨守する大工の手の中に歪められてゐた。それら一般住宅は前時代書院造の因襲や數寄屋造の亂用に計畫性なく、宅地の中に廣場を失ひ、空地を減じ、太陽光線から隔てられ、國民體力の低下を來す一原因をなした。<u>今日では多層集合住宅又は一團地の住宅經營として計畫性を持つにあらざれば發展の途は失はれてゐる。今日高度國防國家樹立の爲め、當然のこと乍ら消費規正が行はれ、三十坪以上の住宅の建築は制限され、而も國民住宅の多量建設が行はれようとしてゐる。即ち今回の事變は日本住宅建築に一大時期を劃したと見るべく、明治以後外國建築の影響を受け入れつゝ學問の發展と相俟つて築き上げた日本住宅建築の理想は、建築家の撓まざる努力による金字塔であるとしても、今日その理想は一時保留しなければならぬ。しかしその金字塔こそは今後の階程に於て纏て世界平和の安定勢力となつた曉、大東亞共榮圈の盟主たる日本の文化を示すべき國民住宅の必ずやよき道標となり得るものであらう。</u> 第 9 章第 2 節 (pp. 143-144) 昭和六年滿洲事變あり、十二年支那事變、更に第二次歐洲大戰となり、<u>今日日本は高度國防國家の樹立に邁進してゐる。そして大東亞共榮圈確立を目的に國民は多大の困難を耐へ忍びつゝある。住宅建築も資金並びに資材の制限を受け、且つ木造建築約三十坪を限度としてゐる。而も一方空襲の危険は日に日に増大し、從來の木造日本家屋は都市建築としての資格なきことが今日程痛切に認識されたことはないであらう。しかし一時に全體を改變することは全く不可能に近く、乃ち政府は近年防空建築法により特に隣接するものにつき耐火木材、モルタル塗等を以て簡易防火構造を行はしめつゝあるが、これは百年の計であるべきでなく、</u>一步々々不燃性の都市住宅を建設することは國民の義務であり、その實現は爲政者の深く考え及ぶところでなければならない。<u>又一方國防産業は急速に擴充され、工場が多くが建設され、そこに蟬集する産業戰士の爲め住宅建築の多量建設を必要とすると共に、一般現象として極度の住宅難を來すやうになつた。今日住宅問題は國民生活の安定、國民體力の向上等國力の消長に直接結びつけられ、政府は人口問題との關聯に於て厚生省内に住宅課をおきその一般政策の樹立をなすと共に、茲に同潤会の基礎の上に住宅營團を新に組織し、主として勤勞者・勞務者の爲の小住宅の多量建設に乗り出した。そしてその活動は刮目されつゝあるも國民住宅の試案は最小限に近い小住宅を對象とし國民一般の民度にその基礎を置く以上、今日のところ已むを得ないとしても、將來はこれにて決して満足さるべきではない。八紘を以つて一字とする雄大な構想の下に國民住宅は量的に整備されると同時に質的向上を見て始めてそこに眞の日本文化を世界に誇り得るであらう。</u> 結尾第 2 節 (p. 156) <u>日本は世界に誇るべき住宅の歴史を有し、明治以來日本建築學の發達に従つて幾多の専門學者を輩出し、五十年足らずして學問的には世界水準に達し、更に一步抜き又抜かんとしてゐる。新日本住宅に關する研究と一部の試案の實施は既にその多くがなされてゐる。今は唯國家的な宏大な住宅政策への推進力を待つのみである。否寧ろ建築家は身を以つて其の中に投ぜんとしてゐる。この意味に於て最近組織された住宅營團の強力なる發展を祈つて止まない。</u>	第 9 章第 1 節 (p. 141) 斯くの如く日本住宅建築の近年に於ける新しい技術や意匠は世界にあつても相當高い水準を示し得たのであつたが、それは經濟的に餘裕ある極めて一部の住宅に示されたに過ぎず、庶民の住宅建築は適當の指導機關もなく、貸家業者の心なき營利主義と舊手法を徒に墨守する大工の手の中に歪められてゐた。それら一般住宅は前時代書院造の因襲や數寄屋造の亂用に計畫性なく、宅地の中に廣場を失ひ、空地を減じ、太陽光線から隔てられ、國民體力の低下を來す一原因をなした。<u>時すでに多層集合住宅又は一團地の住宅經營として計畫性を持つにあらざれば發展の途は失はれてゐた。且太平洋戰爭に突入するに當つて國民は重需資財の犠牲となり三十坪以上の住宅の建築は制限され、而も國民住宅の多量建設が行はれようとしたのであつた。即ちそれは日本住宅建築に一大時期を劃したと見るべく、明治以後外國建築の影響を受け入れつゝ學問の發展と相俟つて築き上げた日本住宅建築の理想は、建築家の撓まざる努力による金字塔であるとしても、遂にその理想は一時保留しなければならなかつた。</u> <u>しかも太平洋戰爭の結果は多數の都市は焦土と化し、産業の破壊亦甚しく、敗戰國として戰災復興は極めて困難な状態におかれるに至つた。</u> 第 9 章第 2 節 (pp. 143-144) 昭和六年滿洲事變あり、十二年支那事變、更に第二次歐洲大戰となり、<u>加へて十六年太平洋戰爭に自らの運命をかけることとなつた。勝味ない戰ひに、國民は多大の困難を耐へ忍びつゝあつた。住宅建築も資金並びに資材の制限を受け、且つ木造建築約三十坪を限度としてゐる。而も一方空襲の危険は日に日に増大し、從來の木造日本家屋は都市建築としての資格なきことが今日程痛切に認識されたことはないであらう。しかし一時に全體を改變することは全く不可能に近く、乃ち政府は當時防空建築法により特に隣接するものにつき耐火木材、モルタル塗等を以て簡易防火構造を行はせたのであるが、これは百年の計であるべき筈はなく、</u>一步々々不燃性の都市住宅を建設することは國民の義務であり、その實現は爲政者の深く考え及ぶところでなければならない。<u>しかし自らまねいた空襲に對して充分のことが出來よう筈はなかつた。當時重需産業の爲め住宅建築の多量建設を必要とすると共に、一般現象として極度の住宅難を來すやうになつた。俄然住宅問題は國民生活の安定、國民體力の向上等國力の消長に直接結びつけられ、政府は人口問題との關聯に於て厚生省内に住宅課をおきその一般政策の樹立をなすと共に、茲に同潤会の基礎の上に住宅營團を新に組織し、主として勤勞者・勞務者の爲の小住宅の多量建設に乗り出した。國民の民度を一定の枠内に極めて低く格一することによつて、獨裁者の統制が全く自由を國民住宅から奪つてしまつたのであつた。</u> 結尾第 2 節 (p. 156) <u>(該当箇所削除)</u>

※表註：本文は旧字旧仮名のままとし、1942 年版と 1951 年版で本文異同がある箇所を下線で示した。

本研究が関野の『日本住宅小史』に関する既往研究としては、西山卯三による「住宅の発展図式」⁹⁾や木村徳国の「方法論的序説」¹⁰⁾などの研究が挙げられる。西山は、関野の著書や、そこで示された「日本住宅発展模型図」について「時代の中をもつて存在しつづける様々な住宅のジャンルを並列的に追跡叙述」したものと、「より現実的であり、啓蒙的な意味をもっている」と評価しつつも、「個々のジャンルの機能的な発展の内容がはっきりしない」と指摘し、「従来の素朴な様式的見方をやゝ解析的に分解しただけで、住宅に対する現在の実践を指導する理論に結びついた図式としては不十分」と評価した。

また、木村は日本近代都市における独立住宅様式の成立に関する一連の研究において、関野の『日本住宅小史』についても言及している。木村は、『日本住宅小史』の内容について、住宅の歴史を現代に立体的につなげる試みであり、「戦前の住宅歴史統一の動向の最高水準」、「住宅史研究の歴史中、一つの変換点を象徴する通史」と評価している。

西山、木村ともに、『日本住宅小史』が提示する「日本住宅発展模型図」の革新性に言及し、戦時下ゆえの限界についても指摘する点において共通している¹¹⁾。本研究ではこれらの評価も参照しつつ、関野の示した「日本住宅発展模型図」における「国民住宅」の位置づけについて読解を行い、戦時・戦後に提示された関野の「国民住宅」論を明らかにするものである。

2. 『日本住宅小史』の概要

2. 1 概要

建築史家・関野克は、1942年に『日本住宅小史』を出版した¹²⁾。相模書房から出版された建築新書シリーズの一冊であった本書は戦後に至っても版を重ね、少なくとも1965年(第15版)までを確認できる。戦後に入っの1948年(第10版)では軽微な修正に止まっているが、1951年(第12版)では後述する3箇所についてまとまった改訂を認められる。そこで本稿では、初版である1942年版と戦後に改訂された1951年版的二つを対象に考察を進める。

目次構成は、序、1.序説、2.原始住宅、3.農家住宅、4.公家住宅、5.町家住宅、6.積家住宅、7.武家住宅、8.数寄屋住宅、9.国民住宅、10.結尾となっており、従来の住宅史で一般的だった様式別の記述を採らず、系統別に住宅の発達を記述している。また、住宅史ながらも同時代において進行する住宅についても記述対象に含め、特に「国民住宅」と題した章を設けた点に特徴が認められる。さらに最終章では、日本住宅の発展過程をモデル化した「日本住宅発展模型図の試案」を提示し、その説明を行っている。

表2 第9章で例示された建築事例¹³⁾

No.	図番号	建築名	設計者名	本文
1	—	渋沢邸	辰野金吾博士	136
2	附121	穂積邸(明治住宅)	中村達太郎博士	136
3	—	通信大臣官邸	新家孝正博士	136
4	—	鍋島邸	坂本復経氏	136
5	附122	浅野邸	伊東忠太博士	136
6	挿54, 55	佐野博士邸	佐野利器博士	137
7	附123	聴竹居	藤井厚二博士	140
8	附124	同	同	140
9	附125	同	同	140
10	附126	大森某氏邸	堀口捨巳氏	139
11	附127	吉川氏邸	堀口捨巳氏	139
12	附128	K氏邸	谷口吉郎氏	140
13	附129	同	同	140
14	附130	某氏邸	吉田鉄郎氏	140
15	附131	若狭邸	堀口捨巳氏	130
16	—	阿部邸	市浦健氏	141

※表註：附は巻末附図、挿は本文挿図、—は言及のみを表す。

2. 2 敗戦をまたいでの本文の異同

初版が出版された1942年はすでに対米戦争に突入し、新体制運動によって誘発された国民住宅論議が活発化していた時期にあたる。そうした時流への応答として、『日本住宅小史』も「国民住宅」を一つの章に立てたように思われる。しかし、敗戦を経て版が改められた際に、一部記述内容を削除・修正しているにもかかわらず、依然として「国民住宅」と題する章は存続し、「日本住宅発展模型図」にも変更は加えられていない。1942年版から1951年版への本文の異同を表1に示した。

①第1節では、節の最後11行にわたって、語句が書き換えられている。主な変更点として、1942年版では現在進行形だった状況が、1951年版では敗戦を経た過去形に改められている。第2節でもまた、143頁全体が現在進行形から過去形に書き換えられている。

②文章の異同は主として現在進行形から過去形へ改めるもので、おおよその骨子は変わらない。とはいえ、たとえば第9章第2節では、1942年版では、住宅基準の切り詰めは「今日のところ已むを得ない」など、高度国防国家体制を与条件として追認する記述であったものが、1951年版での改訂では「独裁者の統制が全くの自由を国民住宅から奪ってしまった」など戦時体制を批判する論調へと変化している¹⁴⁾。

3. 「第9章 国民住宅」の記述内容

3. 1 第1節：西洋建築の輸入と現代住宅

第9章は「西洋建築の輸入と現代住宅」、そして「都市計画、住宅政策と国民住宅」という二つの節に分けられている。以下、節ごとに記述内容の読解を進める。

第1節では、明治維新以降における住宅の変遷過程を概観する内容となっている。江戸時代以前の住宅が文明開化を経て変化してきた流れを説くなかで、外国人居留民の洋風住宅から乾式構造による阿部邸まで多様な事例が取り上げられている。特にそこでの歴史記述は、洋風住宅の受容に始まる住宅の近代化・合理化に次いで、日

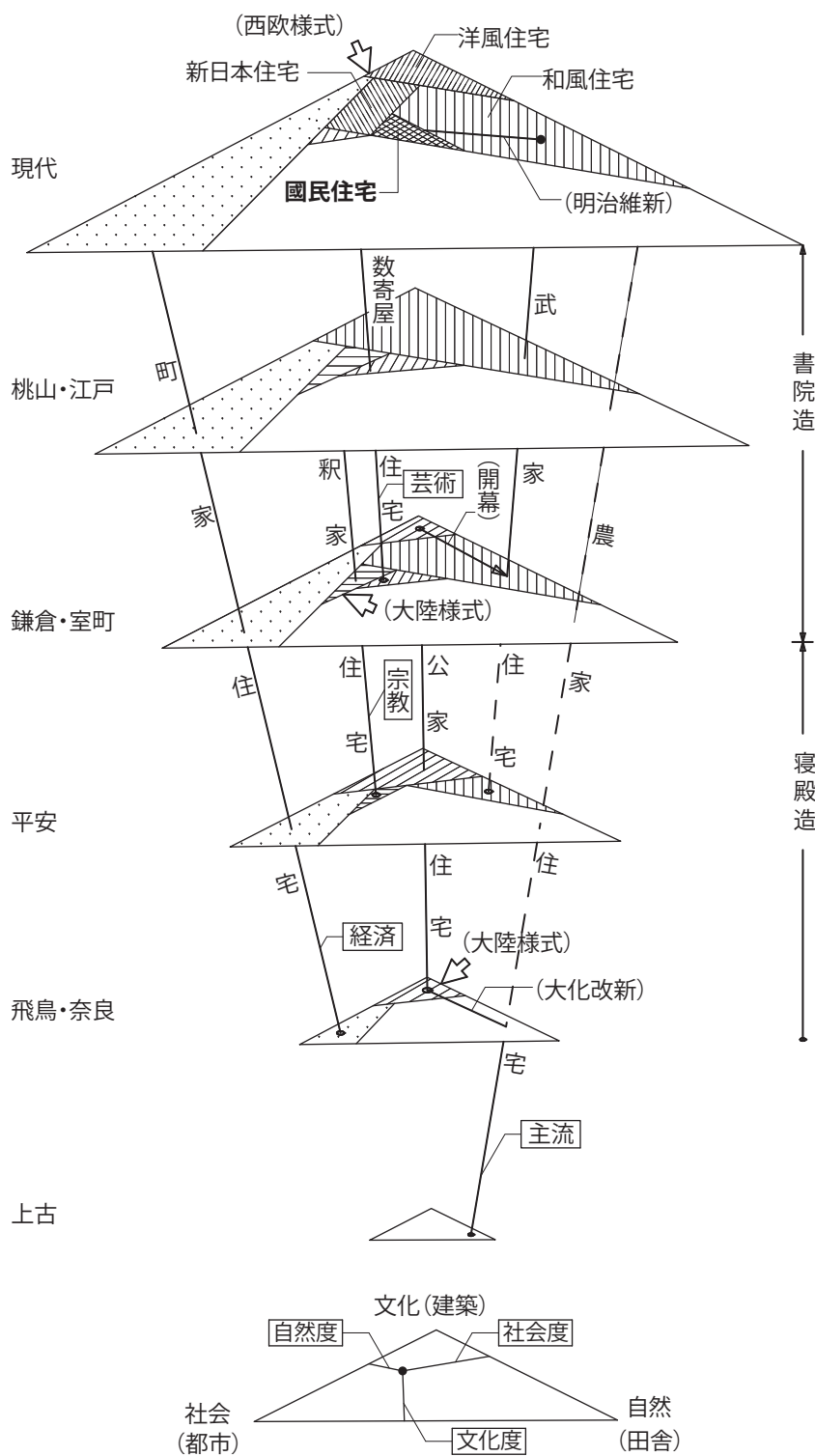


図1 日本住宅発展模型図の試案¹⁵⁾

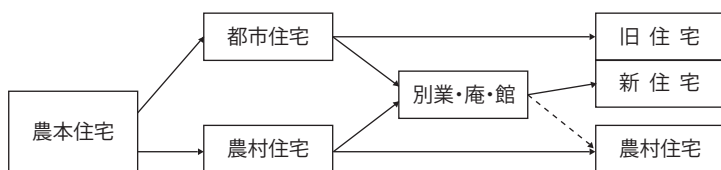


図3 日本住宅発展の一理念

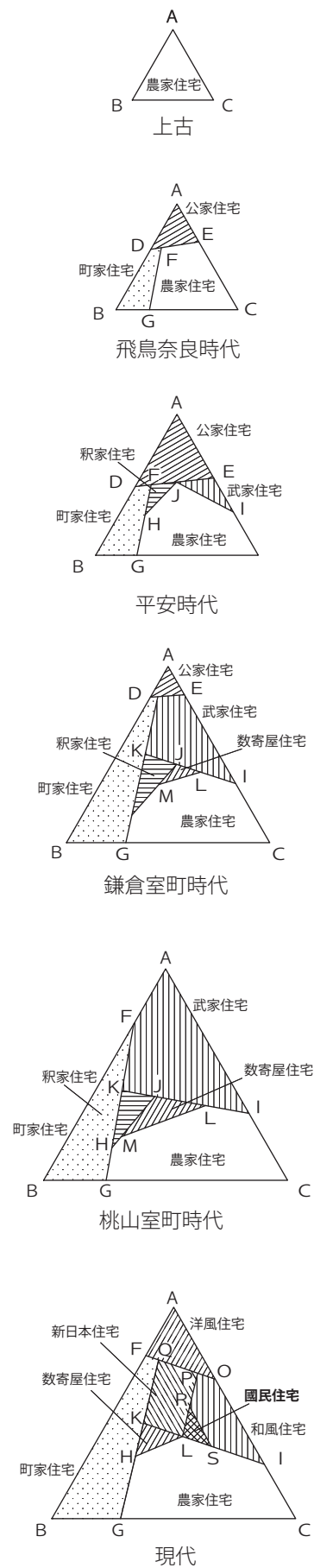


図2 各時代における断面¹⁶⁾

本の気候風土や生活様式に合致する「日本住宅の新しい方向」が試行錯誤される歴史として記述されており、その事例として、佐野利器「自邸」や、藤井厚二「聴竹居」、堀口捨己「吉川邸」や「若狭邸」、市浦健「阿部邸」などが取り上げられている（表2）。

節の最後に関野は、明治維新後の住宅の技術・意匠が高い水準を示すに至ったものの、庶民の住宅建築は不十分であることと、その改善が求められつつも戦争の激化によって足踏みをせざるを得なくなったと指摘している。

3. 2 第2節：都市計画、住宅政策と国民住宅

次いで第2節では、前節と同様に明治維新以後の住宅の歴史について、特に都市計画や住宅政策の変遷とともに概観する内容となっている。都市計画法、市街地建築物法、市街地建築物施行令・同施行規則、住宅組合法、同潤会などについて言及しつつ、満州事変以後に課題として浮上した防空建築、住宅建築の大量建設、住宅問題、住宅営団についても触れている。特に木造日本家屋が都市建築として不適であることや、耐火木材、モルタル塗等による簡易防火構造が、あくまで「国家百年の計であるべきでない」応急措置であることを指摘している。今後の「国民住宅」は、都市部への人口集中による住宅難を解決するという量的問題、そして、最小限に近い小住宅に止まる現状の住宅規模を改め、国民生活の安定、国民体力の向上に資する住宅の質的向上を課題とした。ただし、1951年版ではこの記述は削除され、戦争により「国民住宅」の自由が奪われたと指摘に変更されている。

3. 3 第9章における「国民住宅」の位置づけ

以上のように、『日本住宅小史』の第9章は、明治維新以後の住宅建築の変遷、そして都市計画・住宅政策のなかでの住宅の在り方を記述する内容となっている。「国民住宅」は、1940年前半における国策住宅という狭義の意味ではなく、明治維新を経て「國民として自由に自己の住宅を営み得る」ようになった時代の住宅とされ、日本の近代化過程において模索されつつある庶民のための住宅を包括する概念として「国民住宅」が位置付けられている。そうした姿勢の背景には、序文にみられる、「今日急務とされている住宅政策の樹立に於て、日本住宅の歴史は改めて正しく顧みられねばならない」という関野の言葉からも明らかであろう¹⁷⁾。

ただし、両版ともに「今日急務とされている住宅政策の樹立」という文言は同じながら、そこで指し示される状況は戦時と戦後で異なっている。両版での異同でいえば、戦時は「高度国防国家樹立の為（中略）国民住宅の多量建設が行はれようとしてゐる」（1942年版）状況であったのに対し、戦後は「太平洋戦争の結果は多数の都市は焦土と化し、産業の破壊亦甚しく、敗戦国として戦災復興は極めて困難な状態におかれるに至つた」（1951年版）と説明されている¹⁸⁾。

4. 「日本住宅発展模型図」試案が示す発展過程

4. 1 「日本住宅発展模型図」と「住宅様式構造図」

次に、『日本住宅小史』に収録されている「日本住宅発展模型図」試案について、その概要を整理しておく。本図は、住宅の発展段階を上古時代、飛鳥奈良時代、平安時代、鎌倉室町時代、桃山江戸時代、現代の6つに分け、その変遷を文化・自然・社会からなる三角形を用いて大胆にモデル化したものである。「単純な一本の直線的な形式の変遷としては説明されないで、数個の線の複合として初めて理解出来る」¹⁹⁾としつつも、あくまで「仮説的なもの」と断っている。

『日本住宅小史』とは別に、関野は「日本住宅発展模型図」に関連した発表を日本諸学振興委員会の昭和十八年度芸術学会（1943年6月）において行っている。「日本住宅様式の基礎問題」と題された学会発表では、「日本住宅発展模型図」という名称は用いられず、「日本住宅における類型様式の構造」あるいは「住宅様式構造図」と称して説明を行っている²⁰⁾。「住宅様式構造図」は、『日本住宅小史』に収められた「日本住宅発展模型図」と共通部分が多くみられ、特に文化・自然・社会からなる三角形の図表現が用いられている。しかし、差異も際立っていることから、著書『日本住宅小史』と学会発表「日本住宅における類型様式の基礎問題」を比較することで、「日本住宅発展模型図」に対する理解をより深められることが期待される。

4. 2 模型図試案にみられる発展過程

『日本住宅小史』に示された「日本住宅発展模型図」（図1）は、「日本住宅の歴史的発展という太い綱」を、時代ごとに切り取った正三角形の「綱の断面」で表現するものである。関野はその意図を次のように述べている。

先づこの綱の断面を正三角形ABCとする。何故断面に正三角形を選んだか、BCを底としAを頂点とする正三角形ABCの持つ意味は、BCを以て住宅のこの自然と社会に生成さるべき基礎としてその上に住宅の文化は正三角形なりに高度を増すと同時に一点に集中すると考へ、A頂点を以て建築としての最高水準を示す点としてB、C頂点に相対せしめたにある。而して辺BCには二つの極が対立する。一つは自然へ復帰せんとする方向であり、一つは自然に対して社会的な環境を形成せんとする方向である。前者の極を正三角形ABCのC頂点を以て代表し、後者の極をB頂点を以て示すこととする。如何なる種類の住宅もその示す自然度・社会度・文化度の割合に従ひ正三角形内の一点としてその位置を表はすことが出来る。²¹⁾

こうして示される正三角形の「断面」が、上古、飛鳥奈良時代、平安時代、鎌倉室町時代、桃山室町時代、現代の6つで示され、最後に「国民住宅」と題された、今後のあるべき断面が示されている（図2）。図において示されているように、正三角形内には、各系統の住宅がそれぞれの領域を占めている。各「断面」は「日本文化の伸展、文化財の集積」に応じて大きくなっており、また、

5 類型様式の構造にみられる発展過程と「國民住宅」

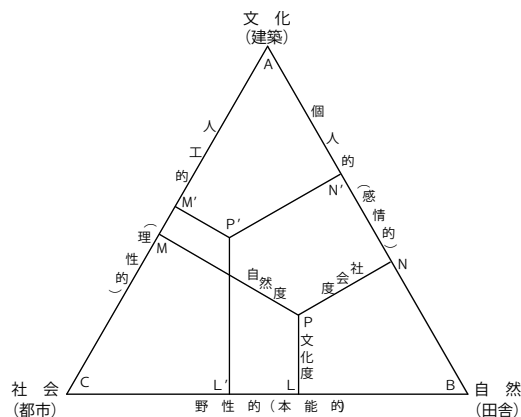
日本諸学振興委員会芸術学会において示されたモデル「住宅様式構造図」(図5)は、おおよそ『日本住宅小史』において提示した模型図試案から変更はないものの、図としては大幅に簡略化されている。

「住宅様式構造図」は、「日本住宅発展模型図」と同様に、文化・自然・社会の三つの頂点からなる三角形で示されている。学会での発表内容をまとめた「日本住宅様式の基礎問題」には4つの図が収録されている。まず、「住宅様式構造図」自体を説明する第一図では、住宅様式を成立させる文化・自然・社会の三要素を挙げ、それらの「総体的量関係」により図示される旨の説明がなされる。続いて第二図から第四図までは時代毎の構造図が示されている。第一図は「原始及び上古」の時代を表し、A頂点に埴輪家、B頂点に竪穴住居、C頂点に横穴住居を配している。次に第三図「中古から近世」に至ると、A頂点に邸第が占め、B頂点に裏店、C頂点に庵を置き、それぞれの中間に町屋、田舎屋、数寄屋が配される。最後に第四図「明治以降」では、A頂点に高級住宅、B頂点にスラム、C頂点に山小屋が置かれ、それぞれの中間に都市住宅、農村住宅、別業住宅が配される。さらに三角形の中心部分に國民住宅が書き込まれている。

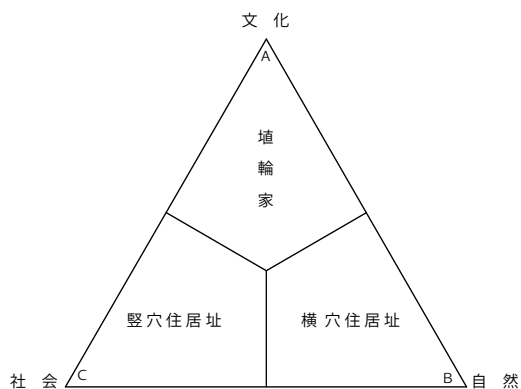
こうした「住宅様式構造図」と先にみた「日本住宅発展模型図」を比較してみると、まず「住宅様式構造図」では、三角形内を分割する各住宅の領域が大胆に簡略化されていることがわかる。また、領域内を占める住宅についても、田舎屋、山小屋、スラムといったように「日本住宅発展模型図」では掲げられていなかった分類名称が用いられている。そして、3つの異なる時代を示す構造図は全く同じ大きさの三角形で示されており、「日本住宅発展模型図」ではみられた「日本文化の伸展、文化財の集積」に応じた断面の拡大は示されない。

こうした差異がみられるにもかかわらず、「住宅様式構造図」においても、明治以降の構造図ではその中心は「國民住宅」が占めている。そうした位置づけについて関野は次のように説明している。

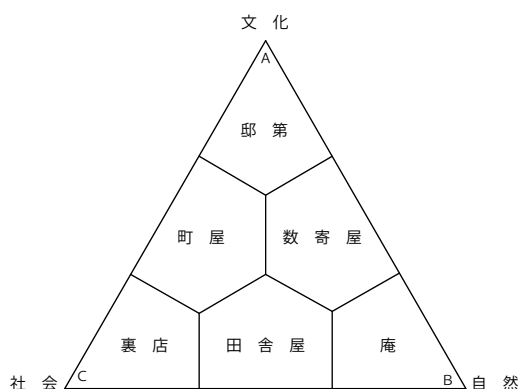
現在叫ばれてをります國民住宅といふものを考へてみますと、私は三角形の核心に近く位置すべき性質の住宅であると思へるのであります。住宅に対して何等生活意欲を示さないと、住宅は兎角文化的に低位につきます。或ひは自然へ逃避し、或ひは密住に陥り易いのです。それは如何にしても向上させることが国家として行はねばならぬことであります。それから非常に高い文化、贅沢な住宅も、苛烈なる戦争の遂行されつゝある今は許されないものであつて、資材の立場からも住宅の規格化を行ひ、或程度まで社会的要素を入れなければなりません。余りにも人工的な設備は好ましくありませんで、土・空気・太陽・水の四大自然物を能ふ限り利用し、自然的要素を或程度持たせなければなりません。これらのことが國民住宅の基準になるべきものではないかと考へるのであります。²⁹⁾



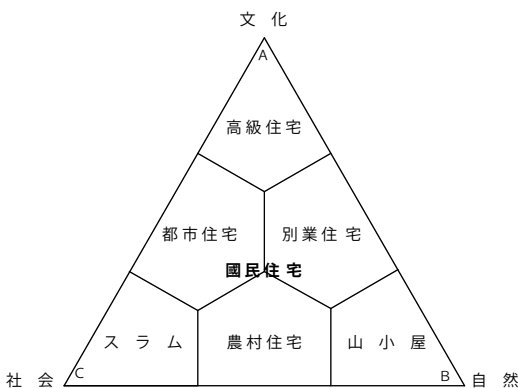
第一図



第二図



第三図



第四図

図5 住宅様式構造図²⁸⁾

上記のように文化、自然、社会を頂点とする三角形の中心へ「国民住宅」を位置づける姿勢は、『日本住宅小史』と同様のものである。関野にとって、「日本住宅発展模型図」と「住宅様式構造図」は、いずれも日本における住宅発展の歴史を説明する図式を示しつつ、それによって導かれる理想形態を「国民住宅」として位置づけるモデルとして援用されているとみなせよう。

6. 結論

以上、関野克の著書『日本住宅小史』の第9章「国民住宅」ならびに「日本住宅発展模型図」試案、さらには学会発表「日本住宅様式の基礎問題」で示された「住宅様式構造図」を対象に、関野の「国民住宅」論の内容について考察を行った。そこで得られた知見を以下のように要約できる。

①関野は『日本住宅小史』の意義を、近代日本における住宅問題解消へ向けた住宅政策の樹立へ向けて、歴史を正しく顧みるための通史とした。そこでは、今後のあるべき住宅建築を導くものとして「日本住宅発展模型図」を示しており、住宅建築発展の到達点に「国民住宅」を位置づけている。それゆえ、戦時下において一般的に語られていた「国民住宅」とは意味や範囲が異なることが見てとれる。それは、学会発表「日本住宅様式の基礎問題」において、「明治以後の新しい時代に対しては、この頃一般に申して居るところの国民住宅をその儘広義に解釈して現代の日本の住宅様式を示す名称と致して居る」と述べていることから明らかである。

②第9章で示される「国民住宅」は、明治維新以後の西洋住宅の受容を経て、耐震防火や日本の気候、起居様式、実用的な平面といった諸問題を解決していく道程と、その到達点として位置づけられている。それと同時に、富裕層に限定されたこれまでの住宅建築の試みから、広く庶民に開かれた住宅建築の在り方を模索する必要性を明記している。また、都市計画、住宅政策との関連において、検討すべき課題であることも示している。

③結尾および「発展模型図」では、日本住宅の歴史を概観し、モデルとして示すことで、「古い始源の伝統」を「新しい精神」によって生かすことの重要性を説いた。そうした姿勢によって、今後のあるべき住宅発展がもたらされるとし、住宅発展の理想形態を「国民住宅」として位置づけた。具体的には、「国民住宅」は、文化、自然、社会の3頂点に対応して、独立住宅、農村住宅、都市住宅によって構成されるものとした。

④第9章ならびに結尾の章は、第8章までの系統別の章立てと比べ異質に思える。戦時における国民住宅に関する提言・提案を歴史的見地から補強する意図があったのか、その有無については性急には判断できない。しかし、少なくともそうした歴史記述は、戦後（1965年版に至っ

て）も大きく改訂されなかった。それが、戦時体制の産物と見なされることもある「国民住宅」が、少なくとも関野にとっては戦後へ連続した課題と見なされていた証左なのか、あるいは、大幅改訂の労をとる暇がなかったからなのか詳らかでない。「国民住宅」という住宅課題を戦時だけでなく戦後とも連続して考究する必要があるのかについてはさらなる考察の深化が必要であり、今後の課題としたい。

謝辞

本研究は一般財団法人・住宅総合研究財団の研究助成を受けた成果の一部である。

註および参考文献

- 1) 「国民住宅」という呼称は、「国民住居」や「国民標準住宅」など称されることもあり、語句の使い分けも含め定見はないものと考えられる。建築学会編纂『住宅用語集』（建築学会、1943.5、初出は建築雑誌、Vol. 57 No. 695、1943.2）には「国民住居」が項目立てられており、「国民服、国民食の類似概念として国民の住むべき標準的住居を謂う。ドイツの Volkswohnung は国民住居と訳されてゐるが、之はこゝにいふ国民住居とは異なる」と定義している。なお、「国民住宅」という呼称自体は戦時期限定されるものでなく、敗戦後も「国民住居の再建計画」（新建築、Vol. 21 No. 1、新建築社、1946.1）、新建築社による二度の設計競技「12 坪木造国民住宅集」（新建築、Vol. 23 No. 4、新建築社、1948.4）、「15 坪国民住宅懸賞競技」（新建築、Vol. 23 No. 11-12、新建築社、1948.11）などがみられる。なお、いわゆる「国民住宅」という呼称自体は戦後、さらには現在においても用いられる語句であることから、1940年代前半に用いられた概念であることを明示すべく、あえて旧字で「国民住宅」と表記している。また、関野は「庶民」も用いているが、それは一般の人々を指し、それに対して「国民」は、明治以後、身分階級制度が廃されたことによって自由を得た人々を指している。関野は「明治維新は四民の制を廃し、茲に幕府時代以来の住宅に関する建築的制限は自ら消滅することゝなつた。この意味で明治以後の住宅は広く国民住宅と名付けられるべきであらう」と説明している（p. 135）。
- 2) 代表的なものとしては、高山英華「国民住居の標準」（『建築と社会』、1940.6）、早川文夫「国民住居の提唱」（『建築雑誌』、1940.9）、諫早信夫「国民住居創造の基本問題」（建築行政、1940.11）、内田祥文「国民住宅研究」（『住宅』、1942.1-1943.4）等の論考、西山卯三の著作『国民住居論攷』伊藤書店、1944がある。また、建築学会や東京日日新聞社などが主催する各種建築設計競技（ともに1941年開催）でも「国民住宅」がテーマとなった。
- 3) 鈴木成文「国民住宅の研究」、日本建築学会編『近代日本建築学発達史』所収、丸善、1972、pp1261~1264。西山卯三の業績を高く評価するものの、その他の「国民住宅」提案・提言については「一部の人は便乗的に伝統礼賛や質実剛健の生活を称揚したが、また一方で、一部知識人や官僚を中心とする人々は、権力による建設と統制を通じて国民生活の向上を試みるという姿勢をとった」ものの、「結果的には、ファシズムに組み込まれてしまうこととなる」と評している。また建築家・内田祥文の「国民住宅」コンペ案について、「当時の状況の下では非論理的な和風住宅讃美論と短絡して、室空間の転用性に基づく住宅水準の切り下げを容認してしまう危険もあったと思われる」と指摘している。また、布野修司は「国民住宅と西山卯三の食寝分離論」（『図説・日本の「間取り」』、建築資料研究社、2001、pp. 80-83）において、当時の国民住宅を概説し、そこでの議論を「戦時下の状況に眼をつむって理想を語るための道具」としながらも、西山の「食寝分離論」は、戦後日本を主導した「型による解決」として高く評価している。内田案については「このコンペの当選案は、一見して奇妙である。そして中途半端である。木造に国際様式をはりつけただけなの

である」と酷評している。

- 4) 前掲書『近代日本建築学発達史』所収の内田「庶民住宅の研究」、鈴木「国民住宅の研究」を参照。
- 5) 関野克は、建築史学者・関野貞(1868-1935)の長男として生まれ、父と同じ建築史学の道を歩んだ。1945年9月、「日本住宅建築の源流と都城住宅の成立」により工学博士となる。主な著作に『寺と社』(講談社、1956)、『文化財と建築史』(鹿島出版会、1969)などがある。
- 6) 西山卯三『戦争と住宅 生活空間の探究(下)』、勁草書房、1983、ならびに、同『すまい考今学：現代日本住宅史』、彰国社、1989。また、同『日本のすまいⅡ』、勁草書房、1973にも言及がある。
- 7) 鈴木成文、前掲「国民住宅の研究」。
- 8) 山口廣「戦争と平和：序章のための終章」、『新建築学大系5：近代・現代建築史』所収、彰国社、1993、pp. 449-462
- 9) 西山卯三「住宅の発展図式」、日本建築学会研究報告、第11号、日本建築学会、1951.5、pp. 1-4。
- 10) 木村徳国「方法論的序説：日本近代都市独立住宅様式の成立に関する史的研究1」、北海道大学工学部研究報告、第19号、1958.8、pp. 255-285。
- 11) 『日本住宅小史』出版時になされた書評として、太田博太郎によるもの(建築史研究会編『建築史』、第4巻第3号、1942.10、pp. 342-343)や高木真太郎によるもの(『国史新著解題・昭和18年度版』、春秋社松柏館、1943、p. 214)が確認できる。ただし、いずれも本稿が着目する「日本住宅発展模型図」や「国民住宅」の位置づけに関する言及はみられない。
- 12) 関野克『日本住宅小史』、相模書房、1942。建築新書シリーズの第3弾として刊行された。帯文には日本出版文化協会ならびに文部省推薦とある。建築新書は、岸田日出刀、田辺平学、田辺泰による監修のもと、住宅から都市まで、歴史・計画・構造・環境等々、幅広く建築に関するテーマを扱うシリーズ構成を予定していたが、戦争による混乱のため、刊行予定の一部が出版されるに止まった。なお、1948年版は、初版である1942年版からの異同がわずかに認められるが、1951年版ほど大きな改訂はみられない。
- 13) 第9章本文ならびに巻末附図をもとに筆者が作成した。なお、結尾の章では同潤会江戸川アパート(同潤会)、町田同族株式会社貸住宅(山口寿郎建築事務所)、紫煙荘(堀口捨己)も言及され、それぞれ附図が掲載されている。
- 14) 前掲書『日本住宅小史』。1942年版ではpp. 143-144。1951年版ではp. 143。なお、引用に際しては原文の旧字を新字に改め、仮名遣いはそのままとした。以下、引用文は全て同じ。
- 15) 前掲書『日本住宅小史』掲載の「挿図63 日本住宅発展模型図」をもとに筆者が作図した。なお、掲載されている図は両版で違いはみられない。
- 16) 同上、掲載の「挿図56 上古時代」、「挿図57 飛鳥奈良時代」、「挿図58 平安時代」、「挿図59 鎌倉室町時代」、「挿図60 桃山江戸時代」、「挿図61 現代」をもとに筆者が作図し、適宜語句を補った。
- 17) 前掲書『日本住宅小史』、序(p. 2)。
- 18) 同上、両版ともにp. 141。
- 19) 同前、p. 149、両版ともに文言は同じ。
- 20) 文部省教学局編『日本諸學研究報告・第二十一篇(藝術學)』、文部省教学局、1944、pp. 43-52に収録されている。日本諸學振興委員会については、駒込武、奈須恵子、川村肇編『戦時下学問の統制と動員—日本諸學振興委員会の研究』、東京大学出版会、2011を参照した。
- 21) 前掲書『日本住宅小史』、pp. 145-146、両版ともに文言は同じ。
- 22) 同前、p. 149、両版ともに文言は同じ。
- 23) 同前、pp. 152-153、両版ともに文言は同じ。
- 24) 同前、p. 155、両版ともに文言は同じ。
- 25) 同前、掲載の「挿図62 国民住宅」をもとに筆者が作図した。
- 26) 同前、pp. 149-151、両版ともに文言は同じ。
- 27) 同前、pp. 155-156、両版ともに文言は同じ。
- 28) 前掲「日本住宅様式の基礎問題」掲載の第一図～第四図をもとに筆者が作図した。
- 29) 同前、p. 52。

中部日本の伝統的農家住宅における緩衝空間の構成と形態意匠による風土性

Regional Characteristics concerning Buffer Zone and Design Elements of Traditional Farmer's Dwelling Houses in Central Japan

堀越 哲美*

Tetsumi HORIKOSHI

The objective of this paper is to find out the regional and climatic characteristics of the traditional farmer's dwelling houses from the viewpoint of the composition of the buffer zone between indoor and outdoor spaces and design elements. The following data were collected from the books and survey reports concerning the traditional houses: *ENGAWA* (Indoor veranda), *NURE-EN* (Outside veranda), *TSUCHI-EN*, *TSUCHI-HISASI* (Canopy) and so on located in Aichi, Gifu, Shizuoka, Yamanashi, Nagano, Ishikawa, Toyama, Niigata and Akita prefectures. Those elements were quantified for the principal component analysis and the cluster analysis. Two principal components were derived: indoor-outdoor indicator and indicator showing the effect of outdoor. The houses were classified into 3 groups i.e. prefectures in the Pacific Coast, ones in the Japan Sea and ones on the central parts mountain area according from the climatic regions.

Keywords : *Traditional farmer's house, Central Japan, Buffer space, Design element, Regionality,*

Climate

伝統的農家住宅, 中部日本, 緩衝空間, 形態意匠, 地域性, 気候

1. はじめに

日本の伝統的農家住宅は、町家と異なり比較的広い敷地を有している。そのことは、自然と接した環境が周囲に存在し、その影響を受けることが予想される。すなわち、その農家住宅は立地する気候と風土に即した形態と機能を有したものとして造られた可能性が高く、現在までも地方性・地域性を有するものとして考えられている。日本の伝統的農家住宅について、特に平面形についてはその地方性、風土性についての研究や分類などは多く行われてきている^{1) 2)}。さらに平面を考慮した屋根型や立面形状、それに関わる細部意匠が上げられ、総体的視点の風土性との関わりについて論考が行われている。しかしながらすでに指摘したように災害環境や気候風土との関連で室内気候の形成あるいは生活環境からみた住宅形態や意匠の研究は少ないと考えられる。浅野³⁾、川村⁴⁾の著作は、伝統的住宅に表出する意匠性を風土との関係としてとらえ、その個々に現れた形態の多様性を論じたが、風土としてのまとまりや相互間の関係性について

では至っていない。伝統住宅が気候風土に依拠することや形態について論じたものとして、松原⁵⁾や宇野⁶⁾の論説があるが、全体的形態などに着目して細部意匠や装備を扱っておらず総体的視点からとらえたもので、さらに内外の空間との関係や要因については論じてはいない。住宅開口部については、北海道を除く本州にわたる伝統的農家住宅の地域気候条件と開口方位・開口割合などの特性について、宇野⁷⁾らが研究を行っているが、その他部位・装備・要素などについては取り扱っていない。

そこで、伝統的農家住宅の室内と屋外の接点である緩衝空間に着目した。その形態と構成について分析して、用いられる要素を提示し、緩衝空間に表出する形態と意匠によって風土性としての地域分類を試みることを目的とし分析を行なったので報告する。対象地域としては、太平洋側から日本海側へと地理的に気候条件が広範な中部地方を取り上げた。本報告では、緩衝空間として特に屋根と軒回り、縁・庇および開口に関わる形態意匠の要素を中心に扱う。

*愛知産業大学造形学部建築学科 教授・工博

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Architecture and Design, Aichi Sangyo Univ., Dr. Eng.

表1 伝統的住宅の緩衝空間とそれを構成する形態・意匠の部位要素

部位	部位要素							
屋根種類	入母屋	寄棟	切妻	方形	片流	鑊	越屋根	兜造・折上屋根
屋根形状	直線	そり	むくり	切り落とし	連続	多棟	八方窓	破風
軒・ひさし	軒の出	鼻隠	樋	軒裏	軒の支持	軒下		
軒下空間	土庇	土縁	軒垂れ	雪囲い	しぶきよけ	こみせ	雁木	
開口：窓	引き戸	藪戸	腰窓	高窓天窓	八方窓	折上	地窓	掃出窓
開口：付属	格子	窓庇	よしず	すだれ	雨戸	戸袋		
開口：出入口	玄関	中門	勝手口	にじり口	妻入	平入		
手摺	笠木	格子	板張					
壁	材料	構法	水切	出隅・入隅	目地	花胴差	雨押え	テクスチャー
縁側	内縁	入側	濡縁	土縁				
基礎・床下	石場立	布基礎	開放	床下換気	閉鎖			
平面	直屋	曲り家	くど造	二棟造	中門造	角屋		

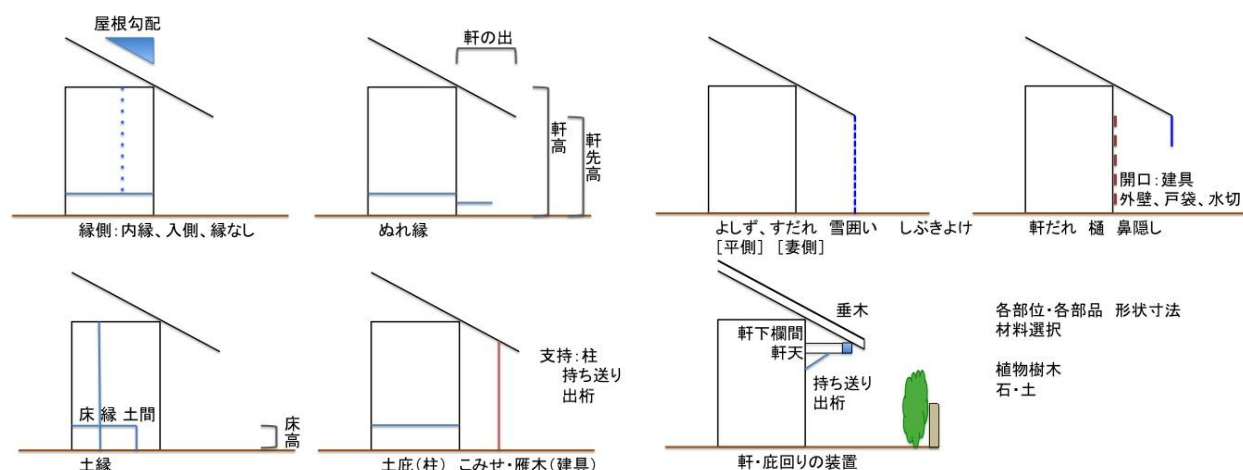


図1 緩衝空間の分類 縁側・軒庇・仕掛け・敷地・装置・植栽

2. 方法

伝統的農家住宅の緩衝空間とそれを構成する形態・意匠の部位要素を抽出し表1にまとめた。これらの要素から、風土性との関係を分析するものを選択することとした。

本研究の分析対象とする資料として、昭和40年代に行われた緊急民家調査の報告書⁸⁾を中心に、地方の民家に係る書籍^{9) 10)}を用いた。それらより、住宅平面図、立面図、断面図、写真から住宅正面の緩衝空間の様相が判断できるものを対象住宅として選択した。内部空間が外部から影響を受けるために、その影響を緩和するために考えられた様々な仕掛け・装置を選択する。風土性が反映されているものであることを考慮した。従って、屋根・壁・床・土地によって連結され、空間を構成しているものに着目した。多くの場合正面性をもったファサードとして表出し意匠を決定しているものである。さらに、生

活として日常的にかつ重要な場面で使われ、内外を含むコミュニケーションの場として成立するものである。内外空間を繋ぐ緩衝空間と敷地を含めた構成を検討して図化したものを図1に示す。

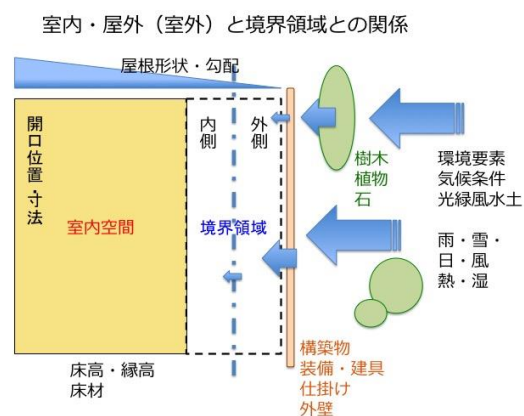


図2 室内と屋外との間に形成される緩衝空間

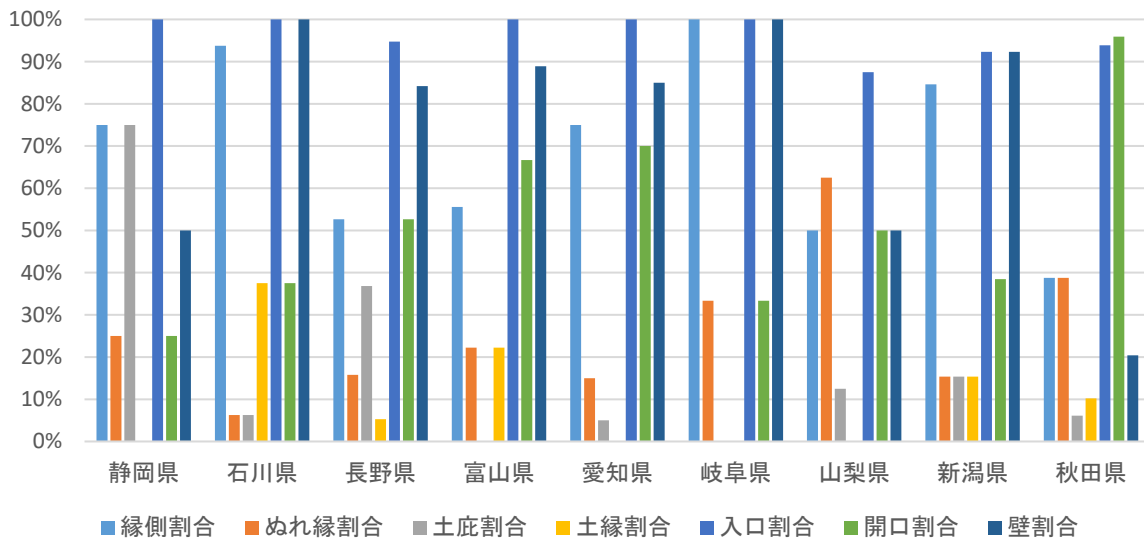


図3 各県の伝統的住宅の緩衝空間の出現割合

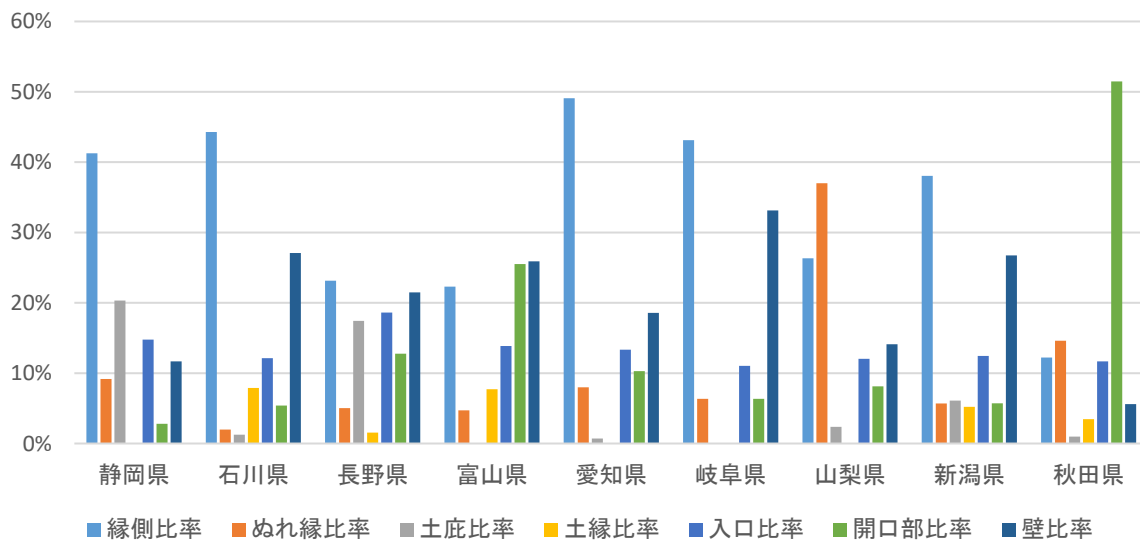


図4 各県の伝統的住宅の緩衝空間の長さ比率平均値

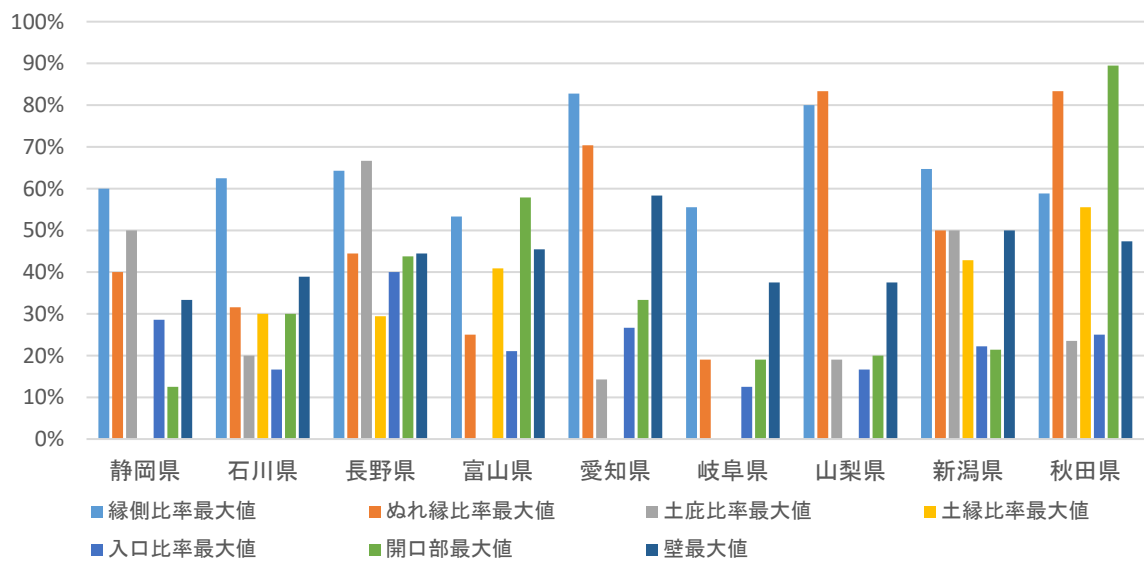


図5 各県の伝統的住宅の緩衝空間の長さ比率最大値

図1の要素構成をまとめたものを図2に示す。そのうえで、緩衝空間の要素として下記の部位・装備を抽出対象とした。

- 1) 縁側（内縁）
- 2) ぬれ縁
- 3) 土庇
- 4) 土縁
- 5) 入口
- 6) 開口（除入口）
- 7) 壁面

対象住宅について、これら要素の出頻頻度を求めた。さらに要素の寸法を求め、正面見付け長さに対する各要素の寸法割合を計算し、最大値についても記録した。本研究で対象とする地域は、本州の中央部分で日本海側から太平洋側にまたがる地域として連続する、石川県(16)、富山(9)県、新潟県(13)、長野県(19)、岐阜県(21)、山梨県(8)、静岡県(8)、愛知県(20)とした（カッコ内は対象軒数）。参照のために秋田県(49)についても分析を行った。上述の要素の出現頻度の各県住宅数に対する値を「出現割合」とし、住宅正面の見付け長さに対する各要素の長さの比率について各県での平均値を求め「平均比率」とし、最大値を「最大比率」として分析対象指標とした。これらのデータを用いて、簡便な指標を見出すため主成分分析を行った。そして風土性と要素との関係を示すためにこれらのデータについてクラスター分析を行い、県ごとの風土的差異を示すことを試みた。

3. 結果

緩衝空間要素の県ごとの出現割合、住宅ファサードの見付け長さに対する各要素の長さの比率の県ごとの平均比率および県ごとの最大比率を図3から5に示す。

図3に示す各要素の県ごとの出現割合をみると、縁側は秋田県を除いて50%以上の出現割合である。長野県、富山県、山梨県では出現割合が50%程度であるのに対して、残りの各県では70%を超えている。ぬれ縁は山梨県で出現割合が最も高く60%を超える。石川県、長野県、愛知県、新潟県では20%以下であった。土庇は、静岡県が最も高く70%を超えるのに対して、長野県の35%であり、他県は15%以下である。特に富山県、岐阜県では見られなかった。土縁は、長野県の5%を除き日本海側の県にのみ見られる。

次に、図4と5に示す各要素の正面見付け長さに対する長さの比率に着目する。縁側の平均比率をみると、静岡県、石川県、愛知県、岐阜県、新潟県は比率が高い。しかし、この縁側の比率の最大値を見ると、どの県も50%以上であり大きい差は見られない。愛知県、山梨県が80%を超えているのが特色である。ぬれ縁についての平

均比率は、38%と山梨県が突出して高い。他県は15%以下である。ぬれ縁の最大値についてみると、愛知県、山梨県、秋田県が高い。富山県、岐阜県が相対的に低い値である。土庇については、静岡県と長野県が比較的高い比率となっている。他県はほとんどわずかな値となっている。最大値についても、静岡県と長野県が大きい。新潟県も最大値はこの2県と同様の値が示されている。土縁については、出現頻度のある所にあるが、各県の比率の平均値は小さい。しかし、最大値を見ると、土縁のある各県ともに最大値は30%を超えている。入口以外の開口比率は平均値と最大値共に秋田県が突出して高い。

図3のデータを用いて、主成分分析を行なった。表2に主成分の固有値と寄与率を示す。固有値1以上を採用し、2主成分で説明を試みる。第1主成分と第2主成分の布置図を図6に示す。第1主成分は、負の値の方向にぬれ縁割合が布置され、正の方向には縁側や壁・入口などの建物本体にある要素が布置されている。第2主成分は、負の値側に土庇が布置されている。正の側には開口、土縁が布置されている。

風土性による分類を試みるため、県を地域ないし風土性の単位として採用した。分類を行うため図3から5のデータを用いてクラスター分析を行なった。ユークリッド距離を用いてウォード法により行った。この結果を図7と図8に示す。図7は静岡県、愛知県、山梨県、石川

表2 主成分の固有値と寄与率

主成分	固有値	寄与率	累積寄与率
1	3.184	45.5%	45.5%
2	1.644	23.5%	69.0%
3	0.980	14.0%	83.0%
4	0.681	9.7%	92.7%

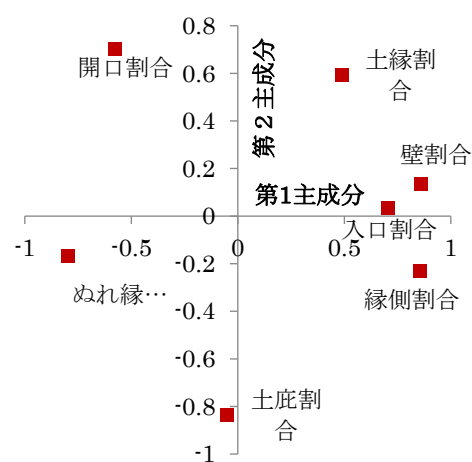


図6 第1、第2主成分空間での要素散布図

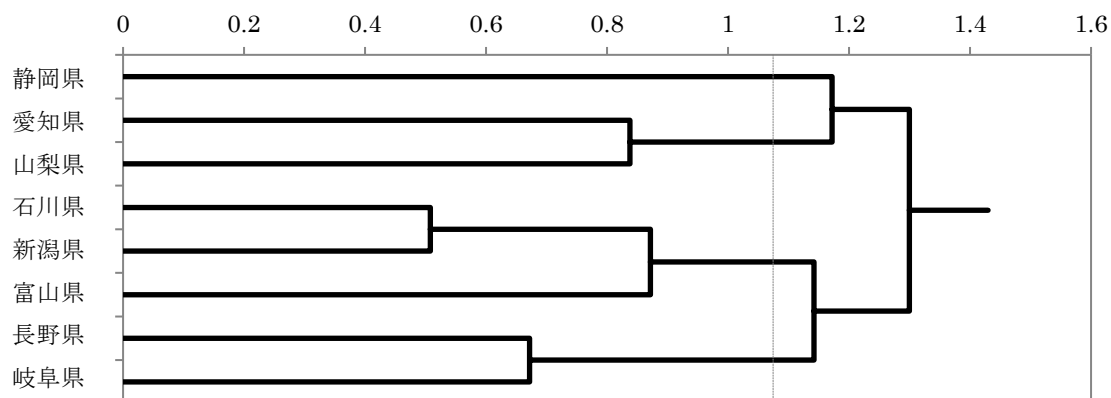


図7 クラスタ分析結果：緩衝空間要素による県の分類

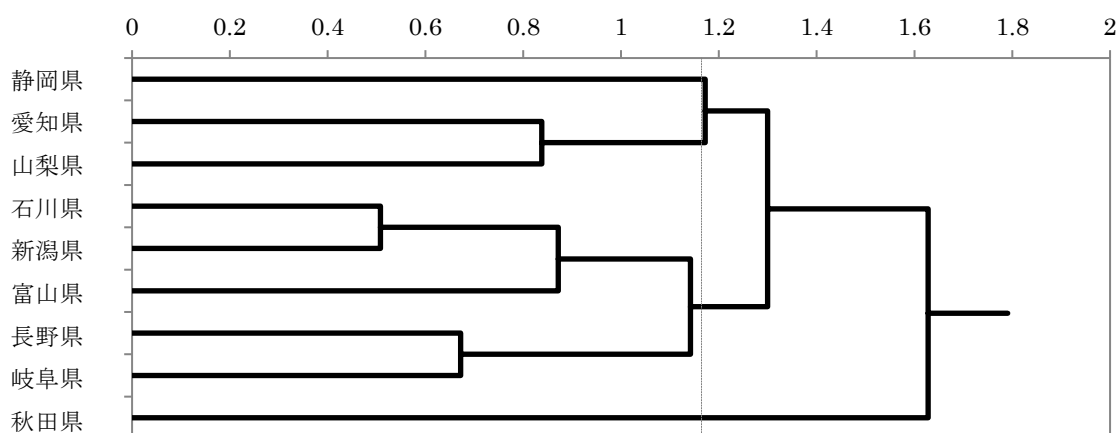


図8 クラスタ分析結果：緩衝空間要素による秋田県を含む県の分類

県、新潟県、富山県、長野県、岐阜県を分類したものであり、図8はそれに秋田県を加えたものである。図7では、距離1.1付近で切断すると静岡県・愛知県・山梨県のグループおよび石川県・新潟県・富山県と長野県・岐阜県のサブグループを持つグループに分類できた。図8では、秋田県を除く樹形図は、距離1.4以下では図7と全く同型である。すなわち図7における樹形図に距離1.6付近から分岐した秋田県が加わり、それ以外のグループの外に秋田県が位置する結果となった。

4. 考察

図3で示された縁側の出現割合が、秋田県を除いて50%以上の出現割合であるが、長野県、富山県、山梨県以外の各県では70%を超えている。ぬれ縁は山梨県で出現割合が最も高く60%を超え、富山県では土縁が相対的に多く、長野県では静岡県以外では土庇の割合が高い。これらの要素との相補的關係が推察される。愛知県を除くぬれ縁割合が20%以下の石川県、長野県、新潟県は、積雪や冬季の寒冷さへの対処と考えられる。土庇は、静

岡県が最も高く70%を超える。これは、比較的温暖であり日射量が相対的に多い地域の特色が表出したと考えられる。土縁は、長野県の5%を除き日本海側の県にのみ見られる。これは、冬季の積雪に対する防御と屋外空間の室内への取り込みによる、特徴的な緩衝空間の設置によるものと考えられる。機能としては、寒冷かつ積雪期であっても屋外空間の性質を持つ室内にあるぬれ縁と外部地面を想定した土間を視覚的に楽しめることと、内外気温差を緩和する本来的な緩衝空間の役割があるものと考えられる。

図4と5に示す各要素の正面見付け長さに対する長さの平均比率については、静岡県、石川県、愛知県、岐阜県、新潟県は縁側の比率が高く最大値も50%以上であり大きい差は見られず、地域性の特色よりも平面構成や生活的側面の影響が考えられる。最大比率が愛知県、山梨県で80%を超えているのは同県のぬれ縁最大比率の大きさを持っていることと共通している。ぬれ縁についての平均比率は、38%と山梨県が突出して高く、愛知県は縁側比率が高い。土庇については、静岡県と長野県が比

較的高い比率となり、最大値についても、静岡県と長野県が大きく共通性が見られる。土縁については、出現している県では、比率の平均値は小さく、最大値を見ると、土縁のある各県ともに30%を超えている。これは前述の通り寒冷積雪地の特色が現れているものと考えられる。

主成分分析の結果である図6を参照すると、第1主成分は、負の値の方向にぬれ縁割合が布置され、正の方向には縁側や壁・入口などの建物本体にある要素が布置されていることから、外側空間と接触する緩衝空間の要素と室内空間を示す緩衝空間ないし要素と解釈される。これは住宅の緩衝空間を通じた内外のいずれかであることを示し、内外両者の関係に関わる成分であると考えられる。第2主成分は、土庇に見られる庇・軒等およびそれを支える柱による軒下空間が保護されている外気に接する空間と開口や土縁という室内への接点あるいは室内にあっても外部的性質を有する空間・要素であることを示している。その意味では風雨曝露や日照調整の空間・要素を示す成分と解釈される。これは住宅の緩衝空間が、外部環境の影響を表す程度を示す成分とも解釈できる。すなわち、第1主成分は内側空間と外部空間のいずれに近いを示す成分として、第2主成分は外部環境の影響度合いを示す成分として考えられる。これは緩衝空間の特性を示す指標と考えられる。

クラスター分析の結果を図7から参照すると、太平洋側の愛知県・静岡県がかなり近い特性を示す群を構成している。山梨県が静岡県よりもむしろ愛知県と近い群をなしている。これは、両県ともに比較的盆地や中山間地の性格を有する地域が広がっているためと推測される。日本海側の新潟県、富山県、石川県は、ひとまとまりとなっている。隣接する長野県・岐阜県の群があり中部山岳地域としてのまとまりが出現したと考えられる。構成要素では、山梨県は縁側・土縁がなく、東海地方と山梨県は土庇が多い。土縁は、日本海側の県にある。これは住宅の緩衝空間の設置による立地地域・環境への配慮が反映されている分類結果と考えられる。地域の存在感と合致した分類となっている。参照データとして秋田県を加えたものは、秋田県以外での分類結果を維持して、独自の群を構成している結果を得たことで、この緩衝空間に係る要素を用いた分類方法は妥当性を有するものと考えられる。

5. まとめ

本研究は、中部地方の伝統的農家住宅の緩衝空間に着目し、部位分類とそれを構成する要素として、「縁側（内縁）」、「ぬれ縁」、「土庇」、「土縁」、「入口」、「開口（除入口）」、「壁面」に着目し、緩衝空間の特質を示す指標化と風土性による分類を試みた。これら緩衝空間を構成する装置要素・空間の性質は住宅正面の形態と意匠性を示す

ものと考えた。前述の各要素の各県における出現頻度と各住宅での正面見付け長さに対する各要素の長さ比率を基礎データとして求めた。

各要素は、以下の通りであった。縁側について長野県、富山県、山梨県では出現頻度が50%程度であるのに対して、残りの各県では70%を超えた。ぬれ縁は山梨県で出現頻度が最も高く60%を超えた。土庇は、静岡県が最も高く70%を超え長野県35%だが、他県は15%以下であった。富山県、岐阜県では見られなかった。土縁は、長野県と日本海側の県にのみ見られた。縁側の平均比率をみると、静岡県、石川県、愛知県、岐阜県、新潟県は比率が高かった。ぬれ縁についての比率は、38%と山梨県が突出して高かった。土庇は、静岡県と長野県が比較的高い比率であった。

これらのデータに基づき主成分分析を行った。その結果、室内と外部空間の近さと外部環境の影響度合いを示す2つの主成分が抽出できた。第1主成分は外側空間と接触する緩衝空間の要素と室内空間を示す緩衝空間ないし要素で、第2主成分は外気に接する空間と開口や土縁という室内への接点あるいは室内にあっても外部的性質を有する空間・要素であった。

同じデータを用いて、クラスター分析を行い、山梨県を含む静岡県・愛知県の太平洋側の県の群、新潟県・富山県・石川県の日本海側の群、および中部山岳地方の岐阜県・長野県の群に分類ができた。参照県として秋田県を加えた分析では、それ以外の群構成は変化せず本方法の妥当性が確かめられた。これは住宅の緩衝空間の設置による立地地域・環境への配慮が反映された分類となったと考えられる。今後は、直接的気候風土性を示す条件を導入した検討を行う予定である。

謝辞 本研究は平成27年度科学研究補助金基盤研究C（一般）課題番号15K06337によっている。データ集計整理は加藤里実氏にご助力頂いた。記して謝意を表する。

注

- 1) 佐藤甚次郎：日本の間取りの分布、現代地理学講座、1956
- 2) 杉本尚次：西日本における民家間取り型の地域性、地理学評論34、279-293、1961
- 3) 浅野平八(2003)：風土の意匠-次代に伝える民家のかたち、学芸出版社
- 4) 川村善之(2000)：日本民家の造形、淡交社
- 5) 松原斎樹、澤島智明(1992)：伝統住宅と環境調節の工夫、日生氣誌29(2)：77-82
- 6) 宇野勇治・堀越哲美(2001)：伝統的農家住宅の開口部形態・位置と立地地域における体感気候、日本建築学会計画系論文集583、37-43
- 7) 宇野勇治(2003)：伝統民家における環境調節手法と現代への応用可能性、日生氣誌40(2)：111
- 8) 各都道府県教育委員会：日本の民家調査報告書集成、東洋書林、1997
- 9) 坂本高雄：山梨の草葺民家、山梨日日新聞、1994
- 10) 太田博太郎：信濃の民家、長野県文化財保護協会、1976

L2 上級学習者と母語話者の抽象名詞の可算化習得の相違

The Difference of Proficiency in Countability of Abstract Nouns between L2 Advanced Learners and Native Speakers

西田 一弘
Kazuhiro NISHIDA

As for the mastery of the countability of abstract nouns, when just abstract nouns were shown and L2 advanced learners were asked about the countability, all origin groups, which are adjective origin group, noun origin group, and verb origin group, could not be properly answered by them. It is assumed that the input is not enough to answer them correctly when there are no hints compared with native speakers. However, when abstract nouns were shown in the context, adjective origin group and verb origin group were as appropriately answered by L2 advanced learners as by native speakers. It is assumed that noun origin group are hard to handle for L2 advanced learners, as they have less motion and native speakers may have a different cognitive style of them.

Keywords : *abstract noun, context, countability, indefinite article, plural ending*
抽象名詞、文脈、可算性、不定冠詞、複数語尾

1. はじめに

大まかに言うと、抽象名詞に不定冠詞をつけるか、抽象名詞を複数形にするかといった、抽象名詞の可算化の過程は使用頻度の過程だと思われるが、英語母語話者と L2 学習者の間には習得の差が存在する。これは、L2 上級者においても存在する。そこには母語話者とは異なる L2 学習者の抽象名詞可算化習得に関する独自の解釈と実践が存在するかもしれない。

1. I wrote email yesterday.
2. I wrote an email yesterday.
3. I wrote emails yesterday.

そこで、L2 上級者は、抽象名詞の可算化、即ち不定冠詞 a (n) や複数語尾(e)s を適切につけることができるのか、母語話者の習得状況にどの分野が近いのか、どの分野が遠いのか、またその理由を明らかにする。

2. 冠詞の習得

具象名詞の習得はアメリカの 1st grade の生徒で約 80%であるのに対して、抽象名詞の習得は 7th grade になってようやく約 80%となる (Rinsland, 1945)。また、(Lightbown and Spada, 2000) は以下のように、母語話者において、複数形の習得は比較的容易であり、冠詞の習得は若干困難であるが、総じて共に難しいとは言えないとしている。Lightbown and Spada (2000)による母語話者における英語の文法形態素 (grammatical morphemes) の発達順序 は以下の通りである。

1. 現在進行形 be + -ing (Mommy is running.) <動詞関連>
2. 複数形 -s (two books) <名詞関連>
3. 過去形の不規則変化 (Baby went to the park.) <動詞関連>
4. 所有格 's (Daddy's hat) <名詞関連>
5. 連結動詞 (Annie is a nice girl.) <動詞関連>
6. 冠詞 the/a (a book/the book) <名詞関連>
7. 過去形の規則変化 -ed (She walked.) <動詞関連>
8. 三人称単数 -s (She runs.) <動詞関連>
9. 助動詞 (He will come.) <動詞関連>

母語話者にとって、複数形の習得は容易であるが、不定冠詞はやや困難である。また、L2 学習者の英語の形態素の習得は、母語話者の英語習得順序の結果と同じであったが、冠詞のような形態素を除く (Dulay and Burt, 1973) とあるように、冠詞の習得は母語話者と L2 学習者とは異なるという説もある。つまり、L2 学習者にとって冠詞の習得は容易ではない。さらに、L2 学習者の冠詞習得に関しては、冠詞を持たない L2 学習者のみならず、冠詞を持つ L2 学習者においても、L1 の負の転移が習得を困難にする (Master, 1987; Snape et al., 2006, Hawkins et al., 2006)。変動仮説 (Fluctuation Hypothesis) (Ionin et al., 2004) によると、L2 学習者は対象言語の理解のために、普遍文法原則とパラメーター設定に第一に依存する。また、対象言語のインプット情報が適切な価値を持つパラメーターになるまで、L2 学習者は情報を異なるパラメーターの間で変動させる。定性 (definiteness) と指示性

(referentiality) が冠詞選択を支配するパラメーターの2つの主要な特性であり、L2 学習者が正しいパラメーターをセットし冠詞を使用することができない流動性を生み出している (Ionin and Wexler, 2003) という説もあり、L2 学習者の冠詞の習得が母語話者のそれと異なり困難ことは容易に類推できる。

3. 抽象名詞の文脈依存性

抽象名詞は不定冠詞を取らず、形状の欠如と、指示対象の境界の欠如が冠詞の欠如で強調されている。文脈仮説 (Context Theory) (Schwanenflugel, 1996) によると、抽象名詞には広い意味では文脈 (context) はなく、感情 (feeling)、連想 (association)、強い感情 (emotion) がその単語と結び付いている。さらに、文脈有用性モデル (Context Availability Model) (Schwanenflugel and Shoben, 1983) によると、抽象名詞は指示対象が見えないので、意味を特定するために大きく文脈に依存し、二重符号化理論 (Double-Coding Theory) (Paivio, 1971, 1986) では、具象名詞は語彙 (word)、意味的単位 (lexical unit)、イメージ (image) として人の頭に記憶され、抽象名詞は言語記号 (verbal code) として記憶されるとし、抽象名詞の認識の複雑さが類推されるとしている。さらに、Miller (2005) は、抽象名詞の可算化 (不定冠詞 a(n) や複数語尾 (e)s との共起) の習得の困難性として、実用性とは異なり、可算性は文法的範疇であり、その理由として以下の3つを挙げ、L2 学習者にとって抽象名詞の可算化習得が困難である理由を述べている。

1. 伝統的な抽象名詞の可算化の使用の増加 (knowledge, behavior)
2. 意味に応じて可算化・不可算と使い分ける抽象名詞がある (experience)。
3. 母語では複数形が使用される抽象名詞がある (フランス語の informatio)

4. 抽象名詞と不定冠詞

抽象名詞と不定冠詞の関係性については、「無冠詞+名詞」が「不可算性、一般性、抽象性」を表し、「a(n)+名詞」は「可算性、特定性、具体性」を表すとする考えが一般的である (石田, 2002; 織田, 2002; Celece-Murcia & Larsen-Freeman, 1999)。

most indefinite (不定) ⇔ most definite (定)
zero article (ゼロ冠詞: $\varnothing$ 1) ・ some ・ a(n) ・ the ・ null article (ヌル冠詞: $\varnothing$ 2)

冠詞を母語に持たない L2 学習者は、ゼロ冠詞とヌル冠詞を混同しているので、不定冠詞 a(n) の習得が困難になっている (Master, 2003)。抽象名詞につくのはゼロ冠詞で

はなく、ヌル冠詞であるとするという説もある。これらは、L2 学習者が抽象名詞の可算化を習得する上でさらに複雑な現象であるということが出来る。

5. 語源から見た抽象名詞と不定冠詞の関係

大部分の抽象名詞は動詞と形容詞から生み出されている事実で、言語学者は名詞化への変形は抽象性を確保するものであると主張している (Ekberb, 2006; Vendler, 1968; Apresyan, 1974)。そこで、本研究では語源に注目して抽象名詞を、①形容詞語源、②名詞語源、③動詞語源に分類する。なお、今回は行わないが、語源に関しては派生語とその他に細分類し、母語話者と L2 学習者の使用実態を調査する際の、形態素 (接尾辞) の影響の調査も今後実施したい。

6. 仮説

本研究では以下の仮説を検証したい。

仮説 1: 抽象名詞は動詞語源、形容詞語源、名詞語源と分類されるが、母語話者、L2 上級学習者には抽象名詞の可算化習得 (不定冠詞 a(n)、複数語尾 (e)s がつくかどうか) の習得に関しては差がある。

仮説 2: 語源に関して、

- | | |
|---------|-------------------|
| ① 形容詞語源 | L2 上級者には習得は普通である。 |
| ② 名詞語源 | L2 上級者には習得は困難である。 |
| ③ 動詞語源 | L2 上級者には習得は容易である。 |

動きのあるものは、認識が比較的容易であり、動きのないものは認識が困難である。つまり、動詞、形容詞、名詞の順で動きが減少する。それ故、認識の仕方も低下し、コミュニケーションをする上で、抽象名詞は伝えにくくなる。これが L2 学習者の習得の困難さに影響する。

7. 抽象名詞の語源の分類

次の表は使用が多い抽象名詞を K12 Reader — Reading Instruction Resources — の List of Abstract Nouns から筆者が抽出し、①抽象名詞のみでの使用するもの、②a(n)+ 抽象名詞で使用するもの、③抽象名詞+(e)s で使用するものに分類し、その使用方法を調査したものである。

図表 1. 抽象名詞の語源の分類

番号	語源	null 冠詞(無冠詞)+抽象名詞	a(n)+抽象名詞	抽象名詞+(e)s
1	形容詞	calm	○	
2		anger	○	
3		pride	○	
4		honesty		
5		bravery		
6		truth	○	○
7		justice	○	○
8		kindness	○	
9		liberty	○	○
10		freedom	○	○
11	名詞	joy	○	○
12		peace	○	
13		courage		
14		compassion		
15		misery	○	○
16		childhood	○	○
17		patriotism		
18		friendship	○	○
19		charity	○	○
20		faith	○	○
21	動詞	awe		
22		love	○	○
23		hate	○	
24		deceit		
25		trust	○	○
26		knowledge	○	
27		pleasure	○	○
28		delight	○	○
29		despair	○	
30		hope	○	○

(<http://www.k12reader.com/term/abstract-nouns>
2017/5/26 検索)

8. 語源による抽象名詞の分類と可算化

以下に各語源の抽象名詞の可算化に関する使用例とその意味の違いを表記する。

・ 形容詞語源

1. He believes that all religions hold some (truth(s)).

truth : すべてに共通の真実、truths : 個々の異なる真実

2. They fought for their (liberty/liberties).

liberty : 自分の自由意思、liberties : 様々な自由

3. We have ((a) freedom) of speech.

freedom : 束縛の反対としての自由、a freedom : 様々な自由の内の1つの自由

・ 名詞語源

4. It is important to treasure our (friendship(s)).

friendship : その場にいる人の間の友情、

friendships : 一人一人の交友関係

・ 動詞語源

5. I have ((a) hope, hopes) for the future.

hope : 絶望の反対としての希望、a hope : 様々な希望の一つとしての希望、hopes : 様々な希望

9. 抽象名詞の語源の分類 —抽象名詞と不定冠詞の関係を表す例文—

以下に各語源の抽象名詞の可算化に関する使用例を表記する。

・ 形容詞語源の抽象名詞

1. There is always (a calm) before the storm. / There are always (* calms) before the storm.
2. He showed (anger) towards his brother.
3. You have a lot of (pride).
4. It is important to always show (honesty).
5. The soldiers show (bravery) in war.
6. He believes that all religions hold some (truth(s)).
7. (Justice) is one of the most important aspects of the government. / (Justices) are very important aspects of the government. 裁判官 (米)
8. You should show (kindness) in everyday life.
9. They fought for (liberty/liberties).
10. We have ((a) freedom) of speech.

・ 名詞語源の抽象名詞

11. It was (a joy) to be able to help the homeless children. / I feel a lot of (joys) every day.
12. All he wanted was (peace). / He has a lot of (* peaces) at heart.
13. You need (courage) in order to face your fears.
14. He had (compassion) for the injured dog.
15. War brings (misery) to all those involved.
16. He had (a childhood) filled with family traditions.
17. The old man's (patriotism) was very strong.
18. It is important to treasure our (friendship(s)).
19. We donate to a lot of (charities).
20. The country was made up of people from different (faiths).

- ・ 動詞語源の抽象名詞

21. He was in (awe) of his favorite football player.
22. She felt (love) for Tom.
23. You have a lot of (hate).
24. (Deceit) will bring you trouble in life.
25. She placed (a trust) in her parents.
26. You gain (knowledge) as you go through school.
27. He feels a lot of (pleasures) in life.
28. Visiting Ms. Brown gave me such (a delight).
29. When his cat died, he was left in (despair).
30. I have (a hope, hopes) for the future.

10. 研究方法（実験 A と実験 B）

・実験 A： A短期大学、通信教育課程の L2 上級者（英検準 1 級以上／TOEIC730 点以上）、に対して抽象名詞の可算化に関する選択問題（語彙のみ見せる）を実施し、習得度を計り、母語話者のものと比較する。被験者は 21 名（母語話者 6 名、L2 上級者 15 名）

- ・問題： 抽象名詞の可算と不可算を問う問題

例： 使用があるものに○をつけなさい。

抽象名詞	a(n)+抽象名詞	抽象名詞+ (e)s
anger		

1. 該当の単語の意味を知っているのか知らないのかを○、△（なんとなくわかる）、×で問う（×のついた単語は調査からは省く）。抽象名詞 30 個（形容詞語源 10 個、名詞語源 10 個、動詞語源 10 個）
2. L2 上級者と母語話者で、難易度に特徴はあるのかを調べる（語源など。なお、語彙の意味を知らない場合は、統計処理から排除する）。
3. 予め英語母語話者（5 名）に同様の問題を行い、異なる解答をした場合にその理由を聞き、正しい抽象名詞 30 語の表を完成させておく。

・実験 B： A短期大学、通信教育課程の L2 上級者（英検準 1 級以上／TOEIC730 点以上）、に対して抽象名詞の可算化に関する選択問題（文中の語彙選択問題）を実施し、習得度を計り、母語話者のものと比較する。被験者は 21 名（母語話者 6 名、L2 上級者 15 名）

- ・問題： 抽象名詞の可算と不可算を問う問題

例： 正しいものをすべて○で囲みなさい。

He showed (anger, an anger, angers) towards his brother.

1. 該当の単語の意味を知っているのか知らないのかを○、△（なんとなくわかる）、×で問う（×のついた単語は調査から省く）。

語は調査から省く）。

2. 抽象名詞 30 個（形容詞語源 10 個、名詞語源 10 個、動詞語源 10 個）と具象名詞 20 個（物質名詞 5 個、集合名詞 5 個、普通名詞 10 個）の計 50 個。なお、具象名詞は抽象名詞の特定をさせないためのもので、今回の実験では扱わない（統計的処理は行わない）。
3. L2 上級者と母語話者で、難易度に特徴はあるのかを調べる（語源など。なお、語彙の意味を知らない場合は、統計処理から排除する）。
4. 予め英語母語話者（5 名）に同様の問題を行い、異なる解答をした場合にその理由を聞き、正しい抽象名詞 30 語の可算化の表を完成させておく。

図表 2. 実験 A&B(単語と不定冠詞と複数語尾：語彙のみ&文中) 語彙別正答率比較 (%)

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
形容詞語源	calm	anger	pride	honesty	bravery	truth	justice	kindness	liberty	freedom
A										
総合	NS	0.83	0.83	0.67	0.83	0.67	0.67	0.33	0.33	0.67
A										
総合	NNS	0.27	0.27	0.33	0.87	0.93	0.27	0.20	0.27	0.13
B										
総合	NS	0.33	0.50	0.83	0.83	0.67	0.33	0.83	0.50	0.83
B										
総合	NNS	0.00	0.93	0.67	0.80	0.87	0.00	0.93	0.73	0.07

番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
名詞語源	joy	peace	courage	compassion	misery	childhood	patriotism	friendship	charity	faith
A										
総合	NS	0.67	0.67	0.67	0.50	0.50	0.50	0.50	0.83	0.83
A										
総合	NNS	0.27	0.27	0.60	0.79	0.33	0.20	0.73	0.33	0.53
B										
総合	NS	1.00	1.00	1.00	0.83	0.67	1.00	1.00	0.83	0.17
B										
総合	NNS	0.20	0.80	0.67	0.64	0.79	0.20	0.92	0.00	0.07

番号	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
動詞語源											
	awe	love	hate	deceit	trust	knowledge	pleasure	delight	despair	hope	
A											
総合	NS	0.83	0.50	0.50	0.50	0.33	0.67	0.83	0.67	0.17	0.67
A	NNS	0.73	0.33	0.27	0.46	0.40	0.07	0.27	0.40	0.00	0.47
総合											
B											
総合	NS	1.00	0.33	0.33	0.67	0.33	0.83	0.17	0.50	0.50	0.33
B											
総合	NNS	1.00	0.93	0.53	0.45	0.00	0.73	0.07	0.00	0.71	0.27

NS=native speaker, NNS=non-native speaker

図表 3. 実験 A&B(単語と不定冠詞と複数語尾 : 語彙のみ&文中) 語源別正答率比較 (%)

実験群	実験 A_NS	実験 B_NS	実験 A_NNS	実験 B_NNS
形容詞語源	0.65	0.60	0.37	0.50
名詞語源	0.65	0.80	0.44	0.44
動詞語源	0.57	0.50	0.33	0.45

図表 4. 実験 A(単語と不定冠詞と複数語尾 : 語彙のみ) 語源別正答数比較

NS/ NNS	被験者 番号	形容詞語源	名詞語源	動詞語源	正当数合計
NS	1	7	7	7	21
	2	9	5	5	19
	3	6	6	7	19
	4	5	10	5	20
	5	4	5	3	12
	6	8	6	7	21
NNS	1	3	2	4	9
	2	3	3	2	8
	3	5	8	6	19
	4	4	5	0	9
	5	3	4	2	9

6	4	3	2	9
7	6	6	4	16
8	2	4	1	7
9	6	8	5	19
10	6	3	5	14
11	5	1	3	9
12	1	5	3	9
13	2	5	6	13
14	4	5	2	11
15	2	3	2	7
合計	95	104	81	280

図表 5. 実験 A(単語と不定冠詞と複数語尾 : 語彙のみ) 語源別正答数比較 (Mann-Whitney 検定)

語源	形容詞語源	名詞語源	動詞語源	正答数
漸近有意確率 (両側)	0.009	0.027	0.012	0.003
有意差 (p<0.05)	あり	あり	あり	あり

- a. 同順位に修正されていない
- b. グループ化変数: level

1 1. 結果検証 (実験 A)

実験すべての語源群に関して有意差があった。即ち、L2 上級者は L1 学習者と比べ語彙に関して、抽象名詞と不定冠詞 a(n)と複数語尾 (s) の使用方法は「習得できていない」と判断できる。これにはインプットの分量に差があるためだと推察される。というのは次の実験 B の結果で有意差のない項目 (習得できていると推定される項目) の存在があるからである。

図表 6. 実験 B(単語と不定冠詞と複数語尾：文中)
語源別正答数比較

NS/ NNS	被験者 番号	形容詞語源	名詞語源	動詞語源	正当数合計
NS	1	5	10	6	21
	2	5	7	4	16
	3	5	7	4	16
	4	7	7	5	19
	5	6	8	5	19
	6	8	9	6	23
NNS	1	6	4	2	12
	2	5	3	5	13
	3	5	4	6	15
	4	6	5	6	17
	5	5	6	6	17
	6	6	4	4	14
	7	1	2	0	3
	8	6	5	5	16
	9	6	5	4	15
	10	3	5	6	14
	11	4	3	7	14
	12	6	5	5	16
	13	6	5	2	13
	14	6	2	3	11
	15	4	6	3	13
	合計	111	112	94	317

図表 7. 実験 B(単語と不定冠詞と複数語尾：文中)
語源別正答数比較 (Mann-Whitney 検定)

語源	形容詞語源	名詞語源	動詞語源	正答数
漸近有意確率 (両側)	0.305	0.000	0.524	0.002
有意差 (p<0.05)	なし	あり	なし	あり

- a. 同順位に修正されていない
b. グループ化変数: level

1 2. 結果検証 (実験 B)

形容詞語源と動詞語源には有意差がなかった。これは L2 上級者は形容詞語源と動詞語源の抽象名詞と不定冠詞 a(n)と複数語尾 e(s)の関係は理解していると考えられる。実験 A では理解できなかったものが実験 B では理解できたのは、文脈というヒントが影響していると考えられる。また、形容詞語源は 12/20(60%)、名詞語源が 13/20(65%)、動詞語源は 13/20 (65%) とほぼ同じ不定冠詞、複数語尾の使用が可能となっていることを考えると、名詞語源の抽象名詞が理解困難であると言える。これは動きのより少ない名詞語源の抽象名詞では、母語話者と L2 上級者では抽象名詞の認識の仕方に差があることを示唆するものであり、仮説 1 と仮説 2 が正しいことを伺わせる結果である。

辞書 * 英語の語源を調査

小西友七、南出康世 (2001) 『ジーニアス英和大辞典』 大修館書店
小学館 (編集) (2005) 『精選版日本国語大辞典』 小学館

参考文献

- Apresyan, Yu.D. (1974). *Leksicheskaya semantika: sinonimicheskie sredstva yazyka* (Lexical Semantics: Semantic Means of Language), Moscow: Nauka
- Celce-Murcia, M. & D. Larsen-Freeman. (1999). *The Grammar Book*. (2nd ed.). Newbury House.
- Dulay, H., and Burt, M. (1973). Should we teach children Syntax? *Language Learning* 24, 245-58.
- Ekberg L. (2006). Construal operations in semantic change: the case of abstract nouns. *Competing Models of Linguistic change: Evolution and beyond*, O. N. Thomse (ed.), 235-251.
- Hawkins, R., Al-Eid, S., Almahboob, I., Athanasopoulos, P., Chaengchenkit, R., Hu, J., Rezai, M., Jaensch, Carol., Jeon, Y., Jiang, A., Leung, Y.-K.I., Matsunaga, K., Ortega, M., Sarko, G., Snape, N. and Velasco-Zárate, K. (2006). Accounting for English article interpretation by L2 speakers. In Foster-Cohen, S.H., Medved Krajnovic, M. and Mihaljević Djigunović, J., editors. *EUROSLA Yearbook: Volume 6*, pp. 7-25.
- Ionin, T., Ko, H. and Wexler, K. (2004). Article semantics in L2 acquisition: The role of specificity. *Language Acquisition* 12, 3-69.
- Ionin, T. and Wexler, K. (2003). The certain uses of the in L2-English. In Juana M. Liceras, Helmut Zobl & Helen Goodluck (eds.). *Proceeding of GASLA 6th Generative Approaches to Second Language Acquisition Conference (GASLA 2002): L2 Links*. Cascadia Press. [http://www.linguref.com/cpp/gasla/6/index.html].
- 石田秀雄 (2002). 『わかりやすい英語冠詞講義』 p.68. 大修館書店.
- Lightbown, P.M. and Spada, N. (2000). *How Languages are Learned*. New York: Oxford Press.
- Master, P. (1987). Across-linguistic interlanguage analysis of the acquisition of the English article system. Unpublished doctoral dissertation, UCLA.
- Master, P. (2003). *Acquisition of the Zero and Null Articles in English*. Regents of the University of California. Vol. 14 No. 1, 3-20. San José State University.
- Miller, J. (2005). Most of ESL students have trouble with the articles. *International Education Journal*, ERC2004 Special Issue, 2005, 5(5), 80-88. *Shannon Research Press*.
- 織田稔 (2002). 『英語冠詞の世界』 p.6. 研究社

- Pavio, A. (1986). *Mental representations: A dual coding approach*. Oxford, England: Oxford University Press.
- Rinsland, H. D. (1945). *A basic vocabulary of elementary school children*. New York: Macmillan.
- Schwanenflugel P.J. (1996). Context availability and the Development of Word Reading Skill. *Journal of Literacy Research*. Vol. 28, Number 1, 35-54
- Schwanenflugel, P.J., and Shoben, E. I. (1983). Differential context effects in the comprehension of abstract and concrete verbal materials. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, & Cognition*, 9, 82-102.
- Snapé, N., Leung, I.-K. and Ting, H.-C. (2006). Comparing Chinese, Japanese and Spanish speakers in L2 English article acquisition: evidence against the fluctuation hypothesis? In Grantham O'Brien, M., Shea, C. and Archibald, J., editors. *Proceedings of the 8th Generative Approaches to Second Language Acquisition Conference (GASLA 2006)*. Somerville. MA: Cascadia Proceedings Project, 132-39.
- Vendler, Z. (1968). *Adjectives and Nominalization*. The Hague: Mouton.

良寛に学ぶ教育者としての姿勢 その3

— 無意識からの教育 —

Attitude as an educator learning from Ryokan partⅢ

— Education from unconsciousness —

平宮正志

Masashi HIRAMIYA

要旨 本論文は、良寛に関する前々回・前回の論文（平宮，2011，2012）を踏まえ、再度良寛の生きざま（良寛に関する逸話や自身が書き残した詩歌など）の中で、教育者としての務めを遂行する上で参考になる姿勢を、特にカウンセリング心理学（無意識，コミュニケーションなど），脳科学，芸術，読書の視点を踏まえて抽出すると同時に、抽出事項に考察を加えることにより、教育者としてのさらなる使命と認識を深めることを目的に執筆したものである。

結果として、(1)和顔愛語，(2)尊敬する，(3)他者視点の理解，(4)差別意識の低さ，(5)いたわる，(6)自己開示（詩作活動），(7)自己主張の7つの姿勢より考察を加えることができた。なお今回、現代日本社会の問題点として(1)精神疾患患者の増加，(2)一元論的価値観，(3)生きる意味の喪失傾向，(4)死への極端な否定，(5)マスメディアによるレッテル張り（言葉の弊害），(6)ミス許さない社会（結果至上主義），(7)一人勝ち（自然破壊）の各視点より解説を加えた。

Keyword : Ryokan, unconsciousness, art, Brain science, bibliotherapy, communication

良寛，無意識，芸術，脳科学，読書療法，コミュニケーション

1. はじめに

本論文は、前々回・前回の論文（平宮，2011，2012）を踏まえ、再度良寛の生きざまを通して、教育者としての姿勢を追究したものである。ちなみに平宮（2011）では、(1)「愛語」の反復，(2)囚われの少ない生きざま（キャリア），(3)自己愛，(4)使命感，(5)実践への努力（言葉ではなく実践で示す），(6)「戒語」への戒め，(7)地域密着（郷土愛・自然愛），(8)子どもと戯れる（ボランティア活動），(9)やさしさの意識（気）の循環，(10)涙，(11)わかちあい（両親との愛の交流）より、平宮（2012）では、(1)自然主義（①自然への慈しみ，②生の多様性を受け入れる，③有機体的人間観），(2)自我の柔軟性（①バカになれる，②こだわりが少ない），(3)即行動，(4)無欲に生きる（①過度に勝ちを求めない，②必要以上の益を求めない，③自身の考えを押し付けない），(5)超自我志向，(6)実存主義（①一人だけの時間の尊重，②独立心，③繋がり重視），(7)poetry counseling（ポエトリーカウンセリング）の

各姿勢より考察を加えることが出来た。なお著者自身、これまでに良寛に関して執筆したその他の論文としては、平宮（2009，2010a，2010b）がある。

時代は確実に動いている。婚外子やシングルマザーの増加傾向は、その一例であろう。その点を考慮して、まずは現代日本社会の問題点を列挙した。

2. 現代日本社会の問題点

(1) 精神疾患患者の増加

現代の日本社会は様々な問題であふれている。その一つが、自殺とうつ病に代表される精神疾患を患う人達の増加傾向である。

内閣府自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課の発表によると、平成26年中における自殺者の総数は25,427人で、前年に比べ1,856人（6.8%）減少した（内閣府自殺対策推進室，2015）ものの、未だに2万5千人を上回っている。又厚生労働省

が3年ごとに全国の医療施設に対して行っている「患者調査」によると、平成8年には43.3万人だったうつ病等の気分障害の総患者数は、平成20年には104.1万人と12年間で2.4倍増加している（厚生労働省、2010）。

（2）一元論的価値観

近代は、人間の力を全面的に信頼し、人間を世界の王者とみなす観点に立っている。その成果が、民主主義（人間による社会の支配）、資本主義（貨幣による生産の支配）、近代科学主義（科学による自然の支配）である（市倉、1997, p.12）。具体的には、著名であること、金をたくさん儲けること、高い地位（役職）に就くこと、高学歴を得ること、勝負に勝つこと、テレビに数多く出演すること（和田、2010）、美食にありつくこと、多くの情報を集めること、支持率を上げること、長生きすること、科学技術への妄信等、いわゆる原理主義に代表される価値観の一元論化傾向がそこにある。車の運転により力を過信してしまうドライバーも多い。唯物論的な価値観（ディヴィッド・ブルックス、2015b, pp.221-224）といってよいかもしれない。

なお金や地位等は、意識の上での幸福である。ただ心の中で意識している部分はわずかであり、大部分が意識の下にある（ディヴィッド・ブルックス、2015a, p.12）。ちなみに物質的な豊かさを重視する人は、そうでない人に比べ幸福度が低い（ディヴィッド・ブルックス、2015a, p.385）。

価値論とは、よい・わるいとはどういうことであるかを論じることである（和田、2008）。民主主義、資本主義、近代科学主義の3者は、人間に大変な富や利便を与えたが、他方では計り知れない不幸や悲惨をもたらしたことも否定できない（市倉、1997, p.12）。そのもっとも顕著な出来事が、自然破壊に伴う多様な生物の消滅であろう。意識があるが故の愚行である。人間以外の動物たちに、この傾向はない。

あるがまま無意識に任せて生きていけば、このような惨状には至らなかったであろう。ちなみに養老（2003, pp.176-204）は、一神教と多神教（八百万の神）、さらには百姓と比較しての都市の人間のひ弱さを例に、二元論の必要性を述べている。すなわちバカの壁というのは、一元論に起因する面があるというのだ。また竹村（2008, pp.26-37）は、お釈迦様の生きざまを例に、両極端を避け「中道」で生きることの重要性を指摘している。

認知療法では、歪みのある認知（思考）操作の一つとして「全か無か思考」をあげている（小谷津、2004）。脳医学者の林成之（2011）は、脳が過剰に反応することに対して警鐘を鳴らしている。著者なりに言うならば、綺麗すぎる必要や整い過ぎる必要はないのである。日当たりのよい場所で、適度に枝打ちや間引きを

しながら草木を育てればよい。子育ても同じである。教育のし過ぎや逆に放任はよくない。仕事と休みを、意識して分けないということでもある（桜井、2010a, pp.58-60）。

なおヒンドゥー教は、神への日々の祈りと供養、数多くの聖地と聖地巡りの習慣をもつ土着の民族宗教である。特別な教義をもっているわけではない。シャーマニズムが数多くの神々をもっているように、ヒンドゥー教も多神教である。ヴィシュヌ神、シヴァ神をはじめ多くの神々を礼拝するだけでなく、ときにはキリスト、マホメット、仏陀、孔子、老子等も神々の列に加えられている（岩田、1993, pp.40-43）。また市倉（1997, p.249）がハイデガーとサルトルの詩人論を通して述べている、剛毅であり柔和であること、果敢であって沈着であること、機敏であって悠揚であること、有能であって優美であること、孤高であって同胞であること等も、中庸の参考となろう。

ちなみに、子供と母親との関係を追究したストレンジ・シチュエーション法において、「安全の愛着」を示した子供は、先生に頼ってばかりいるわけでもなく、まわりつくわけでもない。つかず離れずの関係を保つ。生涯を通して正直で、自分を実際よりもよりよく見せたいとも思わない。その他の愛着として、「回避の愛着」「混乱の愛着」「不安の愛着」がある。「混乱の愛着」とは、母親が部屋に戻ってくると急いで近寄るが、母親のそばまで来ると怒り、手をたたいたりする（ディヴィッド・ブルックス、2015a, pp.140-151）。親や先生、世間の注目を浴びたくて、反社会的行動に走る児童や生徒、さらには学生の問題行動と似ている。あえて大人を怒らせることで、自分の印象を強く残そうとする子ども達である（中野、2015, p.116）。根底には愛情の問題（寂しさや憎しみ）が推測される（サティ、2000）。

またそれらは、論語における「人間は、生の素朴さだけで教育が施されないとかサツ者になってしまうし、教育が過ぎると、素朴さを失くした頭デッカチになってしまう。その絶妙なバランスの取れた者だけを教養のある人物と呼べるんだろうね。」（佐久、2006, p.38）や「優れた人物は何事に関しても、絶対にこうしなければならぬとか、逆に絶対にこうしてはダメだと自分の主張にしがみついたりしないもんだよ。なぜといって、誰もが納得できる客観的な正義を基準にして行動しているからさ。」（佐久、2006, p.95）、さらには「弟子の子夏は学者としては優秀だが、あまりに細部にこだわるから「お前は大きな学者になれよ。小さな学者になってはダメだよ」と諭してやったが、理解したろうかね。」（佐久、2006, p.202）の記述に通じる内容でもある。

精神分析の観点より考察するならば、自我の柔軟性（國分、1980, pp.55-56）のとれた状態である。また座らない禅でこだわりを捨てること（竹村、2008, pp.178-184）、さらには良寛のように誤

字や脱字（定方，2006.07）に執着しない態度ということもできる。すなわち、極めて頭が柔らかいのである。

具体例としては、89歳 葛飾北斎の93回に及ぶ転移体験（神谷，1998）や、自らの内に足りなさを感じ日本中を行脚、さらには中国（明）にまで足を伸ばし知識の血肉化を行なった雪舟（有馬，2010）等の生きざまがある。良寛も空に浮かぶ雲のように、どこを自分の住む家であると決めていない。行雲流水の人生態度である（松本，2009，p.58）。

ちなみに欧米人は総じて目立つ個人に注目しがちなのに対し、アジア人は全体の状況や人間関係にも注意を向ける（ディヴィッド・ブルックス，2015a，p.281）。また自分で意思決定することが楽しいと感じる人は日本人で27%、ヨーロッパでは6割近くになる（中野，2018，p.83）。加えて日本の過去の宮大工や仏師は名前を残さないことを美德としていたらしいが、広く名前をさらすということは攻撃の対象になるということでもある（中野，2018，pp.105-106）。日本人の癖ともいえると思う。換言するならば、自己が確立されていない大人が多い。成り行き任せの人が多いということでもある。

なお2017年10～11月に実施された全国の国公立および私立大学の学部学生を対象とした第53回学生生活実態調査の概要報告（全国大学生生活協同組合連合会，2018）によれば、1日の読書時間0の学生は53.1%と半数を超えている。また平均時間も、3年連続で減少している。これでどうやって道徳心を培っていくのであろうか。ちなみに善悪の判断は、心の深いところで無意識のうちに行われていることが多い（ディヴィッド・ブルックス，2015b，p.158）。読書は無意識を培う。また読書は脳を鍛えてくれる（苦米地，2014，pp.139-143）。

フランスには、バカロレアという大学入学資格を得るための全国統一国家試験があるが、今後の日本の学校教育の参考になる。バカロレア初日の哲学試験は、テレビのトップニュースにもなるほど国民の関心を集めている（中野，2014，pp.26-27）。知識偏重の受験科目が得意なだけでは不十分である。一例として、あのアインシュタインはバイオリン演奏に情熱を傾けていた（ディヴィッド・イーグルマン，2017，pp.31-32）。ちなみに私自身も幼少の頃、バイオリンを習っていた。兄ほど上達しなかったが、『きらきら星』ぐらいは演奏できた。楽器の演奏は、脳の抽象度を高めてくれる（苦米地，2014，pp.161-164）。

加えて松尾（2004）は、いじめを生む集団心理の一つとして、過度の競争の雰囲気を描いている（例：競争の激しい進学校、部活動（スポーツクラブ））。いわゆる勝敗への一元論的価値観である。具体的には無視、ばい菌扱い、呼ばれたくないあだ名、凶器を用いたいじめ、物隠し（会沢・平宮，2008）等、様々であ

る。なお制裁行動には快感が伴う。理性と情動は一致せず、情動は往々にして理性を凌駕する（中野，2017，pp.56-59）。特に若い女性は、嫉妬を受けやすい。また男性のほうが妬みを感じやすく、制裁行動も過激化する（中野，2017，pp.92-105）。要因としては、一人だけかわいい、一人だけ東京から来た、一人だけ〇〇など、あらゆる要素がある（中野，2018，p.58）。

人は、感情が無くなってしまおうと自滅的な行動を取りやすくとても危険である（ディヴィッド・ブルックス，2015a，p.57）。熱しやすく冷めやすい人達（ラテン系など）（中野，2015，p.230）は存在する。ヒアプレッシャーは、脳が自己保存や統一・一貫性の本能に対し過剰に反応してしまった結果（林，2011）とも考えられるが、そんな危険な学校や職場にいるより避難したほうが幸せになれる。

なお反社会的行動への対応法として、転校や引っ越し、転職がある。心理的アプローチだけが問題解決の方法ではない。ましてや100人に1人程度（アメリカでは全人口の4%）、サイコパスが存在している。サイコパスに関しては、看護や福祉、カウンセリングなど人を助ける職業についている愛情細やかな人の良心をくすぐり餌食にしているという指摘もある（中野，2016）。視点を変えれば、心優しい児童生徒がスケープゴートに遭遇しやすいということでもある。アメリカの学校における度重なる銃乱射事件などは、その一例であろう。

連続殺人を犯すような人間は、他人を自分と同等の人間と見ていないことが多い。無意識により知覚が歪められ、人間が人間に見えなくなっているのである（ディヴィッド・ブルックス，2015b，p.162）。なおイギリスの中学校では、9割の中学校に防犯カメラが設置されている。設置場所は、「教室」「トイレ」「更衣室」等（中野，2017，p.179）。玄関だけでは不十分である。日本の中学校・高等学校においても、早急な対応が求められる。時代は移り変わっている。ましてや相手は、脳が十分に大人になり切れていない子どもでもある（中野，2018，pp.45-47）。性善説に基づく対応では限界がある。

（3）生きる意味の喪失傾向

近代は、人間中心の立場から一切を総括的に把握するが、ポスト・モダンはこの人間主義を斥けて、個々の仕組みに即して全体を構造的に把握する。すなわち、全体の中の個々の個別（社会の中の個人）をそのまま認め、相対主義を守る。またハイデガーとサルトルも、同様に近代の端的な人間主義を批判しているが、両哲学者の共通点は、詩や詩人に関心を向けたことである（市倉，1997，p.13）。

ちなみにハイデガーやサルトル等、実存の思想家たちが問題にするのは、人間とは何かではなく人間であるとは何かである。人間を外から観察して、その客観的な特質を明らかにすることではない(市倉, 1997, pp.14-17)。それは、ナチスに捕虜として捕えられた体験をもとに、人生における意味の重要性を強調したフランクフル(諸富, 2000)に関してもいえることである。ちなみに意味とは、人生の経歴全体に基づく複雑な連想で決まる。現在の意識の経験は、その人だけのものである(ディヴィッド・イーグルマン, 2017, p.47-48)。また大事なのは、人生に何を期待するかではなく、人生が何に何を期待しているかである(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.321)。

人の幸せを考えた時、いかなる暮らしがその人にとって幸福であるかを一律に述べることは難しい。ただ自然を離れ、市場競争原理に毒されつつ生き抜くことが、本当の幸せなのかは疑わしい。ちなみにギリガンは、男性の道徳性が「公正の道徳性」であるのに対して、女性の道徳性は人間関係、気配り、共感などを重視する「配慮と責任の道徳性」(坂本, 2004)であると主張している。良寛の道徳性は、このギリガンの道徳に近いような気がする。ちなみにギリガンの道徳の最終段階は、非暴力の道徳である。

時間は有限である。愛のコミュニケーションを紡ぐ前に、社会の奴隷になるなど惜しいことである。なお養老(2004, pp.146-147)は、多くのトップ、指導者と言われる人達に、自分が人の生死を握っているという意識がなくなっているかと述べている。林(2011)の脳を鍛える10の方法を踏まえるならば、自分自身を含め、人を尊敬できなくなっているのだと思う。

それはまた、人生経験も浅く、ひたすらテレビゲームやインターネット、SNSの中で生きている、多くの若者に関しても当てはまることである。デジタルの世界に主体性はない。プログラム次第で、どうしても操作されてしまう。デジタル産業の奴隷、操り人形(ゲーム依存、スマホ依存)である。そこに温もりを司る触覚(スキンシップなど)、嗅覚、味覚が機能することはない。シリコンバレー、世界の富を独占するアメリカが、最も幸せな国家であるなどと考える人も少ないであろう。温もり不足(愛情不足)が、人を幸せから遠ざけている。

(4) 死への極端な否定

死に関して良寛自身、晩年(71歳)三条大震災の折「災難にあう時節には災難にあうのがよいのです。死ぬ時節には死ぬのがよいのです。これはつまり、災難を避ける最もよい方法なのです。」(松本, 2009, p.38)の言葉を残している。この言葉から推測して、死というものを常に意識していたものと思われる。

ちなみに高齢者は、感情を保つ能力に優れている。年をとるほど気分が明るくなり、嫌なことがあっても、比較的早く立ち直る(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.269)。老いもなかなかよいものだが、暴走老人には配慮が必要である(中野, 2018, pp.62-65)。その中でも特に、車や自転車の運転。年をとったら極力運転しないほうがよい。老人にも謙虚さは求められる。

なお禅と『庄子』とは深い関連がある。『庄子』は人間の禍福も、生死も、去るものは追わず、来るものは拒まず、すべては自然の運用であると受け止め、泰然として変化に順応することが、養生の要訣であると説いている(鈴木, 1973, pp.67-95)。さらに養老(2004, p.182)は、死に関して以下のように述べている。

死にいい面があるというとなかなか理解されないでしょう。だから別の言い方でいえば、死は不幸だけれども、その死を不幸にしないことが大事なのです。「死んだら仕方がない」というふうに考えるのは大切なことなのです。それを知恵と呼んでもよい。

また養老(2004, p.185)は、生き残った者の課題として、長い目で見て、その死の経験を生かす生き方をすればよいとも述べている。ちなみに岩田(1993, pp.56-60)は、東北タイ南部のクメール族の村で、死に臨んで魂がどうなるか調べたところ、魂の不死を信じない者は21名中6名(内2名が華僑)、大部分の人は、魂は死後、その肉体を抜け出し他界に行くと感じている。

ただアメリカは、死を避ける文化である。死を医療によって引き延ばすことができるようになった結果、死についてオープンに話し合うことができなくなっている(サンドラ・レイガン イレーヌ・ウィッテンバーグ・ライルス ジョイ・ゴールドスミス サンドラ・サンチェス・ライリー, 2013, pp.10-11)。換言するならば、死を身近なものとしてタブー視する傾向がある。裏付けとして、人が死亡したニュースをテレビで観た視聴者が、高級車やロレックスの時計など、贅沢品の広告に購買意欲をそそられたという実験がある(ケリー・マクゴニガル, 2012, pp.208-210)。現代の日本社会も、死をタブー視する傾向で満ちている。テレビや新聞、インターネットでは、死亡事故や殺人事件のニュースを頻繁に報道している。

日本の神道では、死者の霊魂は神となり、子孫を見守り、その繁栄をもたらす「産霊」の行為を助ける。すなわち身近な親族が亡くなることは、残される者にとってはたいそう悲しいが、残された者はそれまで以上に幸福な境遇となる。自殺を大罪とする宗教も多いが、神道では、自殺者の霊魂も不慮の事故や犯罪の犠牲になって亡くなった人の霊魂も、共に神となりその親族を見守る。つまり恨みをもって死んだ人が、地縛霊になって祟るという発想は、本来神道にはないのである(武光, 2003, pp.197-198)。ま

た日本の神社の数は約十二万ともいわれる（武光，2003，p.3）が、八百万の神と言われるだけあって実に多様な神様がいます。ちなみに著者の故郷（富山県黒部市）にある三島神社は、鶏の神様として信仰を集めている。

江戸時代以前の日本では、季節ごとに多様な年中行事が行われていた。それらは人間が自然に生かされているという、自然への感謝の気持ちからなされたものである（武光，2010，p.136）。死は、生物にとっても無生物にとっても自然な現象である。さらに教育者は、人々と取り返しのつかない死へと向かう時間を共有している。それは時に、死と隣接した時間であり空間でもある。

人の死に過剰反応してはいけない。青少年時代の虫取りや魚釣り、花摘みを思い出せばよいかもしれない。教育者は、今一度そのことを深く認識し、その使命と責任の重さを振り返るべきである。

（5）マスメディアによるレッテル張り（言葉の弊害）

現代は布衣時代である。マスメディアやインターネット、SNSを通して、犯罪者や不審者等のレッテルを容易に貼り付ける。その顕著な例が、冤罪被害者の問題だろう。一度マスメディア等を通して流れた情報は、その審議がよく確認されることもなく社会に浸透していく。そしてそれらの情報が消え去ることはない。

ちなみにサイコパスの多い職業トップ10の3位に、マスコミ・報道関係（テレビ／ラジオ）、6位にジャーナリストが紹介されている。1位は、企業の最高経営責任者である（中野，2016）。現代社会の問題点(2)一元論的価値観で紹介した、意識の上で幸福を求め人達といってもよいと思う。報道は意識の上でのことであり、謙虚さが求められる。効果的な精神操作、すなわちプロパガンダには常々配慮が必要な職業でもある（ディヴィッド・イーグルマン，2015，p.193）。

なお若者の性問題に警鐘を發する木原（2006，pp.64-65）は、過剰な性情報の氾濫に関するマスメディアの無責任さを痛烈に批判している。すなわち現代社会において、限りなく普遍化しつつある性の問題を、マスメディアは派手な容姿や言動の若者を登場させることにより、特別な問題であるかのように置き換えているというのだ。特に男は視覚に頼り過ぎる傾向がある（例：盗撮、ビデオ撮影、撮り鉄）。

安全なセックスは、あくまで教育によってものの見方が本質的に変わった副産物として達成される（ディヴィッド・ブルックス 2015b，p.241）。5年後の成果など、脳は望んでいない。報酬が手に入りそうな時に、さっと飛びついてしまう（ケリー・マクゴニガル，2012，pp.238-239）。そうした指摘からも、マスメディアではなく、学校での性教育が待ち望まれる。高等学校における

充実した性教育が妥当ではなかろうか。ちなみに情報は、言葉や映像という媒介を通して流出する。ただ言葉や映像の影響は、受け取る人の年齢や職業、性別、文化等によって大きく異なる。

なお言葉の弊害に関して桜井（2010b，pp.114-120）は、「言葉が力を持ちすぎて、人間を脅かすようになっている」「言葉を使わなければ、もっと自然な関係でいられたのに、言葉が人間を不自然にこしてしまう」「言葉の怖さは、何でもかんでもわかりやすく分類してしまう点である」等と述べている。いわゆる言葉による洗脳である。特に脳は、好きな人物に同時発火する傾向にある（林，2011）。具体的には、好きな先生やタレントの言葉や映像に、強く反応するといった具合に。

良寛には、言葉の安易な使用を戒めた戒語がある（平宮，2011）。言葉は惜しみ惜しみ言うべきである。性教育に関しても、使用してはいけない言葉や映像はあると思う。我々現代人は、言葉や映像の安易な使用が、他人を苦しめ、自然から人間を遠ざけ、さらには社会を破滅へと導く危険性をはらむということを十分に認識しなければならない。ちなみに中野は、ツイッターに潜む罠を指摘している（中野，2018，pp.138-140）。ツイッターで語られる言葉は、深く練られた言葉ではない。換言するならば、無意識が十分機能していないのだ。

（6）ミスを許さない社会（結果至上主義）

桜井（2009，pp.36-37）は、不登校や引きこもり、ニートなど、自らアクションを起こせなくなってしまった人々増加の要因として、結果至上主義、社会全体を包み込むミスを許さない雰囲気、さらには自分の子どもの失敗を許さない親達存在を指摘している。この点に関しては、テレビやインターネット（ユーチューブ等）の影響も大きいものと思われる。すなわち視聴率至上主義、視聴率のためなら何でもありの報道姿勢である。

また親の、常に結果（成績や合否、あるいは勝敗）を求めるといった姿勢にも疑問が残る。愛情は大切だが、強いほど攻撃的になる（中野，2017，p.156）。愛情の深すぎる人は、オキシトシンの動態がバランスよいとはいえない状態にある（中野，2018，p.30）。このような日本の文化の中では、子ども達の自尊感情が低い（李，2011）のも頷ける。ちなみに会沢（2017）は、教育相談のめざすものの一つとして自尊感情・自己肯定感の向上を上げている。また林（2011）は、「違いを認めて共に生きる」という本能の存在を指摘している。

なお桜井（2009，p.142）は「結果より、その過程、その努力を認めてあげたいという気持ちがある」と述べているが、私自身も同感である。人は親の遺伝子を受け継いでいる。脳科学の視点より考察するならば、大人は10歳以降の子供には、自主性に任

せつつ、付き合う人間を含めて、その環境に配慮すればよいのである（林，2011）。

加えて人には、それぞれ持ち味（リソース）がある。これからの時代、結果のみでなく、個人や組織の持ち味を認め合う寛容さこそが大切である。特に子ども達にとって最も身近なモデルである両親は、ミスを許す姿勢を今まで以上に示して欲しい。ちなみにイタリアでは、みんなと違う意見を言わないと評価されないらしい（中野，2017，p.152）。出る杭は打たれる、村八分といった日本人の感覚とは大いに異なる。

また許しは、ソニア・リュボミアスキー（2012，pp.195-210）が指摘する幸せがずっと続く12の行動習慣のうちのひとつである。脳科学の視点から考察して、前頭葉の働きが必要と思われるが、大人である両親ならば可能なはずである。そのためにまず、自分自身を許して欲しい。ちなみに儒教国家では、許し下手な人が多いような気がする。韓国ドラマ等、怨念を抱く登場人物に頻繁に出くわす。過剰な恨みは、人を不幸にするだけである。

なお許しは、傷つけた相手のために行うものではない。自分自身のために行うものである（ソニア・リュボミアスキー，2012，pp.199-201）。自分に厳しくしても意志力は強くならない。罪悪感を抱くよりも、自分を許したほうが責任感が増す。自制心を發揮したいと望むなら、自己批判はかえって逆効果となる（ケリー・マクゴニガル，2012，pp.221-223）。なお國分（1990）は、治療や問題解決に関心があったカウンセリングが、予防・教育的なアプローチに関心をもたれ始めていると指摘している。先に述べた防犯カメラや、友だち作りを目的にした構成的グループエンカウンター等も予防教育の一つといえるであろう。

（7）一人勝ち（自然破壊）

現代は人間の一人勝ちの時代である。それも各国における平均寿命や国民総生産から考察して、その取り分が公平に分配されているとは考えにくい。いわゆる弱肉強食である。

野菜などを作付する場合、連作ができない作物が多数ある。すなわち自然界においては、様々な生命が時と場を分かち合いながら、その種を存続している。冬は冬、春は春。ただ人だけが、そのシステムに反し一人勝ちを継続している。先進国による一人勝ちといってもよいかもしれない。ホームレスを人として見る人も少ない（ディヴィッド・イーグルマン，2017，p.192-193）。

産業革命以後、幾多の種が滅亡したことであろうか。人は己の食欲さを認識し、自然に即した生き方を模索すればよいと思う。認識論的謙虚の姿勢は大切である。

認識論的謙虚とは、私たちがいかに何も知らないか、知り得ないことがいかに多いかを認識する態度のことである（ディヴィッ

ド・ブルックス，2015b，pp.94-106）。自然界から省みて、様々な命も、人と変わることのない一つの命なのである。自然を壊して人だけが生き延びることはない。

なお芸術を通しての感情教育は、無感動な人生から人を救ってくれる。ワーズワースが言っている通り、芸術とはある感情を冷静に想起したときに生まれるものである（ディヴィッド・ブルックス，2015b，p.292）。なお詩人は、物事の内面を洞察し、それを言葉で表現しようとする作業であり無意識が働く。表面だけ観ていても、物事の本質は観えてこない。

教育も、意識と無意識の両面により実施されるものであり、片面だけ観ていても目標は達成されない。臨床と同じである。ただし教育の目的が現実原則の学習である以上、意識への関心が高くなる。無意識が軽視されがちになる。なお以下は、著者創作の詩作品（平宮，2001）である。

ひとつ

ゆっくり時間をかけて
生きてきた

だから これから後も
ゆっくり時間をかけて老いていきたい

太陽がひとつしかないことを知ったとき
僕らの地球も
たったひとつしかないことを知らされた
そして必ず終わりがあることも

無人の天地に
寝転ぶ
無数の心理に囲まれて

夜空に瞬くお星様
草原に眠る
くず鉄 空き缶 使い捨てカイロ
どれもこれも代わりのない
たったひとつの

尊い命

3. 目的

本研究の目的は、良寛に関する前々回・前回の論文(平宮, 2011, 2012)を踏まえ、再度良寛の生きざま(良寛に関する逸話や自身が残した詩歌など)の中で、教育者としての務めを遂行する上で参考になる姿勢を、特にカウンセリング心理学(無意識、コミュニケーションなど)、脳科学、芸術、読書の視点を踏まえて抽出すると同時に、抽出事項に考察を加えることにより、教育者としてのさらなる使命と認識を深めることである。

4. 方法

まずは現代日本社会の問題点を洗い出す。問題点を踏まえ、教育者としての務めを遂行する上で参考になる姿勢を追究する。

ちなみに國分(2004)の提唱する教育カウンセラーの不可欠条件は、相手の内的世界を相手と共有するワンネス(Oneness)、「われわれ意識」「身内意識」であるウイネス(Weness)、教育者が自己開示と自己主張を用いて子どもに自分を打ち出すアイネス(Iness)である。

5. 結果

追究した結果、以下のような姿勢が見出された。

- (1)和顔愛語 (2)尊敬する (3)他者視点の理解 (4)差別意識の低さ
- (5)いたわる (6)自己開示(詩作活動) (7)自己主張

6. 考察

結果に対する考察は、以下の通りである。

(1) 和顔愛語

リレーションを育む技法として、非言語的技法と言語的技法がある。非言語的技法の例としては「視線」「表情」「ジェスチャー」「声の調子」「服装・髪型」、言語的技法の例として「受容」「繰り返し」「支持」「質問」「明確化」等がある(平宮, 2017)。なお國分(2004)は、教育者や教育カウンセラーがウイネス(Weness)を育むツボとして「めめる」「ほめる」「具体的にアクションをおこす」の三点を指摘している。なお「めめる」は非言語的技法である。換言するなら和顔愛語、日本的なほほ笑みで愛の意識や言葉を投げかけることである。

ちなみにパールズのゲシュタルト理論では、言語を「地」、身体を「図」とみなす。すなわち言語は意識性が高く嘘をつきやすい。それに対して身体は無意識である。無意識のほうが意識よりも正直である(國分, 1980)。また無意識は、身体感覚と絶えず対話している(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.84)。

その指摘に従うならば、「ほめる」の前に「めめる」があつてこそ、「ほめる」や「具体的にアクションをおこす」が活かされ

る。いくらほめても下心(無意識からの抵抗)があれば、それは不正直である。

ちなみに良寛は、「めめる」ことの達人であつた。そして何より、子どもと遊ぶことが好きであつた(相馬, 2007)。そしていやがらせを受けても、これを避けたり反撃したりしなかった(松本, 2004a, p.22)。そのような逸話からは、いやがらせをする側の感情に気づいていたものとも推測される。容易にネガティブな感情に巻き込まれなかった。換言するならば、逆転移への配慮が出来ていた(平宮, 2008)。

なお全ての人々はふれあい(愛)を求めており、それが得られないから問題行動が生じる。愛と憎しみの起源は同じである(サティ, 2000)。また劣等感の強い人は「引き下げの心理」が働くので、ほめるよりけなすことが多くなる(國分, 2004, p.17)。能力の低い人ほど、自分の能力を過大評価するということであろうか(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.49)。

そこからは、様々な問題行動(反社会的行動・非社会的行動)の背景をアセスメントすることの重要性が理解される。ちなみに人は元々戦うことが好きな動物である(中野, 2018, pp.155-157)。精神分析における死の本能(タナトス)(國分, 1980)といってもよい。最近のソチオリンピックや囲碁将棋、各種スポーツの盛り上がりはその一例であろう。なお近年の政治家はうまくその流れを利用して、様々な賞(例:国民栄誉賞)を与えている。「(3)生きる意味の喪失傾向」で述べた実存の思想家サルトルは、ノーベル賞を辞退しているが、辞退するのはほんの僅かな人達だけである。どうしても人は意味への配慮より、目の前の報酬に気の向きやすい動物なのかもしれない。生の本能(リビドー)(國分, 1980)といってもよいと思う。

先にも記したが、意味は人生の経歴全体に基づく複雑な連想で決まる。また今現在の意識の経験は、その人だけのものである。そして脳の変化とともに変化する(ディヴィッド・イーグルマン, 2017, pp.48-50)。いわゆる教育場面においては、個別の理解があつてこそ様々な介入があるということでもある。そのためにも様々な人生体験・感情体験が、教育者には求められる。

(2) 尊敬する

先の「(1)和顔愛語」で「ほめる」に関しても述べたが、「ほめる」の前提としての「尊敬する」も是非とも推薦したい姿勢の一つである。すなわち人をほめても、その前提として相手を尊敬する気持ちがなければ、それは絵に描いた餅である。交流分析の観点から考察するならば、心と体が一致していない状態、すなわち裏面交流、体あつて心あらずの状態である。

では如何にすれば尊敬する心を培うことが出来るか、それは親や教師が、他人を尊敬する姿勢を示すことである(林, 2011)。逆に身近にいる大人が誰かを見下したり、馬鹿にしていれば、子ども達も人を尊敬できなくなってしまう。いわゆる模倣学習の原理を活用することである。

まずは「習うより慣れろ」である。物事をすぐに決めつけず、慎重な姿勢を維持していけば、その間に無意識が働く(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, pp.99-101)。文化や成育歴の影響もあり、容易に他人を尊敬できない人も多いと思うが、是非とも身に付けて欲しい姿勢である。

(3) 他者視点の理解

私自身、煙草の嫌いな人間である。以前煙草を吸っていたにもかかわらず、煙草を吸っている人を一見すると、それだけで軽蔑してしまう傾向がある。ただ教育者は、人を扱う仕事であり、出来る限り、相手がどんな人間かわかってやらなければならない(國分, 1997, p.72)。なぜ害が周知された現代においてさえ吸い続けるのか(自傷行為)、周りに迷惑だと解っているながら歩き煙草を継続するのか(投影)、その背景を理解してこそ、つながりが形成される。

またカウンセリング心理学のどの流派も、「まずは来た人間をわからなければいけない」ということを強調する(國分, 1997, p.75)。私たちが人間として学ぶ最も重要なことのひとつは、他者視点の取得である(ディヴィッド・イーグルマン, 2017, p.196)。Try to understand (治そうとするな、わかろうとせよ)、むやみに叱りつけて人は変わるものではない。

躰の域を出ない教育では、子ども達の自尊感情が育たないばかりか、逆にトラウマを生むこととなる。熱いと感情の動きが暴力的になりやすいという社会学的な調査もある(中野, 2015, p.23)。ちなみにフランス人は、歩き煙草をしていても特に目くじらを立てるようなことはないようである(中野, 2018, p.94)。

ただ子どもと大人との線引きは、はっきりとしなければならぬ。子どもは「ハゲ」「ブス」「デブ」など、人を傷つける言葉を平気で口にする(中野, 2018, pp.45-47)。「(1)和顔愛語」でも述べたが、逆転移への配慮が必要である。加えて「3歳の親子の綱引き」が大切になってくる(新井, 2004)。放任はよくない。脳科学の視点から考察するならば、3歳から7歳の間に進行する脳神経細胞の「間引き現象」を活用することである(林, 2011)。

ちなみに御手伝いやルールの設定は、父親の役割である。父親も子育てに参加することでオキシトシンが増加する(中野, 2015, p.244)。自然に厳しさがあるように、子ども達にも厳しさは必要である。まずは、夫婦が話し合いの中で役割を明確化することで

ある。ちなみにアメリカでは、1980年代に重罪で投獄された青少年の約70%が父親不在で育てられている(中野, 2016, p.144)。

他者視点を深めるコツとして、相手と同じ体験(例:同じ仕事、子育て)をしていけば理解が深まりやすい。ただ、全ての経験をすることは不可能であり、その場合、精神分析、行動主義、自己理論等のカウンセリングの理論や脳科学の知見、さらには様々な書籍が参考になる。ちなみに國分(1997, p.20)は、カウンセリングマインドを培う方法の一つとして、A・S・ニール著作集および灰谷健次郎著『兎の眼』を推薦している。いわゆる読書療法(bibliotherapy)の活用である。なお私自身の読書療法に関する論文としては、平宮(2005, 2010a)がある。

良寛においては、泥棒に寝ていた布団を持ち去られたという逸話(盗人に 取り残されし 窓の月)がある。さらに、庵に泥棒に押し入られたことを詠んだ詩作品も残っている。現代語訳は、「盗人が庵に押し入って、禅板と座布団など持ち去った。庵に入る盗人を誰がとめられようか。すべてを盗み去られ、一晩中窓の下で座禅していると、時おりまばらな雨が竹林の中にさびしい音を立てて降っていた」(松本, 2008, pp.182-185)である。この詩作品からは、泥棒ですら、何らかの背景があることを理解しようとした姿が推測される。慈愛といつてよいかもしれない。ちなみに賢く謙虚な人は、物事を急いで理解しようとせず、自制することができる。わからないままにしておくことができる(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.100)。それは人間関係に関してもいえることである。

ただ現代において、泥棒やホームレスにここまで気配りできる人がどれほどいようか。ちなみにホームレスを見るとき、脳の内側前頭前皮質(mPFC)はあまり活動しない。内側前頭前皮質は、他人と交流しているときや他人のことを考えているときは活性化したが、無生物を扱っているときは活動しないのである(ディヴィッド・イーグルマン, 2017, p.192)。

良寛の場合、なぜそこまで気配りできたのか。そこには一族がたどった不遇の人生があったものと推測される。良寛は、もともと出雲崎の町名主の出身であった。ただ父以南は、権力争いの末に京都桂川に投身自殺、さらには儒学の師 大森子陽までもが非業の死を遂げている(松本, 2004b, pp.16-32)。すなわち人生の栄枯盛衰を経験した良寛が、家族や知人を通して体験した苦労は大変なものであった。

ちなみに國分(2004)は、ワンネス(相手の内的世界を相手と共有すること)を培うためのポイントの一つとして、感情体験(愛情の苦勞、金銭の苦勞、仕事の苦勞、人間づき合いの苦勞)の幅の大小をあげている。泥棒に慈愛を示した逸話から勘案して、その感情体験の深さが推測されるのである。

(4) 差別意識の低さ

劣等感の強い人は、「引き下げの心理」が働くので、ほめるよりけなすことが多くなる（國分，2004）。また自己理論における治療的人格変化の必要にして十分な条件の一つに、カウンセラー側の無条件の肯定的配慮・非審判的受容がある（渡久地，2004）。

遊女の身の上話を傾聴する逸話が残っている（松本，2008，pp.152-155）。その話は、寺泊か出雲崎かの市街にある遊郭の前を通り過ぎようとしたとき、ひとりの若い遊女との出会いから始まる。遊女が話すには、自分は子どものときからここへ売られてきて春をひさいでいるが、故郷の父や母がどんな人であったかまるで記憶にない。それでも父や母にはいつか会いたいと思って暮らしてきた。昨晚、夢を見て、私の父親がこの町にやってくるというお告げを受けたというのである。

この話から勘案して、良寛自身、身分や職業に関する差別意識は低かったものと推測される。見ず知らずの遊女の話さえも聴き入ろうとしている。「現代社会の問題点」でも述べたが、現代社会は一元論的価値観が浸透している。自己保存や統一・一貫性の本能の過剰反応である。医師に関していえば、医科学の重要性は認識しているが、コミュニケーションの重要性を認識している人達はどれほどいようか（サンドラ・レイガン他，2013）。

マスコミでも、政治家等のちょっとした発言や行動のずれに反応する。ちなみにヒトは発言の真意を正確に理解しようとするより、利他的な懲罰を加える方に快感を感じてしまう（中野，2018，p.140）。ただ昨日の自分と今日の自分は、同じ自分であると同時に異なる自分でもある。常に統一・一貫性が保たれると考えること自体、妄想である。今日の自分は、昨日の自分が上乘せされた自分である。先にも記したが、意識の世界と無意識の世界では、圧倒的に無意識の世界のほうが広いのである（ディヴィッド・ブルックス，2015a，p.12）。

また善悪の基準が単純で、それに至らない人々を軽視する傾向にある。良寛の生きた時代と現代を単純に比較することはできないが、現代社会においてもホームレスや低所得者、脱落者に対する世間の目は厳しい。それは中学生のグループが、野宿生活者を「汚い」「くさい」という理由で殺害した1983年「横浜浮浪者殺傷事件」を踏まえ、社会から臭うものが追放されはじめているとする石川（2010）の指摘を待つまでもない。身分や財産、科学的思考能力、知名度等を通しての差別意識や非人間化傾向は、機械化の進行とともに確実に広がっているように思われる。

(5) いたわる

「めでの」が、主として視線に重きをおいた技法であるのに対し、「いたわる」は表情やジェスチャーに焦点を当てた技法であ

る。すなわち柔らかな表情、および肩の力の抜けたジェスチャーが伴ってこそ「いたわる」ことができる。さらに「ご苦労様」や「よく頑張ったね」、さらには「大変だったね」等の言語的技法を伴うことも多くあろう。

なお他人をいたわることのできる人は、他者理解に秀でた人である。他者理解が深ければ深いほど、いたわることができる。ちなみに孤独感を感じている人は、周囲に批判的な態度をとりがちになる（ディヴィッド・ブルックス，2015b，p.133）。やはり人とのつながりは大切である。

金の苦労、人間関係の苦労、仕事の苦労、家庭の苦労等、人生には様々な苦労があるが、自身が体験した苦労は共感しやすい。私自身、両親の仲がよかったものだから、片親や児童養護施設等で過ごした子ども達の苦労は共感しやすい。カウンセリング心理学や脳科学、様々な書籍を通して理解に努めているが、実際にその立場にある人達の心情にまで至っていないのが現状である。

(6) 自己開示（詩作活動）

良寛自身、愛語や戒語に配慮する等、言葉づかみに慎重であると同時に、どちらかといえば寡黙だったらしい（松本，2008，pp.18-24）。ただ言葉で自身の感情や事実、価値観等を表現することだけが自己開示ではない。書くということも、自己開示の一技法である。

書くということは、自分の感情を出した対決の姿勢でもある。おだやかな人でも対決した方がいいときにしておかないと、未完の行為として残る（國分，1997，p.34）。平宮（2012）でも述べたが、数多くの詩歌が良寛によって創作されている。すなわち常日頃の心情、行動等を、文字を通して自己開示している。詩歌の創作は、音楽、美術、書、手芸（触覚）、料理（味覚）、演劇同様、感情の教育である。特に触覚に力は強力で、幼少期のスキップにつながる。

「何ゆゑに家を出でしと折ふしは心に恥ぢよ墨染の袖」：何のために出家して僧となったか、時折は自分の着ている墨染の衣の意味を考えて自分の心を恥ずかしく思えと自省を促す歌である

（松本，2008，pp.18-24）。著者自身、17年間勤めた高校教諭を退職し、2017年度現在、大学で教職関連の教鞭を執りつつ小学校でスクールカウンセラーをしている。私にとってこの歌は、まさに我が身に突き刺さる歌である。甘えてはならぬ。お前がすべきことを常に考え、即行動せよ。お前はなぜ、高校教諭の道を退いてまで今の道を選択したのかと。

ちなみに脳は構造上、やり始めてから、やる気が出るようになっていく。逆に一度始めてしまえば、続けようとする力が働く（中野，2015，pp.30-32）。執筆活動も同じである。心に下りてきた

アイディアは、ダメ元でもいいから先ずは口に出してみることである。ソーナダイクの試行錯誤説と似ている。周りは自分が気にするほどにあなたのことを考えていない(中野, 2015, p.145)。出さなければ消えていくだけである。

(7) 自己主張

良寛自身、戒語に象徴されるように、相手の立場や事情を省みることなく、自分勝手な発言を極力しない人であった。消極的能力に秀でた人といってもよいと思う。なお消極的能力とは、不確実なものや未解決なものの疑わしいものをそのまま受容できる能力のことである(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.100)。決断力は蛮勇と隣り合わせ、優柔不断は慧眼と隣り合わせといえるかもしれない(中野, 2015, p.68)。ただそれは原則であって、時には切って落とすような言葉を吐いている。「貧すれば鈍するとは、このことよ」、ある里の長者が豪勢な邸宅を新築したのを見上げつぶやいた言葉である(松本, 2008, pp.138-141)。

それ以外にも「君子は物を好まずして、意を物に寓す」と陶淵明の菊、謝康楽の山水、劉伯倫の酒などの例を引き、悪趣味を誇示する先の長者を非難している。また三条代官所の若き役人に対し、領民を統治する者の心構えを、歌を通して教授したとする逸話(松本, 2004b, pp.73-74)や、江戸の漢学者兼書家 亀田鵬斎に対して「鵬斎さんは上手に書こうときばりすぎる」と指摘した逸話(山崎, 1997, pp.120-127)からも、受け身だけの人物でなかったことが推測される。

すなわち主張すべき時には、毅然と主張している。無意識の感情は強い力を持っているため、理性に無意識と同じことができるわけではないが、無意識に影響を与えることはできる。その感情のままに行動しないということはできる(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.179)。ただし意志力は有限である(ディヴィッド・イーグルマン, 2015, p.153)。ちなみに意志力が弱いと知っている人ほど、誘惑を感じた場合に自制心を失いやすい(ケリー・マクゴニガル, 2012, p.20)。ここでも謙虚さが求められる。

7. おわりに(振り返りと今後の目標)

前回『良寛に学ぶ教育者としての姿勢 その2 ―カウンセリング心理学の視点をふまえて―』(平宮, 2012)を執筆してからすでに5年が過ぎ去ろうとしている。その間、産業界ではAIが注目され、電気自動車の開発競争が過熱化している。ただ5年間を振り返って、自分にとって大切なものが変わったかというあまり変わらない。教育の根底にあるものは未だに愛であり、愛を紡ぐためのコミュニケーションである。過剰はよくないが、表現しなければ愛は伝わらないのである。

今回、脳科学の領域より林成之先生の記述内容を取り上げさせて頂いた。また麻雀士の桜井章一さんの書籍を参考にさせて頂いた。桜井さんの書籍には、研究者が陥りがちな権威主義的な観点がなく、自身の感性に従って生きようとする素直さがある。たぶん知恵のある方なのだと思う。頼りになる経験則を数多く知っている。それは恩師の國分康孝先生、松本市壽さん、ディヴィッド・ブルックスさん、中野信子さん、養老孟司さんに関してもいえることである。なお知恵とは、科学的な知識とは違うものである(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.105)。

さらに二松学舎大学でお世話になった改田明子先生が訳者を努めた『緩和ケアのコミュニケーション ―希望のナラティブを求めて―』からは、コミュニケーションを通して弱者に寄り添うことの大切さを学ばせて頂いた。科学だけでは、教育者は務まらない。ある意味、良寛はコミュニケーションの達人である。SNSなど無かった当時の人々は、現代人よりもコミュニケーション能力にたけていたかもしれない。

なおSNSを用いてのコミュニケーションは、手紙(手書き)と比べ無意識の思いを伝達するのに不適切な気がする。一文字一文字に要する時間が圧倒的に短い。利便性が人を幸せにするとは限らないことの一例である。先に述べた「現代日本社会の問題点」に通じることもある。

ちなみにカウンセリングの師 國分康孝先生からは、常に手書きの葉書や封書を頂いている。詩作の師 廣川貞明先生からは、校正の折、手書きの校正を頂いた。そうして出版した2冊の詩集が、平宮(1995, 2001)である。また東京理科大学グリークラブにおいて、当時の常任指揮者 故木村文男先生には大変お世話になった。ある意味、3人の先生方との出会いがあったからこそ、貴重な未知の世界を体験できた気がする。大変にありがたいことである。感謝の意を表したい。

その他、多くの書籍を参考にした。執筆を通して、やはり教育者は自身の価値観、スキル、リソースを熟知しておく必要があると感じた。出たところ勝負では目標や方向性が見えてこない。また愛を紡ぐためのコミュニケーションも練習できない。林(2011)が指摘するように、目標が設定されなければ頑張れないのである。なお目標や方向性についての指示は、無意識からなされる。無意識は、遠い過去から蓄積された本人も自覚しない膨大な記憶を利用する。それに対して意識が利用できるのは、直近の記憶だけである(ディヴィッド・ブルックス, 2015b, p.83)。

ちなみに自身の長期的目標のひとつは、心穏やかにめであることである。やはり笑顔はよい。さらには批判や中傷に対して過剰に反応しないこと。少しはフランス人を見習いたい。自身、べき思考が弱過ぎる気がする。同時に消極的能力を伸ばしたい。優柔不

断は慧眼と隣り合わせ（中野，2015，p.68），換言するなら細事を気にせず人生の意味と向かい合うことである。中期的な目標としては，構成的グループエンカウンターを体験した学生や児童生徒を，実際の教育現場（学校や家庭）に送り出すことがある。構成的グループエンカウンターには，感情に焦点を当てたエクササイズが多い。こうして論文を執筆することも，短期的目標である。

またリソースのひとつは，高校，大学，大学院修士課程の在学中，歌った合唱体験である。長年の活動と視聴が，心を平穏に保ってくれる。『水のいのち』『雨』『草野心平の詩から』『月光とピエロ』『海の詩（うた）』等，遠い過去（30年以上前）に歌った旋律は今も心に残る。さらには詩報に対する愛着と，詩人としての経験である。金子みすゞさんや吉野弘さんの作品に接していると温もりがわいてくる。良寛を含め，芸術を愛した人々とのふれ合いがそこにはある。

加えて高校教諭として数学を教えた経験，大学で教職科目を教えた経験，小中学校でスクールカウンセラー（に準じる者）として勤務した経験，家内と手を取り二人の子どもを育てた経験，さらには長年にわたり行ってきた読書と運動が思い当たる。ちなみに良寛自身，江戸と出雲崎を行き来する等，かなりの健脚だったものと思われる。やはり教育者にも体力は必要である。日頃からの健康への配慮は大切である。さらに言うなら古里黒部で幼少期を過ごした日々である。両親，祖父母，兄と私の六人家族の暮らしが懐かしい。

これらの全てのリソースは，私の中で生き続けている。意識して思い出せるのは，その内の僅かな出来事と内容だけである。ちなみに読書療法の主たる目的は，精神医学における治療というよりも，教育・カウンセリング場面における目的に近い（平宮，2005）。これは先に述べた國分（1990）の，治療や問題解決に関心があったカウンセリングが，予防・教育的なアプローチに関心がもたれ始めているとする指摘と重なる。先にも述べたが，読書は無意識を培い，脳を鍛えてくれる（苦米地，2014，pp.139-143）。文は人なりである。

おわりに私自身，立ち止まってはいけないと思う。ソーンダイクの猫の実験（試行錯誤説）ではないが，謙虚さを忘れることなく無意識に動き回っているほうが，私には向いている。意識してしまうと余計な力みが入る。特に人には，明日はもっとできると考える習性がある（ケリー・マクゴニガル，2012，pp.148-151）。そのような観点からも，すぐにも次へと歩み出したい。換言するなら，今回の執筆活動を将来へと続く教育活動の一過程ととらえている。

参考文献

- 会沢信彦・平宮正志（2008）. 大学生が経験したいじめの質的分析（2）—小学校4～6年時の経験— 文教大学教育学部紀要，**42**，11-18.
- 会沢信彦（2017）. 学校教育と教育相談 会沢信彦・安齊順子（編）教師のたまごのための教育相談 [改訂版] 北樹出版 pp.12-23.
- 新井邦二郎（2004）. 発達の理論 日本教育カウンセラー協会（編）教育カウンセラー標準テキスト初級編 図書文化 pp.25-34.
- 有馬頼底（2010）. 禅、「持たない」生き方 三笠書房 p.35, p.211.
- ディヴィッド・ブルックス 夏目大訳（2015a）. あなたの人生の科学 [上] —誕生・成長・出会い— 早川書房
- ディヴィッド・ブルックス 夏目大訳（2015b）. あなたの人生の科学 [下] —結婚・仕事・旅立ち— 早川書房
- ディヴィッド・イーグルマン 大田直子訳（2017）. あなたの脳のはなし —脳科学者が解き明かす意識の謎— 早川書房
- 林成行（2011）. 子どもの才能は3歳、7歳、10歳で決まる！ 幻冬舎新書
- 平宮正志（2005）. 読書療法の目的と実施上の留意点に関する一考察 —poetry therapy を含めて— 読書科学，**49-1**，33-39.
- 平宮正志（2008）. 読教育カウンセリング場面における循環 二松學舎大学論集，**51**，47-60.
- 平宮正志（2009）. 良寛を通しての道德教育 —学習指導要領の改訂告示をふまえて— 二松學舎大学論集，**52**，15-35.
- 平宮正志（2010a）. 教育とカウンセリングの視点よりみた日本の詩歌の歴史的考察 —読書療法、詩歌療法、poetry therapy の起源と現状を列記して— 二松學舎大学論集，**53**，45-63.
- 平宮正志（2010b）. 実存主義とサティ理論をふまえての生徒指導 —愛のある教育を目指して— 二松學舎大学東アジア学術総合研究所，**40**，左1-左23.
- 平宮正志（2011）. 良寛に学ぶ教育者としての姿勢 —愛語より初めて— 文教大学教育学部研究紀要，**45**，109-121.
- 平宮正志（2012）. 良寛に学ぶ教育者としての姿勢 その2 —カウンセリング心理学の視点をふまえて— 文教大学教育学部研究紀要，**46**，215-227.
- 平宮正志（2017）. 教育相談の技法 会沢信彦・安齊順子（編）教師のたまごのための教育相談 [改訂版] 北樹出版 pp.101-112.
- 平宮夢一朗（1995）. 六月十日 時の流沙 桂書房
- 平宮夢太郎（2001）. すくーるにつき 文芸社
- 石川憲彦（2010）. キレル子と叱りすぎる親 —自由に感情を表現する方法— 創成社

- 市倉宏裕 (1997). ハイデガーとサルトルと詩人たち NHK ブックス
- 岩田慶治 (1993). アニミズム時代 法藏館
- 神谷浩 (1998). 不染居の画狂人 日本アート・センター (編) 新潮日本美術文庫 17 葛飾北斎 新潮社 pp.73-85.
- ケリー・マクゴニガル 神崎朗子(訳) (2012). スタンフォードの自分を变える教室 大和書房
- 木原雅子 (2006). 10 代の性行動と日本社会 ―そして WYSH 教育の視点― ミネルヴァ書房
- 國分康孝 (1980). カウンセリングの理論 誠信書房
- 國分康孝 (1990). カウンセリング 國分康孝 (編) カウンセリング辞典 誠信書房 pp.77-78.
- 國分康孝 (1997). 教師の使えるカウンセリング 金子書房
- 國分康孝 (2004). 教育カウンセリング概論 日本教育カウンセラー協会 (編) 教育カウンセラー標準テキスト初級編 図書文化 pp.8-18.
- 厚生労働省 (2010). 自殺・うつ病等対策プロジェクトチームとりまとめについて
(<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/07/03.html>) (2018 年 1 月 9 日)
- 小谷津孝明 (2004). 認知療法 日本教育カウンセラー協会 (編) 教育カウンセラー標準テキスト上級編 図書文化 pp.49-56.
- 松本市壽 (2004a). ヘタな人生論より良寛の生きざま 河出書房新社
- 松本市壽 (2004b). 良寛さま グラフ社
- 松本市壽 (2008). 良寛のスローライフ NHK 出版生活人新書 257
- 松本市壽 (2009). 困ったときの良寛さん 三笠書房
- 松尾直博 (2004). いじめ 日本教育カウンセラー協会 (編) 教育カウンセラー標準テキスト初級編 図書文化 pp.173-183.
- 諸富祥彦 (2000). 生きていくことの意味 ―トランスパーソナル心理学・9つのヒント― PHP 新書
- 内閣府自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課 (2015). 平成26年中における自殺の状況
(<https://www.npa.go.jp/safety/life/seianki/jisatsu/H26/H26...>) (2018 年 1 月 9 日)
- 中野信子 (2014). 努力不要論 フォレスト出版
- 中野信子 (2015). あなたの脳のしつけ方 青春出版社
- 中野信子 (2016). サイコパス 文春新書
- 中野信子 (2017). ヒトは「いじめ」をやめられない 小学館新書
- 中野信子 (2018). シャーデンフロイデ ―他人を引きずり下ろす快感― 幻冬舎新書
- 李裕美 (2011). 日本の青年の自尊感情(1) ―仮想的有能感・Rosenbergの自尊感情研究・ソシオメーター理論に焦点を当てて― 文学部心理学論集, 5, 33-39.
- 定方昭夫 (2006.07). 「良寛さん」の偉さに迫る 長岡大学研究論叢, 4, 1-7.
- 坂本真士 (2004). 社会性を育む 桜井茂男 (編) たのしく学べる最新教育心理学 ―教職にかかわるすべての人に― 図書文化 pp.153-172.
- 桜井章一 (2009). 人を見抜く技術 講談社+α新書
- 桜井章一 (2010a). 努力しない生き方 集英社新書
- 桜井章一 (2010b). ツキの正体 幻冬舎
- 佐久協 (2006). 高校生が感動した「論語」 祥伝社
- サンドラ・レイガン イレーヌ・ウィッテンバーグ・ライルス ジョイ・ゴールドスミス サンドラ・サンチェス・ライリー 改田明子(訳) (2013). 緩和ケアのコミュニケーション ―希望のナラティブを求めて― 新曜社
- ソニア・リュボミアスキー 金井真弓 (訳) 渡辺誠 (監修) (2012). 幸せがずっと続く 12 の行動習慣 日本実業出版
- 相馬御風 (2007). 良寛さま 考古堂
- Suttie, Ian D. (1935). *The Origin of Love and Hate*. London: Penguin Books.
- (サティ, I. D. 國分康孝・國分久子・細井八重子・吉田博子(訳) (2000). 心理学選書①愛憎の起源 黎明書房)
- 苦米地英人 (2014). 15 歳若返る脳の磨きかた フォレスト出版
- 鈴木修次 (1973). 莊子 清水書院
- 武光誠 (2003). 日本人なら知っておきたい神道 KAWADE 夢新書
- 武光誠 (2010). 日本人なら知っておきたい陰陽道の知恵 KAWADE 夢新書
- 竹村健一 (2008). いのちの減力 太陽企画出版
- 渡久地政順 (2004). 自己理論 日本教育カウンセラー協会 (編) 教育カウンセラー標準テキスト初級編 図書文化 pp.47-55.
- 和田秀樹 (2010). テレビの大罪 新潮新書
- 和田倫明 (2008). 価値論 國分康孝 (監修) カウンセリング心理学事典 誠信書房 pp.37-38.
- 養老孟司 (2003). バカの壁 新潮社
- 養老孟司 (2004). 死の壁 新潮社
- 山崎昇 (1997). 良寛 清水書院
- 全国大学生生活協同組合連合会 (2018). 第 53 回学生生活実態調査の概要報告
(<http://www.univcoop.or.jp/press/life/report.html>) (2018 年 2 月 28 日)

過失犯の共同正犯

On the Co-principal Criminality in Crimes of Negligence

横瀬 浩司*
Koji YOKOSE

Keywords: 過失犯の共同正犯, 共同義務, 共同違反

1. はじめに

本稿は、過失犯の共同正犯の成立要件とその義務の共同性について、「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」を題材として、考察・検討するものである。

「明石市花火大会歩道橋事故」とは、平成 13 年 7 月 21 日、明石市民夏まつりで実施された花火大会において、最寄りの駅と花火大会が実施された公園とを結ぶ歩道橋に多数の参集者が集中して過密な滞留状態となり、強度の群衆圧力が生じ、同歩道橋上において、多数の参集者が折り重なって転倒し、その結果、11 名が全身圧迫による呼吸窮迫症候群（圧死）等により死亡し、183 名が傷害を負うという事故が発生したものである。

この「明石市花火大会歩道橋事故」に関しては、花火大会を実質的に主催した明石市職員 3 名、現地警備本部指揮官である明石警察署地域官、そして、明石市と契約していた警備会社の警備統括責任者である支社長の計 5 名が業務上過失致死傷罪で起訴され、全員の有罪が確定した（明石市職員 3 名〔明石市市民経済部長、市民経済部経済産業担当次長、市民経済部商工観光課長〕に禁錮 2 年 6 月・執行猶予 5 年、警察署地域官と警備会社支社長に禁錮 2 年 6 月の実刑）（最 1 小決平成 22 年 5 月 31 日刑集 64 巻 4 号 447 頁）。

同事故に関し、この 5 名に加えて、当時の明石警察署副署長が、平成 22 年 4 月 20 日に改正検察審査会法（平成 16 年法律第 62 号）に基づく強制起訴の最初の適用対象として、業務上過失致死傷罪で起訴された（明石警察署署長 C は、平成 19 年に死亡）。しかし、この事故については、最終の死傷結果が生じた平成 13 年 7 月 28 日から 5 年の経過によって公訴時効が完成することとなる。そこで、検察官の職務を行う指定弁護士は、明石警察署

地域官 B が平成 14 年 12 月 26 日に業務上過失致死傷罪で起訴され、平成 22 年 6 月 18 日に同人に対する有罪判決が確定した点に着目し、明石警察署副署長である被告人と B 地域官が刑法 254 条 2 項にいう「共犯」にあたり、時効停止事由があり、被告人については公訴時効が停止していると主張して起訴を行った（これを「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」という）。

そして、平成 28 年 7 月 12 日に、この「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」に対して最高裁第 3 小法廷決定が下された¹⁾。

2. 問題の所在

「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」の第 1 審判決及び原判決の認定によれば、本件の事実関係は、次のとおりである。

(1) 平成 13 年 7 月 21 日午後 7 時 45 分頃から午後 8 時 30 分頃までの間、大蔵海岸公園において、第 32 回明石市民夏まつり（以下「本件夏まつり」という。）の行事である花火大会等が実施されたが、その際、最寄りの西日本旅客鉄道株式会社朝霧駅と同公園とを結ぶ本件歩道橋に多数の参集者が集中して過密な滞留状態となった上、花火大会終了後朝霧駅から同公園へ向かう参集者と同公園から朝霧駅へ向かう参集者が押し合ったことなどにより、強度の群衆圧力が生じ、同日午後 8 時 48 分ないし 49 分頃、同歩道橋上において、多数の参集者が折り重なって転倒し、その結果、11 名が全身圧迫による呼吸窮迫症候群（圧死）等により死亡し、183 名が傷害を負うという本件事故が発生した。

(2) 当時明石警察署署長であった C（以下「C 署長」という。）は、同警察署管轄区域内における警察の事務を

*愛知産業大学短期大学通信教育部国際コミュニケーション Professor、Department of International Communications、School of Distance Learning、Aichi ン学科 教授・法学修士 Sangyo Junior College、Master of Laws

処理し、所属の警察職員を指揮監督するものとされており、同警察署管内で行われる本件夏まつりにおける同警察署の警備計画（以下「本件警備計画」という。）の策定に関しても最終的な決定権限を有していた。

B 地域官は、地域官として、明石警察署の雑踏警備を分掌事務とする係の責任者を務めていたところ、平成 13 年 4 月下旬頃、C 署長に本件警備計画の策定の責任者となるよう指示され、これを受けて、明石市側との 1 回目及び 2 回目の検討会に出席し、配下警察官を指揮して本件警備計画を作成させるなどした。B 地域官は、C 署長の直接の指揮監督下であり、本件警備計画についても具体的な指示を受けていた。

被告人は、明石警察署副署長として、同警察署内の警察事務全般にわたって、C 署長を補佐するとともに、その命を受けて同警察署内を調整するため配下警察官を指揮監督する権限を有していた。被告人は、本件警備計画の策定に当たって、いずれも C 署長の指示に基づき、B 地域官の指揮下で本件警備計画を作成していた警察官に助言し、明石市側との 3 回目の検討会に出席するなどした。また、被告人が同警察署の幹部連絡会において、本件警備計画の問題点を指摘し、C 署長がこれに賛成したこともあった。

(3) 本件事故当日、C 署長は、明石警察署内に設置された署警備本部の警備本部長として、雑踏対策に加え、暴走族対策、事件対策を含めた本件夏まつりの警備全般が適切に実施されるよう、現場に配置された各部隊を指揮監督し、警備実施を統括する権限及び義務を有していた。C 署長は、本件事故当日のほとんどの場面において、自ら現場の警察官からの無線報告を聞き、指示命令を出していた。

被告人は、本件事故当日、署警備本部の警備副本部長として、本件夏まつりの警備実施全般について C 署長を補佐する立場にあり、情報を収集して C 署長に提供するなどした上、不測の事態が発生した場合やこれが発生するおそれがあると判断した場合には、積極的に C 署長に進言するなどして、C 署長の指揮権を適正に行使させる義務を負っており、実際に、署警備本部内において、現場の警察官との電話等により情報を収集し、C 署長に報告、進言するなどしていた。

なお、署警備本部にいた C 署長や被告人が本件歩道橋付近に関する情報を収集するには、現場の警察官からの無線等による連絡や、テレビモニター（本件歩道橋から約 200m 離れたホテルの屋上に設置された監視カメラからの映像を映すもので、リモコン操作により本件歩道橋内の人の動き等をある程度認識することはできるもの）によるしかなかった。

一方、B 地域官は、本件事故当日、大蔵海岸公園の現場に設けられた現地警備本部の指揮官として、雑踏警戒

班指揮官ら配下警察官を指揮し、参集者の安全を確保すべき業務に従事しており、現場の警察官に会って直接報告を受け、また、明石市が契約した警備会社の警備員の統括責任者らと連携して情報収集することができ、現場付近に配置された機動隊の出動についても、自己の判断で、C 署長を介する方法又は緊急を要する場合は自ら直接要請する方法により実現できる立場にあった。

検察官の職務を行う指定弁護士は、明石警察署副署長である被告人と B 地域官が刑法 254 条 2 項にいう「共犯」にあたり、時効停止事由があり、被告人については公訴時効が停止している等を主張して起訴を行った。

第 1 審判決である神戸地裁平成 25 年 2 月 20 日判決は、本件事故の予見可能性がないため過失自体が否定される結果、その共同正犯も成立せず、ゆえに公訴時効が完成しているとして免訴を言い渡した。

控訴審判決である大阪高裁平成 26 年 4 月 23 日判決は、基本的に第 1 審判決の判断を是認し、過失がないため時効が完成しているとして、指定弁護士の控訴を棄却した。

指定弁護士は、被告人の過失を否定した第 1 審および原審の判決には判例違反、法令違反、事実誤認がある等として上告した。

最高裁第 3 小法廷平成 28 年 7 月 12 日決定は、以下のように判断し、上告を棄却した。

「本件において、被告人と B 地域官が刑法 254 条 2 項にいう『共犯』に該当するというためには、被告人と B 地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある。

そして、業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要であると解されるところ、以上のような明石警察署の職制及び職務執行状況等に照らせば、B 地域官が本件警備計画の策定の第一次的責任者ないし現地警備本部の指揮官という立場にあったのに対し、被告人は、副署長ないし署警備本部の警備副本部長として、C 署長が同警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場にあったもので、B 地域官及び被告人がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていた。本件事故発生の防止のために要求され得る行為も、B 地域官については、本件事故当日午後 8 時頃の時点では、配下警察官を指揮するとともに、C 署長を介し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件歩道橋内への流入規制等を実施すること、本件警備計画の策定段階では、自ら又は配下警察官を指揮して本件警備計画を適切に策定することであったのに対し、被告人については、各時点を通じて、基本的には C 署長に進言することなどにより、B 地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであったといえ、本件事故を回避するために両者が負うべき具体的な注意義務が共同のものであったということはいえない。被

告人につき、B 地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する余地はないというべきである。

そうすると、B 地域官に対する公訴提起によって刑訴法 254 条 2 項に基づき被告人に対する公訴時効が停止するものではなく、原判決が被告人を免訴とした第 1 審判決を維持したことは正当である。

よって、刑訴法 414 条、386 条 1 項 3 号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

3. 判例の動向

この「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」において問題となる最重要点は、最高裁第 3 小法廷平成 28 年 7 月 12 日決定が、「業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要であると解される」として、過失犯の共同正犯の成立要件として「共同義務の共同違反」を認めていることである。最高裁が、時効を認めるか否かという問題での判示ではあるが、刑法犯について、過失犯の共同正犯の成立要件を正面から、明確な表現で認めた意義は極めて大きい²⁾。最高裁が、過失犯の共同正犯の成立を肯定したのは、最 2 小判昭和 28 年 1 月 23 日刑集 7 卷 1 号 303 頁の「メタノール事件」以来である。

「メタノール事件」においては、特別法犯に関して、過失犯の共同正犯が肯定された。すなわち、被告人 A・B は、共同して飲食店を営んでいたが、X から仕入れたウキスキーと称する液体（メタノール 30%以上を含有）を、メタノール含有の有無について不注意にもならぬ検査することなく、意思の連絡のもとに数名の者に販売したという事案に対して、最高裁は、「原判決は、被告人両名の共同経営にかかる飲食店で、右のごとき出所の不確かな液体を客に販売するには『メタノール』を含有するか否かを十分に検査した上で、販売しなければならない義務のあることを判示し、被告人等はいずれも不注意にもこの義務を懈り、必要な検査もしないで、原判決液体は法定の除外量以上の『メタノール』を含有しないものと轻信してこれを客に販売した点において有毒飲食物等取締令 4 条 1 項後段にいわゆる『過失ニ因り違反シタル』ものと認めたものであることは原判文上明らかである。しかして、原判決の確定したところによれば、右飲食店は、被告人両名の共同経営にかかるものであり、右の液体の販売についても、被告人等は、その意思を連絡して販売をしたというのであるから、此点において被告人両名の間に共犯関係の成立を認めるのを相当とする」と判示した³⁾。

この「メタノール事件」は、戦後、最高裁が初めて明白に過失犯の共同正犯を肯定したもので、それだけに議論が多い。本判決は、単純に行為共同説に立って、飲食

店の共同経営と液体販売についての意思連絡に共同正犯の成立の根拠を求めたのではないかという犯罪共同説をとる論者からの批判がある⁴⁾。これに対して、犯罪共同説の立場からも、「不注意な目的的行為共同」という観点から積極的に支持するものもある⁵⁾。

その後、下級審においても、過失犯の共同正犯を肯定する判例が現れてきた⁶⁾。さらに、近時、「共同義務の共同違反」の観点から、過失犯の共同正犯を肯定した東京地判平成 4 年 1 月 23 日判時 1419 号 133 頁「世田谷ケーブル火災事件」がある。すなわち、この判決では、火災の発生を未然に防止するために、「本件の解鉛作業の場合等のように、数名の作業員が数個のトーチランプを使用して共同作業を行い、一時、作業を中断して現場から立ち去るときには、作業慣行としても、各作業員が自己の使用したランプのみならず共同作業に従事した者が使用した全てのランプにつき、相互に指差し呼称して確実に消火した点を確認し合わなければならない業務上の注意義務が、共同作業員全員に課せられていたことが認められる」と判示している。

以上のように、過失犯の共同正犯の成立に関する判例の動向については、戦後、初めて、最 2 小判昭和 28 年 1 月 23 日刑集 7 卷 1 号 303 頁「メタノール事件」が、過失犯の共同正犯の成立を肯定した。その後、下級審において肯定説が相次ぎ⁷⁾、最高裁第 3 小法廷平成 28 年 7 月 12 日決定「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」は、過失犯の共同正犯の成立要件を正面から、明確な表現で認めた。

4. 学説の検討

学説上、かつては、過失犯の共同正犯の成立に関しては、犯罪共同説の立場に立つ論者は、共同正犯は犯罪結果についての意思の連絡を必要とするが、こと過失行為については結果についての意思の連絡はありえないとして、過失犯の共同正犯を否定するのが一般的であった⁸⁾。これに対して、行為共同説の立場は、共犯を行為の共同（因果関係の問題）とするため、その意思の連絡は単なる行為について存していれば足りるから、過失犯の共同正犯は積極的に肯定された⁹⁾。

近時、学説上、必ずしもこの行為共同説＝過失犯の共同正犯の成立の肯定、犯罪共同説＝過失犯の共同正犯の成立の否定というパラレルな関係はなくなってきた。これは、過失犯の共同正犯の問題点が、「意思の連絡」だけに存するのではなく、「過失行為の共同」といった過失犯の本質の面にも存することの自覚である。すなわち、過失犯の共同正犯は、意思の連絡の可能性のみで基礎づけられるものではなく、むしろ過失行為の本質から基礎づけることのほうがより正当なものを含んでいる¹⁰⁾。この

ように、行為者間の行為が、相互に補充・利用しあうもので、また、不可分の義務があり、相手方の行為まで注意しなければならない行為について、過失犯の共同正犯の成立を認めることが可能である¹¹⁾。

5. 問題の検討

「明石市花火大会歩道橋事故強制起訴事件」の最高裁第3小法廷平成28年7月12日決定は、「業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要である」とし、そして、警備計画の策定段階と、実施段階の双方において、副署長である被告人とB地域官がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていたとした。

最1小決平成22年5月31日は、本件当日の午後8時以降の状況では、強い流入規制等を行わなければ、花火大会終了の前後から歩道橋内において双方向に向かう参集者の流れがぶつかり、雑踏事故が発生することを容易に予見し得たものと認められるとして、B地域官は、直ちに、配下警察官を指揮するとともに、機動隊の出動を要請することにより、歩道橋内への流入規制等を実現して雑踏事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があったとした。

これに対して、最高裁第3小法廷平成28年7月12日決定は、被告人について、本件事故発生防止のために要求され得る行為は、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであったといえ、本件事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということとはできないとした。

この判例の判断に対して、「C署長への要請により機動隊を出動させ雑踏事故を防止する任務（管轄）の棲み分けは地域官と副署長との間で認められず、警備計画策定の経緯や不備に鑑みると、被告人は、B地域官の行動を信頼してよい状況になかった以上、B地域官とともに、現地の状況に関する情報収集を行い、必要に応じて機動隊出動の要請により歩道橋への流入規制を施すべき関係にあったと解される。」という批判がある¹²⁾。

また、「本件に関する具体的判断については、いくつかの疑問が残る。……本決定では被告人の過失の有無に関しては何も述べられていないことである。

……被告人とB（地域官）との間に共同の注意義務がないとするその理由自体にも疑問がある。機動隊による流入規制は警察署長の権限事項であって、ゆえに、Bの上告を棄却した最決平22・5・31刑集64巻4号447頁も、B自ら直接機動隊の出動を命令できるとは断言しなかったのである。この点では、被告人もBと同じく、署長への進言を通じて機動隊の出動を要請する義務しかな

かったのである。それは、『Bと相互に利用補充し合って』行うべき共同の注意義務だと思われる。」という批判がある¹³⁾。

しかし、本決定が、当該警察署の職制及び職務執行状況等を踏まえつつ、副署長とB地域官の具体的な立場・役割の相違を明らかにした上で、本件事故の発生を回避するために、それぞれが負っていた「具体的注意義務」を指摘し、その共同性を否定して、本罪の共同正犯が成立する余地はないとしたのは妥当である、という反論がある¹⁴⁾。

また、「ここでは、情報収集システムの独立と機動隊の指揮に関する独立がポイントとなっているように思われる。すなわち、署内での進言を主とする被告人の義務は現場にいる地域官と情報収集・利用の系統が別であった以上、共同とはいえない、機動隊出動という措置につき、地域官は直接ないし署長を介して、副署長は署長に進言して行う、と独立していた以上、共同とはいえないという判断である。」という指摘があるが¹⁵⁾、妥当である。

さらに、最高裁第3小法廷平成28年7月12日決定は、警備計画の策定段階に関しても、B地域官が本件警備計画の策定の第一次的責任者であったのに対し、被告人は、副署長（署警備本部副本部長）として、あくまでC署長が組織全体を指揮監督するのを補佐する立場で、B地域官及び被告人がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていたとし、被告人について、本件事故発生防止のために要求され得る行為は、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであったといえ、本件事故を回避するために負うべき具体的注意義務がB地域官と共同のものであったということとはできないとしたのである。

これに対して、「被告人には本件歩道橋における雑踏事故の危険性に関する認識がありながらも、同歩道橋における参集者の滞留による混雑防止のための有効な方策などについて具体的な計画が策定されなかった以上、B地域官との関係で、雑踏警備計画の不備を是正して事故を防止すべき『共同義務の共同違反』が認められる可能性はあったように思われる。」という批判がある¹⁶⁾。

しかし、「しいていえば、地域官と署長、副署長と署長は、共同して雑踏警備計画の改善や当日の流入規制実施を行うべき関係はあるかもしれないが、だから皆まとめて共同正犯だというのは乱暴であろう。」という反論がある¹⁷⁾。

6. むすびにかえて

「明石市花火大会歩道橋事故」は、11名が全身圧迫による呼吸窮迫症候群（圧死）等により死亡し、その死亡者の内訳は、10歳未満の者が9名で、70歳以上の者が

2名であり、そして、183名が傷害を負うという事故であった。「確かに、大規模な事故であり、警備計画の策定や実施に発言の権限を有し、その機会も存在した副署長（副本部長）に対しても、『刑事過失を問わなければ納得し得ない』という気持ちは分からないことはないが、刑事過失が認められた直接の責任者であるB地域官と『共同の注意義務』は認められないといえよう。『共同の注意義務の共同した違反』が認められる場合は、現実には非常に限られることに注意しなければならない。」¹⁸⁾という指摘があることを忘れてはならない。

最高裁第3小法廷平成28年7月12日決定は、過失犯の共同正犯に関する画期的な判例であるということができる。むろん、過失犯の共同正犯の成立に該当しない事例判断である。そのため、過失犯の共同正犯の成立の具体的な限界については、今後の解釈論・実務に委ねられているといえる¹⁹⁾。今後の判例の集積が待たれる。

参考文献

- 1) 大塚裕史「過失犯の共同正犯の成立範囲—明石花火大会歩道橋副署長事件を契機として—」神戸法学雑誌 62 巻 1・2 号(2012 年)1~58 頁。
- 2) 金子博「明石歩道橋事故強制起訴事件最高裁決定」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 刑法 111 号(2017 年)1~4 頁。
- 3) 金子博「過失共同正犯論の現在—最高裁平成 28 年 7 月 12 日第三小法廷決定を契機として—」刑事法ジャーナル 51 号(2017 年)11~23 頁。
- 4) 嶋矢貴之「過失犯の共同正犯」『刑法の争点』(有斐閣・2007 年)108~109 頁。
- 5) 嶋矢貴之「歩道橋での雑踏事故における警察署副署長の同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯の成否」『平成 28 年度重要判例解説』(有斐閣・2017 年)166~167 頁。
- 6) 成瀬幸典「業務上過失致死傷罪の共同正犯の成立が否定された事例」法学教室 435 号(2016 年)178 頁。
- 7) 古川伸彦「過失犯はいかにして『共同して』『実行』されうるか—明石歩道橋事件を契機として検討の道筋を洗い直す—」刑事法ジャーナル 51 号(2017 年)4~10 頁。
- 8) 前田雅英「過失の共同正犯—最三小決平成 28 年 7 月 12 日(裁時 1656-5) —」捜査研究 790 号(2016 年)41~53 頁。
- 9) 松宮孝明「過失犯の共同正犯—明石歩道橋事故強制起訴事件上告審決定—」法学セミナー 743 号(2016 年)123 頁。

注

- 1) 最高裁判所第3小法廷平成28年7月12日決定(平成26(あ)747号、業務上過失致死傷被告事件)(刑集70巻6号411頁)。
- 2) 前田雅英「過失の共同正犯—最三小決平成28年7月12日(裁時1656-5) —」捜査研究790号(2016年)44頁参照。
- 3) ただし、「過失犯には共同正犯を認むべきではないと信ずるから、本件に刑法60条を適用した原判決は失当であり……破棄するべきものである」とする小谷裁判官の少数意見がある。
- 4) 小野清一郎「過失犯の共同正犯といふことがあるか」『刑事判例評釈集第15巻』(有斐閣・昭和28年)5・6頁。
- 5) 内田文昭『総合判例研究叢書刑法(26)「過失と共犯」』(有斐閣・昭和40年)164頁、鈴木茂嗣「過失の共同正犯」『刑法の判例第2版』(有斐閣・昭和48年)130頁。
- 6) たとえば、被告人両名が、土木出張所分室において素焼こんろを床板上で使用し、煮炊きをしていたが、こんろ内の炭火による過熱のために

下部床板がこげ、発火の危険があるのに、消火その他の処置をとらずに帰宅したために過熱発火し、同分室の建物を焼燬したという事案に対して、失火罪の共同正犯を認めた判例(名古屋高判昭和31年10月22日高裁特報3巻22号1007頁)や、酩酊して、繫留中の観光船を運行しようとして、その種の運行の技能も経験もないのかかわらず、Aは同船の操縦を、Bはその機関部の操作をなし、同船を衝突坐礁させて破損したという事案に対して両名共同して同船を運航し、過失により同船を破壊させた点に過失往来妨害罪の共同正犯を認めた判例(佐世保簡裁略式命令昭和36年8月3日下刑集3巻7=8号816頁)がある。

- 7) 拙稿「過失共同正犯論について」中京大学大学院生法学研究論集2号(1981年)68~93頁参照。
- 8) 団藤重光『刑法綱要総論改訂版』(創文社・昭和54年)367頁。
- 9) 牧野英一『改訂日本刑法』(有斐閣・昭和7年)407頁、中義勝「過失の共同正犯」『刑法判例百選I総論』(有斐閣・昭和53年)178・179頁。
- 10) この点について、『犯罪共同説か行為共同説か』という共同正犯論から、過失の実行行為を重視するのか、不注意に結果を惹起したものとしての過失を中心に考えるのかという過失の本質論へ重点が移行してきたといつてよい。(前田雅英「過失の共同正犯—最三小決平成28年7月12日(裁時1656-5) —」捜査研究790号(2016年)46頁)という指摘がある。
- 11) 拙稿「過失共同正犯論について」中京大学大学院生法学研究論集2号(1981年)68~93頁参照。
- 12) 金子博「明石歩道橋事故強制起訴事件最高裁決定」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 刑法 111 号(2017 年)3 頁。
- 13) 松宮孝明「過失犯の共同正犯—明石歩道橋事故強制起訴事件上告審決定—」法学セミナー743号(2016年)123頁。この見解に対して、本決定が被告人の過失の有無の判断をあえて避けたとみるのは穿ちすぎであろう、という反論がある(成瀬幸典「業務上過失致死傷罪の共同正犯の成立が否定された事例」法学教室435号(2016年)178頁)。
- 14) 成瀬幸典「業務上過失致死傷罪の共同正犯の成立が否定された事例」法学教室435号(2016年)178頁。
- 15) 嶋矢貴之「歩道橋での雑踏事故における警察署副署長の同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯の成否」『平成28年度重要判例解説』(有斐閣・2017年)167頁。
- 16) 金子博「明石歩道橋事故強制起訴事件最高裁決定」TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 刑法 111 号(2017 年)4 頁。
- 17) 古川伸彦「過失犯はいかにして『共同して』『実行』されうるか—明石歩道橋事件を契機として検討の道筋を洗い直す—」刑事法ジャーナル51号(2017年)10頁。確かに、明石警察署署長Cの監督過失を問う余地はあったように思われるが、平成19年に死去している。
- 18) そして、『注意義務の共同』を強調すると、『事故防止という共通の目的の下に参画した者は、事故発生に関して、すべて共同過失を認め得る』ということになりかねない……。しかし、一個の過失行為を共同しない類型、不作為型の類型では、同一の注意義務の認定が慎重に行われる必要がある。その際には、過失(共同正)犯として処罰に値するだけの注意義務の認定が必要であり、形式上は構成要件に該当し得る数多くの行為の中から可罰性のある行為を選別する過失犯の場合には、過失単独犯を成り立たせるだけの注意義務に『近いもの』が、共同正犯にも要求されているのである。」という指摘がある(前田雅英「過失の共同正犯—最三小決平成28年7月12日(裁時1656-5) —」捜査研究790号(2016年)53頁)。
- 19) 嶋矢貴之「歩道橋での雑踏事故における警察署副署長の同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯の成否」『平成28年度重要判例解説』(有斐閣・2017年)167頁参照。

教育活動

デザイン学科

愛知産業大学 造形学部デザイン学科 卒業研究・制作展 学内展および GAKUTEN

日時：2017年2月9日（木）～11日（土）

会場：愛知産業大学2号館、スチューデントスクエア、言語・情報共育センター

愛知産業大学 造形学部 卒業研究・制作展 学外展

日時：2017年2月28日（火）～3月5日（日）

会場：愛知県美術館ギャラリー8階 J1・2室

「岡崎市市政だより」表紙デザイン（学生制作）

日時：2017年4月～2018年3月

岡崎市役所広報課依頼

岡崎市商店街街頭フラッグデザイン（学生制作）

日時：2017年7月～2018年3月

未来城下町連合主催事業、簗田商店街他市内11カ所に設置

「デザインプロジェクトⅠ——地元藤川の『むらさき麦』を使った商品企画プロジェクト」

プレゼンテーション（主催）

日時：2017年7月10日（月）

会場：愛知産業大学2号館2503講義室

愛知産業大学 造形学部 教員と卒業生による研究・制作展 2017 （主催：愛知産業大学 造形学部／

協賛：愛知産業大学 校友会）

日時：2017年10月17日（火）～10月22日（日）

会場：愛知芸術文化センター12階 アートスペース G/H室

建築学科

第3回 アーキテクチャー・コンペティション・チーム 愛産大学内コンペ

日時：2017年4月13日（木）

テーマ：「オープンカフェのバス停」

第4回 アーキテクチャー・コンペティション・チーム 愛産大学内コンペ

日時：2017年8月2日（月）

テーマ：「小さなライブラリー」

愛知産業大学 建築学科 建築設計優秀展 2017

日時：2017年4月4日（火）～4月9日（日）

場所：名古屋都市センター11階 まちづくり広場

第58回全国大学・高専卒業設計展示会（日本建築学会・各支部共通事業 主催）
（学生出展）

日時：2017年5月17日～2018年1月21日

会場：全国34カ所巡回

第16回（2017年度）愛知産業大学 建築コンペティション（主催）

A部門「ちいさな駅舎」

B部門「建築家作品の鉛筆描きによるトレース」

C部門「手づくりの木工作品」

日時：2017年11月4日（土）（二次審査会および表彰式）

会場：愛知産業大学3号館1階3101講義室

企業との合同制作

テーマ：「ウィンターイルミネーション」

点灯期間：2017年12月20日～2018年度3月末

会場：有限会社原田電工社敷地内

第17回学生フォーラム

岡崎市7大学の学生による研究発表会・展示

日時：2017年12月23日（土）13：00～17：30

会場：岡崎女子大学 岡崎女子短期大学 2号館ホワイエ

造形学研究科

愛知産業大学大学院・公開講座（主催）

講義1「18世紀フランス美術の華」

杉山奈生子（愛知産業大学大学院 造形学研究科准教授）

講義2「こどもにやさしいまちをつくる都市の施策と組織」

矢田努（愛知産業大学大学院 造形学研究科教授 建築学専攻長）

高木清江（愛知産業大学大学院 造形学研究科准教授）

日時：2018年1月20日（土）13:00～15:00

会場：岡崎市図書館交流プラザ りぶら 会議室 103

通信教育部デザイン学科

2017年度愛知産業大学造形学部卒業研究・制作展

2017年2月27日（火）～3月4日（日）

会場：名古屋市民ギャラリー栄8階9・10室

通信教育部建築学科

愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 建築卒業研究展 [名古屋会場]

2017年2月28日（火）～3月12日（日）

会場：名古屋都市センター11階企画展示コーナー

愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 建築卒業研究公開講評会

2017年3月5日（日） 13:30～16:30

会場：名古屋都市センター11階 大研修室（大ホール）

愛知産業大学通信教育部造形学部建築学科 建築卒業研究展 [東京会場]

2017年3月24日（金）～3月26日（日）

会場：建築会館ギャラリー（日本建築学会）

第58回全国大学・高専卒業設計展示会（日本建築学会・各支部共通事業 主催）（学生出展）

2017年5月17日（水）～2018年1月21日（日）

会場：全国34箇所巡回

第40回学生設計優秀作品展－建築・都市・環境－（学生設計優秀作品展組織委員会・レモン画翠 主催）
（学生出展）

2017年5月3日（水）～5月6日（土）

会場：明治大学駿河台校舎 アカデミーコモン 2F

堀越哲美（研究代表者）

平成27-29年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成）基盤研究（C）（一般）
「気候風土に依拠した住居・集落が呈する環境と意匠の設計手法分析」100万円（平成29年度分）

石川 清（研究代表者）

平成27-29年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成）基盤研究（C）（一般）
「中世フィレンツェにおける塔状居住の様態と政治体制との関わりに関する研究」130万円
（平成29年度分）

矢田 努（研究代表者）

平成27-29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（B）（一般）
「子どもにやさしい都市のための都市環境評価システムに関する研究」91万円（平成29年度分）

新井勇治（研究代表者）

平成28-31年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成）基盤研究（C）（一般）
「中東地域の伝統的な建築における半戸外空間と中庭の機能に関する研究」80万円
（平成29年度分）

高木清江（研究分担者）

平成27-29年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金）基盤研究（B）（一般）
「子どもにやさしい都市のための都市環境評価システムに関する研究」45万円（平成29年度分）

愛知産業大学造形学研究所（以下、「研究所」という）は、「造形学に関する理論並びに實際を研究し、併せて地域文化の進歩向上に貢献すること」（愛知産業大学造形学研究所規程—以下、「規程」という—第3条）を目的として、平成16年4月に愛知産業大学内に設置されました。「所員」は、愛知産業大学及び愛知産業大学短期大学の専任教員のほか、学部の非常勤講師など、目的に賛同しかつ研究所が認めた者で構成されます。このほかに、本学大学院を修了した者や所長が特に認めた者を「研究員」とすることができます。

また、研究所の事業は、規程第4条に次のように定められており、造形学部（通学課程）、通信教育部造形学部、及び大学院造形学研究科が一体となって、キャンパス内外で積極的に展開しています。

- （1）造形学に関する研究ならびに調査
 - ア．教員に対する研究助成
 - イ．研究成果、調査資料の普及発表及び研究所報の刊行等
- （2）研究会、報告会、講習会、講演会、公開講座等の開催
- （3）研究資料の収集・整理及び保管
- （4）国内、国外の研究機関との連絡並びに情報交換
- （5）その他必要な事項

造形学研究所報 第 14 号

2018 年 3 月 31 日発行

発行 愛知産業大学造形学研究所

所長 石川 清

〒444-0005 愛知県岡崎市岡町原山 12-5

TEL 0564-48-4511 / FAX 0564-48-7756

<http://www.asu.ac.jp>

編集 石川 清

林 羊歯代

高木 清江

秋田 美穂

松本 篤

伊藤 旬二

表紙デザイン 宮下 浩

造形学研究所報

二〇一八年十四号

ISSN 2188-377X

AICHI SANGYO UNIVERSITY

愛知産業大学 造形学部